

第 3 部

日伯経済協力に関する提言



第1章 日伯関係の歴史

第1部および第2部における日伯経済の比較研究をふまえて、第3部では日伯経済協力分野の検討を行なうが、その前にまず、日伯経済関係の歴史および現状を概観する必要がある。こうした検討のうえに立って、はじめて両国間の最も望ましい経済協力分野を明らかにすることができるとであろう。

1 移住から企業進出まで

日本とブラジルの外交関係は、1895年の修好通商航海条約の締結によって始まったが、両国間の関係が本格化するのは、1908年6月18日に最初の日本移民781名をのせた笠戸丸がサントスに入港してからである。それ以来今日まで、約25万人の日本移民がブラジルに渡り、主として農業者としてブラジル各地に入植した。日伯両国の貿易関係は1910年代から始まったが、1930年ごろまではわずかな額にとどまった。1930年代半ばから、日本のブラジル綿花の輸入がふえる一方、日本からは生糸、毛糸、雑貨などが輸出されたが、日本側の大幅な輸入超過であった。

第2次世界大戦によって中断された日伯関係は、1952年5月20日の平和条約の発効、外交関係の復活とともに再開された。ブラジルへの移住は1952年以降、しだいに増加し、同年の1073人から、1955年には4130人、1960年には7191人と戦後の最高に達したが、その後、日本経済の急速な成長と労働力不足傾向につれて、急減した。ブラジル移住者は1964年には1000人を割り、以後大体500人前後で推移している。しかも近年は、農業移住者が減少しているのに対し、技術移住者がふえているのが目立つ。そして、1973年3月27日には、日本移民約300人をのせた最後の移民船にぼん丸がサントスに入港し、これによって、65年間続いた船による集団移住に終止符が打たれ、航空機による移住に代わった。

一方、両国間の貿易および経済協力関係は戦後、しだいに活発化した。日伯貿易は1954年に日本のブラジル綿花大量買い付けなどを反映して、往復1億5000万ドルを記録したあと、一進一退をたどったが、1968年以降、ブラジル経済の高度成長を反映して急増を示し、1972年には往復6億ドルを突破した。日本からの輸出品は主として、鉄鋼、機械類などの重工業品であり、輸入品は鉄鉱石、綿花、砂糖、コーヒー、大豆などの一次産品が多い。1960-63年には日本の輸出超過であったが、1964-67年には輸入超過となった。

その後も1968年を除いて日本の輸入超過傾向が続いたが、1971年からは輸出超過に転じ、72年は大幅な出超を示した。こうした貿易の増大と並んで、日本のブラジル向け民間投資も近年、増加の一途をたどっている。1954年に富士銀行が南米銀行に資本参加したのをはじめとして、商社、銀行、各種製造工業が相次いでブラジルへ進出した。当初の企業進出はブラジルが輸入代替による積極的な工業化を図った1954-61年に集中し、この間に戦後日本が実施した3大海外投資の1つであるウジミナス製鉄所をはじめ、石川島ブラジル造船所などへの投資が行なわれた。その結果、1961年末現在の進出企業数は45社、投資累計額（同年9月末許可実績）は1億5800万ドルに上った。1962年以後はブラジルのインフレーション激化と経済停滞に伴って、日本の対伯投資も鈍化した。1964年の軍事革命後は日本企業の進出は再び活発化した。1969年末現在の進出企業数は84社、投資累計額（同年3月末）は2億3000万ドルに達した。

さらに、1970年代にはいり、ブラジルの経済成長が軌道に乗ると、日本企業の進出も加速的に増大し、1973年にはブーム状態を現出させるに至った。1972年末現在の進出企業数は92社だったのが、73年9月末には236社に上り、同年末には300社近くに達したものとみられている。また、投資累計額も1972年3月末の4億ドルから、1973年3月末には5億6900万ドル、同年9月末には7億4100万ドルへと急増した。これは日本のラテン・アメリカ向け投資累計額14億6300万ドルの半分以上を占め、日本の海外投資総額の約9割に当たる。また、日伯経済関係の画期的な出来事として、1973年11月の初のブラジル国債（100億円）の発行がある。

一方、政府ベースの経済協力は民間投資に比べるとまだ少ないが、近年、増加傾向を示している。ブラジルに対する政府ベースの資金協力としては、まず1962年から1966年にかけて4回にわたり行なわれた延払債権の繰延があげられる。これは主としてウジミナス製鉄所に対するものである。また円借款はこれまで6回供与されている。

延払輸出も1970年以後、急増しており、1969年の4581万ドルから1970年には9356万ドル、1971年1億5814万ドル、1972年2億1907万ドルへと大幅に増加した。

技術協力分野では、日本は1972年3月末までに政府ベースで281人の研修生と83人の留学生をブラジルから受け入れ、80人の専門家をブラジルへ派遣した。民間ベースでは、1972年3月末までに255人の研修生を受け入れ、経営専門家14人、技術者366人を派遣している。こうした技術協力を促進するため、1970年9月に日伯技術協力基本協定が締結され、1971年7月15日発効した。

このほか、日伯両国間の交流を促進するためすでに、日伯航空運送協定（1962年10月10日発効）、日伯移住協定（1963年10月29日発効）、日伯文化協定（1964年11月17日発効）、日伯租税条約（1967年12月31日発効）が締結されている。

また、日伯間の経済、資本および技術協力の促進に関する諸問題ならびにその他日伯関係に重要な経済および貿易問題を政府レベルで討議する機関として、1967年2月に「日伯経済合同委員会」（Comissão Econômica Mista Brasil-Japão-CEMIBJ）が創設された。同委員会はブラジル政府のイニシアチブで設置されたもので、現在まで4回にわたり開かれた。

- (1) 第1回会議 1968年2月14-15日、東京、外務省
- (2) 第2回会議 1969年5月21-22日、リオデジャネイロ、外務省
- (3) 第3回会議 1971年10月26日-27日、ブラリア、外務省
- (4) 第4回会議 1973年9月17-18日、東京、外務省

一方、民間レベルでも、経団連とブラジル産業界の間で「日伯経済合同委員会」（Nipo-Brazilian Committee of Businessmen）が設立され、その第1回会合が1973年11月9日経団連において開催された。

このように、日伯関係はかつての移民中心の関係から、貿易、資本、技術、文化など多面的な協力の関係へと変わってきている。

2 日伯新時代への期待

既述のように、日伯関係は1970年代にはいり、ますます緊密の度を加えており、いまや新しい段階にはいったといえることができよう。事実、日本においては1972年ごろから、未曾有の「ブラジル・ブーム」が続いており、ブラジル、特にその経済成長に対する関心がとみに高まっている。こうした空気を反映して、ブラジルへの企業進出が活発化し、要人および使節団の訪伯も相次いでいる。1972年11月には、植村甲午郎氏を団長とする経団連使節団がブラジルを訪問し、1973年3月26日—4月8日にはサンパウロで「日本産業界見本市」（Feira Industrial Japonesa）が開催され、その際、日本政府特使として藤山愛一郎元外相が派遣された。

一方、ブラジル側の日本に対する関心も増大している。1972年初めには、デルフィン・ネット（Antônio Delfim Netto）蔵相、ベローゾ（João Paulo dos Reis Velloso）企画相が相次いで来日、両国間の経済協力について日本政府当局者と会談した。さらに、プラティニ・モラエス（Marcus Vinícius Pratini de Moraes）商工相、パスアリーニョ（Jarbas Gonçalves Passarinho）教育文化相、レイテ（Antônio Dias Leite Junior）

鉄山動力相も来日した。また、連邦および州政府の経済使節団も相次いで日本を訪問しており、1973年1月にはペコーラ（José Flavio Pécora）大蔵次官を団長とする使節団がブラジル経済情勢を日本政府に説明するため訪日し、その際、経団連において在日ブラジル大使館の主催で「ブラジル経済セミナー」が開催された。

このように日伯関係がきわめて緊密になってきた理由としては、次の5点をあげることができよう。

第1に、日伯関係が相互補完的であることである。貿易についていえば、日本はブラジルに対し、主として工業製品や機械設備を供給し、それと交換にブラジルは日本に対し、鉄鉱石、綿花、大豆などの原料および食料を提供している。さらに、日本はブラジルに不足している資本および技術を供与している。

第2に、日本とブラジル経済の高度成長が両国をより接近させたことである。近年のブラジル経済の急速な成長は、日本企業に対して多くの投資機会を提供し、ブラジルの企業も特に石油化学、エレクトロニクスなどの分野で日本資本との合併に大きな関心を示した。他方、日本も1960年代の高度成長の結果、1973年初めには200億ドルにも上る外貨準備を保有し、円の切り上げ圧力を回避するため、海外への資本輸出を増大させる必要があった。しかも国内における工場立地難や原料入手難から、海外に進出する必要性が生じた。その場合、日本企業にとってブラジルは、市場規模が大きく、資源が豊富で、かつ日系人が存在するなどの多くの利点を有する最も有望な投資市場として注目されたわけである。

第3に、両国を取り巻く国際環境の変化である。偶然にも日伯両国は主要輸出市場として米国に依存している。米国はブラジルの輸出全体の25%、輸入全体の30%を占めている。また日本の対外貿易の大体30%は対米向けである。しかしながら、近年、ラテン・アメリカでは、米国への依存を減じ、貿易市場を多角化しようとする傾向がみられる。ブラジルもその例外ではなく、今後輸出をますます促進していくためには、よりグローバルな貿易政策をとる必要がある。この点、世界有数の食料および原料輸入国である日本は、ブラジルの農産物や鉱産物の有力な輸出市場として注目されるようになった。一方、日本にとっても米国市場への過度の依存は円の切り上げ圧力など多くの問題を引き起こしてきた。したがって、日本もその輸出市場をもつと多角化する必要があり、高度成長を続けるブラジルは資本財の有望な市場となっている。

第4に、ブラジルにおける日系人の存在である。同国には現在、70万人余の日系人がおり、ブラジル社会の種々の分野において活躍している。とりわけ、日本移民のブラジル農業に対する貢献は高く評価されている。日系人はブラジルの全人口の0.7%を占めているにすぎないが、

同国の主要農産物生産に占める日系農業者（日系人口の約5割が農業に従事）の割合は、茶の0.2%を筆頭にラミー麻0.1%、はっか0.0%、黒こしょう8.2%、薩8.0%、トマト5.8%、鶏卵4.4%、じゃがいも4.1%、落花生2.1%、綿花1.4%、コーヒー0.9%に上っている（サンパウロ新聞社「ブラジル事典」による）。また、日本人の教育熱心さはブラジルの大学における日系二世、三世の比率の高さにも現われており、ブラジルの教育振興に少なからぬ影響を与えているものと思われる。さらに、ウジミナス製鉄所、石川島ブラジル造船所など日系企業の高い技術水準は、ブラジル産業界において高い評価を受けている。こうした日本人に対するイメージは、日本企業のブラジルへの進出を一層容易にしているといえよう。

第5に、日伯両国が地理的に離れていることで、これは両国間になんらの政治的問題もないという意味で重要である。つまり、日本はブラジルにおいては「手が汚れていない」のである。

要するに、日伯両国は地理的に逆く離れているものの、歴史的に移民を通じて強く結ばれているうえに、近年の経済発展に伴なって相互補完的な関係がますます強まっているわけである。日本がブラジルに期待しているものとしては、次の4点があげられよう。

- (1) 日本経済の国際化に伴なって、わが国にとってラテン・アメリカの重要性はしだいに高まりつつあるが、なかでもその指導的地位にあるブラジルの重要性はきわめて大きい。
- (2) ラテン・アメリカの一部の国が外国資本に対する規制を強めているのに対し、ブラジルは外資に対して比較的自由的な態度をとっているため、日本企業にとって最も有望な投資市場となっている。しかも70万人に上る日系人の存在はいろいろな意味でわが国企業に有利な条件となっている。
- (3) 未開発の豊富な資源を有するブラジルは、資源の乏しいわが国にとって大きな魅力であり、資源供給源の多角化を図るうえでも重要である。特に、多くの未開発地をもつブラジルは、世界的に不足が目立つ食糧の供給国として大きな潜在力を有している。
- (4) 1億の人口をもち、かつ高度成長を続けるブラジルは、わが国の有力な輸出市場であるが、北米や欧州、アフリカにも近いというブラジルの地理的位置からみて、これらの地域への輸出ベースとしての重要性も無視できない。特に、ブラジルはアフリカ諸国とは人種的、文化的に密接な関係をもっている。

一方、ブラジルが日本に期待するものとしては、次の諸点が考えられる。

- (1) ブラジルは現在、鉱産物と農産物の開発と輸出促進に努めているが、日本は世界有数の資源および食糧の輸入国であり、ブラジル産品の有望な輸出市場となっている。
- (2) ブラジルは一次産品だけでなく、半製品および製品の輸出も積極的に進めているが、これら工業製品の輸出先として日本を重視している。

- (3) ブラジルは外資の導入に当たって一國に過度に依存することを避け、導入先の多様化を図っているが、まだシェアの小さいわが国資本の進出を歓迎している。
- (4) ブラジルはわが国の進出企業が示した技術を高く評価し、農林業、漁業、鉱業、製造業、教育、職業訓練など種々の分野におけるわが国の技術協力を望んでいる。
- (5) 日本からの資本協力としては、直接投資のほか、特にブラジル国内の開発の遅れた地域に対する長期低利の融資を期待している。

第2章 日伯経済関係の現状

次に、日伯経済関係の現状を貿易、投資、経済技術協力の3つの面から、主として統計的に概観してみよう。

1. 貿易

表2-1にみられるように、日伯貿易は近年、着実に増大しており、1972年には6億5000万ドル近くに達した。1972年と1967年を比べると、5年間に輸出が約7倍、輸入は約3倍にふえたことになる。ことに近年、わが国のブラジルへの輸出は急増し、1971年の前年比41.1%増に続いて、1972年も前年比68.1%の大幅増加を示した。一方、輸入は1971年2.4%増、72年11.8%増だった。この結果、1972年の日本の対ラテン・アメリカ貿易に占めるブラジルの比重は、輸出が20.0%でパナマに次いで第2位、輸入は17.0%で第1位となっている。

しかし、日本の貿易総額に占めるブラジルのシェアは、1972年の輸出で1.4%、輸入で1.1%とまだ小さい。一方、ブラジルの貿易総額に占める日本のシェアは6ないし7%ぐらいに上っている。

輸出商品別にみると、機械機器が全体の半分以上を占め、次いで鉄鋼・金属製品、化学品、繊維品の順となっている。輸出全体に占める重化学工業品の割合は約90%に達しているのに対し、軽工業品の比重は10%以下である(表2-2)。

一方、輸入商品の内訳は表2-3の通りで、原料品が全体の70%前後を占め、なかでも鉄鉱石および棉花の比重が大きい。また食料品では、砂糖、冷凍えび、馬肉などの輸入がふえている。さらに1972年には新たな輸入品としてクロム鉱、大豆、原油などが加わった。

近年、日本のブラジル向け輸出が増大しているのは、「輸出回廊計画」などの実施に伴ない機械設備の輸出が大幅に伸びているためである。一方、ブラジルからの原料品、食料品の輸入も増加傾向にあるので、日伯間の貿易は1974年にも10億ドルを突破するのではないかとみられている。

表 2-1 日本の対伯貿易の推移

(単位: 1000ドル)

年	輸 出	輸 入	バ ラ ンス
1950	2,300	1,647	653
1951	21,647	32,303	-10,656
1952	10,950	15,458	-4,508
1953	21,738	39,115	-17,377
1954	78,244	73,832	4,412
1955	33,422	59,278	-25,856
1956	45,156	50,209	-5,053
1957	24,982	44,990	-20,008
1958	41,874	27,101	14,773
1959	37,352	36,356	996
1960	45,736	32,795	12,941
1961	86,029	61,269	24,760
1962	43,558	40,076	3,482
1963	56,275	33,387	17,888
1964	29,019	37,190	-8,171
1965	26,556	49,573	-23,017
1966	44,017	60,602	-16,585
1967	54,556	85,633	-31,074
1968	102,069	87,118	14,951
1969	120,541	148,283	-27,742
1970	166,731	217,853	-51,122
1971	235,211	223,063	12,148
1972	395,337	249,403	145,934
1973 [※]	393,742	290,642	103,100

※ 1~9月

(出所) 大蔵省『外国貿易概況』

表2-2 日本の対ブラジル輸出

(単位: 1000ドル)

商品別	年 別	数量単位	1970年		1971年		1972年		対前年比 (%)
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
総計		—	—	166,731	—	235,211	—	395,337	168.1
食料品		—	—	250	—	406	—	472	116.3
原燃料		—	—	735	—	2,570	—	1,608	62.6
軽工業品		—	—	13,885	—	22,382	—	33,712	150.6
織維品		—	—	6,724	—	11,540	—	14,595	126.5
合成繊維短繊維	MT		1,391	1,540	3,549	3,198	3,998	3,553	111.1
ビスコース短繊維	"		1,612	1,037	2,508	1,536	2,432	1,512	98.4
合成繊維糸	"		208	526	1,527	2,836	2,467	4,720	166.4
合成繊維織物	千SM		5,111	2,426	5,776	2,578	6,283	3,056	118.5
非金属鉱物製品	—	—	—	843	—	3,152	—	5,738	182.0
耐火レンガ	MT		143	78	6,139	1,619	11,233	2,864	176.9
ガラスおよび同製品	—	—	—	462	—	1,156	—	2,416	209.0
その他の軽工業品	—	—	—	6,317	—	7,690	—	13,379	174.0
ゴム製品	MT		338	913	404	898	1,954	3,498	389.5
重化学工業品	—	—	—	151,002	—	207,864	—	357,342	171.9
化学品	—	—	—	13,822	—	22,122	—	26,867	121.4
有機化合物	—	—	—	4,579	—	5,594	—	11,234	200.8
化学肥料	MT		1,785	150	6,734	415	74,563	2,043	493.5
人造プラスチック	—	—	—	7,011	—	12,487	—	3,536	68.4
金属品	—	—	—	45,007	—	85,501	—	76,204	89.1
鉄鋼	MT		191,017	41,333	506,676	76,719	257,930	59,856	78.0
ピレット, シート	"		29,925	2,255	149,347	12,170	0	0	0.0
棒形	鋼	"	1,864	407	16,271	2,458	3,025	666	27.1
線材	"	"	2,857	541	11,540	2,154	10,867	2,053	95.3
厚板	"	"	3,348	2,014	37,071	5,599	16,516	4,072	72.7
薄板	"	"	88,988	22,423	168,128	30,301	146,749	30,862	101.9
ブリキ板	"	"	11,538	2,673	19,558	5,227	13,903	3,724	71.2
亜鉛鉄板	"	"	14,732	2,814	28,462	4,773	14,689	2,795	58.6
帯鋼	"	"	2,335	1,232	39,924	4,974	5,179	2,400	48.3
鉄鋼の線	"	"	1,666	651	3,297	1,538	4,837	2,138	139.0
管および継手	"	"	12,502	2,629	14,256	3,598	12,992	4,023	111.8
金属製品	—	—	—	3,191	—	7,988	—	15,727	196.9
鉄鋼製構造物, 同建設材料	MT		378	379	12,036	3,377	19,851	8,786	260.2

機 械 機 器	-	-	92,172	-	100,240	-	254,271	253.7
(機 械 類)	-	-	80,151	-	80,009	-	220,224	266.5
一 般 機 械	-	-	30,811	-	40,877	-	120,510	278.3
内 燃 機 関 (除 航 空 機 用)	-	-	2,057	-	2,054	-	4,554	154.2
ウ ォ ー タ ー タ ー ビ ン	NO	1	3,183	2	872	1	2,076	300.0
農 業 機 械	-	-	1,804	-	3,108	-	13,000	437.7
事 務 用 機 器	-	-	4,922	-	8,322	-	13,980	168.0
金 属 加 工 機 械	-	-	1,559	-	1,616	-	11,062	740.2
機 組 機 械	-	-	2,123	-	8,148	-	5,126	62.9
ミ シ ン	-	-	1,498	-	2,288	-	3,022	171.4
鉱 山 ・ 建 設 機 械	NO	225	1,502	284	2,846	827	0,780	238.5
加 熱 ま た は 冷 却 用 機 器	-	-	1,325	-	2,302	-	11,438	406.0
液 体 用 ポ ン プ	NO	35,222	697	48,952	1,349	86,818	2,383	170.6
荷 役 機 械	-	-	1,143	-	381	-	17,423	49倍
軸 受	MT	1,028	2,242	1,420	3,001	1,012	5,074	145.4
コ ッ ク , 弁 類 (除 車 両 用)	KG	144,354	624	341,241	1,576	262,692	1,398	88.7
電 気 機 械	-	-	33,918	-	41,153	-	66,634	161.9
発 電 機	NO	1,599	372	430	1,866	1,443	1,191	63.8
電 動 機	"	37,205	137	50,480	894	64,203	4,745	536.8
電 気 回 路 用 品 (含 部 品)	-	-	4,331	-	3,173	-	4,581	144.4
配 電 盤 , 制 御 盤	NO	480	515	805	2,455	1,984	4,855	197.8
ラ ノ オ 受 信 機	"	12,653	437	24,550	704	76,384	2,172	308.5
有 線 通 信 機 器	"	27,722	2,431	15,993	2,577	18,461	11,781	457.2
通 信 機 器 部 品	-	-	5,107	-	1,999	-	5,547	277.5
絶 縁 電 線	KG	793,818	1,503	854,360	2,081	481,237	1,255	60.3
熱 電 子 管	千NO	2,558	1,125	1,722	1,030	3,447	2,637	256.0
電 気 計 測 機 器	NO	182,394	1,661	88,192	1,614	214,821	2,350	145.6
電 気 用 炭 素 , 黒 鉛 製 品	-	-	1,583	-	1,466	-	1,455	99.2
テ ー プ レ コ ー ダ ー	NO	172,994	5,042	180,710	4,853	309,192	8,569	176.6
輸 送 機 械	-	-	20,805	-	3,163	-	42,345	13倍
鉄 道 車 両	-	-	122	-	317	-	3,077	970.7
二 輪 自 動 車 (含 部 品)	-	-	912	-	1,672	-	2,881	172.3
鉛 酸 蓄 電池	-	-	18,896	-	8	-	34,320	290倍
精 密 機 械	-	-	6,638	-	9,048	-	15,777	174.4
カ メ ラ (本 体)	NO	44,762	1,330	63,652	1,596	89,542	2,904	182.0
時 計	-	-	1,358	-	1,530	-	3,813	249.2
再 輸 出 , 特 殊 取 扱 品	-	-	859	-	1,989	-	2,204	110.8

(出 所) 通 商 産 業 省 『 通 商 白 書 』

表 2-3 日本の対ブラジル輸入

(単位：1000ドル)

商品別	年 別	数量 単位	1970年		1971年		1972年		前 年 比 (%)
			数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
総 計	-	-	-	217,853	-	223,063	-	249,403	111.8
食 料 品	-	-	-	65,339	-	48,980	-	59,851	122.2
馬 肉	MT	13,941	7,019	13,249	7,816	21,006	14,476	185.2	
冷 凍 え び	"	657	1,706	1,076	3,244	1,929	6,935	213.8	
とうもろこし(除飼 料用)	"	34,942	2,593	127,944	9,352	0	0	0.0	
砂 糖	"	143,578	14,423	25,773	2,977	111,348	18,056	606.5	
コ ー ヒ ー	"	31,854	21,540	17,467	9,811	23,904	18,365	187.2	
とうもろこし(飼料 用)	"	108,557	7,569	177,142	12,824	0	0	0.0	
植 物 性 油 か す	"	39,393	3,737	7,106	652	679	42	6.4	
原 料 品	-	-	134,235	-	156,202	-	164,241	105.1	
織 維 原 料	-	-	48,946	-	46,838	-	52,668	112.4	
生 糸	MT	105	1,687	155	2,688	242	4,398	163.6	
綿 花	"	99,771	44,846	82,020	42,395	68,993	46,599	109.9	
ラ ミ	"	5,296	2,088	3,871	1,518	2,390	1,065	70.2	
金 属 原 料	-	-	77,601	-	102,911	-	103,831	100.9	
鉄 鉱 石	千MT	6,779	76,366	8,997	99,263	9,335	100,032	100.8	
マ ン ガ ン 鉱	MT	22,350	588	82,144	2,381	45,284	1,397	58.7	
ク ロ ム 鉱	"	0	0	0	0	40,305	1,412	-	
そ の 他 の 原 料 品	-	-	7,688	-	6,453	-	7,742	120.0	
落 花 生	MT	10,019	2,873	3,440	1,101	666	231	21.0	
大 豆	"	0	0	0	0	14,810	2,044	-	
豆 石	"	0	0	22,670	1,345	5,165	232	17.2	
動 植 物 性 油 脂	"	1,789	1,337	1,364	1,277	2,678	2,000	156.6	
上 記 以 外	-	-	18,279	-	17,881	-	25,311	141.6	
原 油 か よ び 粗 油	千KL	0	0	0	0	59	1,276	-	
重 油	"	0	0	104	2,997	142	3,238	108.0	
タ ン カ ー	GT	0	0	21,139	3,675	21,135	3,927	106.9	
貴 石 か よ び 半 貴 石	KG	625,364	2,854	560,756	4,828	675,109	8,073	167.2	
鉄 鋼	MT	114,216	11,907	13,055	3,161	3,204	2,917	92.3	

(出 所) 表 2-2 と同じ。

2. 民間投資

表2-4で明らかなように、日本の対ブラジル民間投資の累計額は1972年度末(1973年3月末)現在で5億0900万ドルに達し、わが国の対ラテン・アメリカ投資総額の58%を占めている。ことに、ここ数年來、日本の対伯投資は急増しており、年間許可実績は1970年度の1900万ドルから1971年度には1億2000万ドル、1972年度には1億6900万ドルに達した。1973年度は前半(1973年4~9月)だけで1億7200万ドルに上り、同年9月末の対伯投資累計額は7億4100万ドルに達したとされている。このテンポで増加すると、日本の対伯投資は1974年には10億ドルを突破するのではないかと予想されている。

対伯投資の形態別内訳は表2-5の通りで、証券取得が最も多く、次いで債権取得、不動産取得、支店の順となっているが、不動産取得と支店設置はきわめて少ない。この表で左側は投資許可累計で、右側はそれから回収額を引いた投資許可残高である。

表2-6は対伯投資の業種別内訳を示したものである。金額で見ると製造業向けの投資が61.7%と一番多く、次いで金融・保険の13.1%、鉱業10.5%、商業5.0%の順となっている。また製造業の中では、鉄鋼・非鉄などの金属が17.0%でトップを占め、次いで造船・自動車などの輸送機が12.7%、機械11.7%、機械9.7%の順であるが、進出企業数で見ると、表2-7のように、商事、機械、電機、化学、金融、保険の順となっている。

日本の対伯投資は1960年代末までは製造業中心であったが、1970年代に入ると、鉱業や建設業などの分野にも行なわれるようになり、投資分野が多様化する傾向を示している。また、進出企業を地域別にみると、約4分の3がサンパウロ州に集中しているが、近年はブラジル各地に進出する傾向がみられる。

日本のブラジル進出企業の資本構成をみると、日本側の出資比率がかなり高い。1969年までに進出した80社のうち、日本の出資比率が75%以上のものは54社に上り、50%以上75%未満のものが12社、25%以上50%未満のものが7社、25%未満が7社となっている。しかし近年はブラジル企業との合併形態がふえている。

表 2-4 日本の対伯民間投資(許可実績)

年 度	対 伯 投 資 (A) (100万ドル)	対 ラ 米 投 資 (B) (100万ドル)	ブラジルの比重 (A)/(B) (%)
1951~58 累計	33	49	67
1959	9	13	61
1960	19	23	83
1961	35	39	90
1962	26	29	90
1963	16	21	76
1964	29	44	66
1965	17	59	29
1966	22	55	40
1967	23	41	56
1968	12	41	29
1969	20	101	20
1970	19	46	41
1971	120	140	86
1972	169	288	59
1951~72 累計	569	989	58

(資料) 通商産業省『経済協力の現状と問題点』から作成

表2-5 対伯投資の形態別内訳(1973年3月末現在)

(単位:1000ドル)

		投資許可累計	投資許可残高
証券取得	件数	197	187
	金額	425,810	405,097
債権取得	件数	136	35
	金額	139,720	103,340
不動産取得	件数	11	9
	金額	2,820	2,024
支店	件数	3	2
	金額	363	52
合計	件数	347	233
	金額	568,712	512,013

表2-6 対伯投資の業種別内訳(1951~72年度累計)

(単位:1000ドル)

	件数	金額	比率(%)
製造業	134	350,799	61.7
食糧	10	9,103	1.6
機械	27	66,773	11.7
木材・パルプ	6	9,751	1.7
化学	12	8,733	1.5
鉄・非鉄	7	96,937	17.0
機械	29	55,080	9.7
電機	22	20,704	3.6
輸送機	6	72,364	12.7
その他	15	11,354	2.0
農林業	11	2,307	0.4
漁・水産業	9	3,385	0.6
鉱業	6	59,674	10.5
建設業	8	2,321	0.4
商業	46	28,691	5.0
金融・保険	22	74,592	13.1
その他	108	46,579	8.2
支店	3	363	0.1
合計	347	568,712	100.0

(出所) 大韓省『財政金融統計月報』1973年9月号

表 2-7 日本のブラジル進出企業

業種 投資開始	金融 保険	商 事	機 械	輸 送 機 器	製 鉄	電 機	化 学	食 品	機 織	そ の 他 製 造	農 林 水 産	鉱 業	サ ー ビ ス	移 住	計
1954	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
1955	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	4
1956	-	4	2	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	1	10
1957	-	3	3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	9
1958	2	-	-	2	1	1	1	-	1	1	-	-	-	-	9
1959	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	4
1960	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	3	-	6
1961	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	2
1962	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
1963	-	-	3	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5
1964	1	4	-	-	-	2	6	-	-	-	-	-	-	-	13
1965	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
1966	2	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-	-	-	-	5
1967	-	2	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	5
1968	1	3	1	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	7
1969	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	3
1970	-	2	1	2	-	1	-	1	-	-	-	-	1	-	8
1971	1	-	2	-	-	1	2	-	1	2	-	-	-	-	9
1972*	-	-	1	-	-	1	1	1	-	3	-	2	-	-	9
計	9	22	14	4	1	11	11	5	7	11	5	2	6	2	110

* 1972年前半

ところで、ブラジル中央銀行の統計によって、同国における外国民間投資の国別内訳をみると、表2-8の通りである。これによると、1972年末現在で日本の投資累計額は1億9270万ドルで、米国、西独、カナダ、英国、スイスに次いで第6位となっている。この金額は日本の統計による投資額（1973年3月末で5億6900万ドル）を相当下回っているが、これは日本の統計が許可ベースであるのに対し、ブラジルの統計は中央銀行への登録にもとづ

くなど、日伯間の統計の相違によるものである。

表2-8 ブラジルへの国別外国民間投資(累計額)

(単位:100万ドル)

	1971年12月末				1972年12月末			
	投資	再投資	合計	比率 (%)	投資	再投資	合計	比率 (%)
米 国	544.0	552.5	1,096.5	37.7	656.5	615.8	1,272.3	37.4
西 独	238.2	93.2	331.4	11.4	271.7	100.6	372.3	10.7
カ ナ ダ	235.8	58.4	294.2	10.1	236.0	39.3	305.3	9.0
英 国	81.1	192.0	273.1	9.4	85.4	195.4	280.8	8.2
ス イ ス	158.5	33.4	191.9	6.6	193.1	60.8	253.9	7.5
日 本	119.7	5.2	124.9	4.3	185.6	7.1	192.7	5.7
フ ラ ン ス	39.3	90.6	129.9	4.5	43.4	121.8	165.2	4.8
そ の 他	373.0	96.6	469.6	16.0	409.2	152.4	561.6	16.5
総 計	1,789.6	1,121.9	2,911.5	100.0	2,080.9	1,323.2	3,404.1	100.0

(出所) Banco Central do Brasil

この表で注目される点は、第1に、1971年と72年を比較した限りでは、投資総額に占める米国、西独、カナダ、英国のシェアが低下しているのに対し、スイス、日本、フランスの比重が上昇していることである。特に、日本のシェアは1971年末の4.3%から72年末には5.7%へと拡大しており、近年の対伯投資の急増からみて、さらに上昇することが予想されている。第2に、欧米各国とも再投資が相当な額に上っているのに対し、日本の再投資がきわめて少額にとどまっていることである。これは1つには、日本の外国為替管理法によって日本企業が債権回収の義務を課せられているからである。

次に、表2-9はブラジルにおける外国民間投資の業種別内訳を示したものである。これによると、製造業をはじめ、鉱業、サービス業などへの外国投資が増加しているのに対し、公益事業に対する投資は減少しているのが注目される。

表2-9 ブラジルへの業種別外国民間投資(累計額, カッコ内は全体比)
(単位: 100万)

	1971年末	1972年末
鉱業	26.1 (0.9)	48.2 (1.4)
製造業	2,383.7 (61.8)	2,802.2 (82.3)
非金属	61.6 (2.4)	105.9 (3.1)
金属	213.3 (7.3)	267.0 (7.8)
機械	123.7 (4.2)	161.8 (4.8)
電気通信機	261.6 (9.0)	324.9 (9.5)
輸送機	405.5 (13.9)	475.7 (14.0)
木材	4.0 (0.1)	6.0 (0.2)
紙・ボール紙	67.9 (2.3)	76.4 (2.2)
ゴム	103.7 (3.6)	114.4 (3.4)
化学	624.5 (21.5)	684.6 (20.1)
薬品	113.4 (3.9)	138.3 (4.1)
化粧品	28.3 (1.0)	31.1 (0.9)
プラスチック	17.8 (0.6)	21.0 (0.6)
繊維	69.7 (2.4)	75.0 (2.2)
衣服・履物	12.0 (0.4)	11.3 (0.3)
食品	135.4 (4.7)	161.1 (4.7)
飲料	12.8 (0.4)	17.7 (0.5)
タバコ	112.1 (3.9)	117.6 (3.5)
出版	6.9 (0.2)	6.1 (0.2)
その他	9.1 (0.3)	6.3 (0.2)
建設業	7.8 (0.3)	15.4 (0.5)
公益事業	157.4 (5.4)	214.4 (6.5)
農業	20.7 (0.7)	27.4 (0.8)
サービス業	276.3 (9.5)	319.4 (9.7)
その他	39.5 (1.4)	55.4 (1.6)
合計	2,911.5 (100.0)	3,404.1 (100.0)

(出所) 表2-8と同じ。

3. 経済技術協力

3-1 日伯間の大規模プロジェクト

これまでの日伯間の大規模プロジェクトとしては、ウジミナス製鉄所（1958年）および石川島ブラジル造船所（1959年）の建設があげられるが、1970年代にはいり、ブラジルの経済成長が軌道に乗ると、日伯間の経済協力も活発化し、すでにいくつかの大規模プロジェクトが具体化し、注目を集めている。その主なものをあげると次の通り。

(1) 輸出回廊計画

ブラジル政府は大豆、とうもろこし、牛肉などの農畜産物の輸出を促進するため、総費用約6億ドルに上る「輸出回廊」(Corredores de Exportação) 計画を打ち出し、その大部分を1972～76年間に完成させることを目ざしている。この計画はこれらの農畜産物の生産地とヴィトリア、サントス、バラナグア、リオグランデの4港をそれぞれ結ぶ輸出回廊を設けるため、その隘路となっている輸送施設や港湾施設を整備しようというものである。ブラジル政府はこの計画の調査を日本政府に要請し、これに応じて1972年9月、OTCAは調査団をブラジルに派遣した。この調査にもとづき日本側はこの計画に全面的に協力することになり、日本からの機械、設備の購入のために3600万ドルのクレジットを供与する一方、現地経費への援助として総額2億2000万ドルに上る都銀24行によるシンジケート・ローンが与えられた（本計画に関する詳細は海外技術協力事業団「ブラジル連邦共和国輸出回廊計画調査報告書」1973年を参照）。

(2) ツパロン製鉄所建設計画

ブラジル政府の鉄鋼持株会社SIDERBRASは川崎製鉄およびイタリヤのフィンツェルと合弁で、エスピリットサント州のツパロン港に製鉄所を建設する計画を進めている。同製鉄所は1977年に完成のあかつきには、年間300万トンのスラブを生産し、その3分の2を日本とイタリヤに半分ずつ輸出することになっている。総工費は7億5000万ドルと推定されている。

(3) 日伯紙・パルプ資源開発計画

日本の製紙会社13社はブラジルの国策会社パーレ・ド・リオドセ(CVRD)と合弁で、エスピリットサント州およびミナスジェライス州のパルプ資源を開発することになり、現地法人CENIBRA(Celulose Nipo-Brasileira S.A.)およびFLORNI BRA(Empreendimentos Florestais S.A.)の2社を設立した。同計画によると、エスピリットサント州プロジェクトは、1974年から8億3400万ドルの資金を投じて、ドセ川に沿ってユーカリを植え、1981年から年間600万立方メートルの木材を

伐採し、これを加工するためのチップ工場と、パルプ工場を建設しようというもの。一方、ミナスジェライス州プロジェクトは、ウジミナス製鉄所のあるイパチンガにユーカリ材を原料とするパルプ工場を建設し、1976年から操業を開始しようというもの。

(4) イタキ製鉄所建設計画

パラ州のカラジヤスで発見された世界有数の鉄鉱石資源（埋蔵量180億トン、品位69.5%）を利用して、年間1200万トンのブリストルを生産する製鉄所をマラニョン州都サントイス近郊のイタキに建設する計画が、SIDERBRASと新日本製鉄の間で進められている。同製鉄所はこの両社と米国のUSスチールの3社の合併となる予定。この計画およびロンベタスのポーキサイト開発計画（日本のアルミ精錬各社とリオドセ社の合併）に電力を供給するため、アマゾン河の支流トカンチンス川に水力発電所を建設する計画がELETRONORTE（Centrais Elétricas do Norte do Brasil）と電源開発の間で進められている。

3-2 政府援助

日本のブラジルに対する政府ベースの資金協力としては、延払債権の繰延、円借款、延払輸出信用などがあげられる。

(1) 延払債権の繰延

- ① 1962年1月＝1961年10月1日以降1962年12月31日までに満期となる商業債権の約75%に当たる920万ドルの再融資および1962年におけるウジミナス製鉄所の不足資金の一部として830万ドル、合計1750万ドルを限度に、日本輸出入銀行がブラジル国立経済開発銀行（BNDE）に融資。返済条件は1962年3月より5年据置き、11年半の半年賦償還、金利年6%。
- ② 1965年2月＝1963～65年に返済期限のくる債権元本の70%および1966年に返済期限がくる債権元本の40%を対象に、総額770万ドルの債権繰延協定を締結。返済条件は2年半据置き後5年間に返済、金利5.75%
- ③ 1965年3月＝1964～65年に返済期限のくるウジミナス製鉄所債権の2490万ドルの繰延。条件は3年据置き後5年間に返済、金利5.5%。
- ④ 1966年10月＝1966年に返済期限がくるウジミナス製鉄所債権1330万ドルの繰延。条件は3年据置き後5年間に返済、金利5.5%。

(2) 円借款

- ① 1971年4月＝マリンボンダ水力発電所建設計画に対し、輸銀は世界銀行との協調融資として190万ドルを供与。4年据置き後10年間に返済、金利年7%。

- ② 1972年10月＝ブラジル3大製鉄所の拡張計画に対して1億7857万ドルを融資。3年据置き後12年間に返済，金利7%。
- ③ 1973年11月＝ミナスジェライス電力公社（CEMIG）に対し72億円を融資。10年間に返済，金利7%。
- ④ 1973年11月＝フルナス電力公社（FURNAS - Centrais Elétricas S.A.）¹に対し120億円を融資。10年間に返済，金利7%。
- ⑤ 1973年11月＝ブラジル国立経済開発銀行に対し50億円のアンタイド・ローン¹を供与。3年据置き後7年間に返済，金利0.5%。
- ⑥ 1973年11月＝マリンボンダ水力電所に対する融資を5億9000万円から6億3700万円へ+700万円増額。条件は同じ。

なお1972年10月末現在の円借付の国別約束額は表2-10の通りで，ブラジルは2億4390万ドルで全体の0.3%を占めている。

(3) 延払輸出

わが国のブラジルに対する延払輸出は表2-11のように，1969年以来，順調に増加している。ことに，日本企業のブラジルへの活発な進出につれて，産業機械の延払輸出の増大が目立っている。

3-3 技術協力

わが国は1971年度末までに，政府ベースで，OTCAを通じて，農業，公益事業，郵政関係など281人の研修生をブラジルから受け入れるとともに，農業，厚生関係など80人の専門家をブラジルに派遣した。また，これまでに83人の留学生を受け入れている。

民間ベースでは，海外技術者研修協会を通じて，1971年度末までに通信機器，重電機器関係など255人の研修生を受け入れ，また日本ソオス協会よりこれまでに経営専門家14人を派遣し，日本商工会議所関係で366人の技術者を派遣している。

＊ 海外技術訓練センターとしては，1962年にレソフエに機械工業技術訓練センターを設立した。1970年度に突色仕上げコースが増設され，1970年7月の協定終了後も引続き専門家を派遣している。

ところで，日本の対伯援助を他のDAC諸国のそれと比較したのが表2-12である。これをみると，日本の援助は技術協力の面で，米国や西独に著しく劣っていることがわかる。また借款についても，対伯債権の返済があるため，ネットではマイナスとなっている。したがって，わが国としては，民間投資と並んでもっと政府ベースの対伯資金協力を行なう必要があるといえよう。

表2-10 円借款供与(国別コミットメント, 1972年
10月末現在)

国名	コミット額 (百万ドル)	割合(%)
インドネシア	825.5	21.4
インド	721.8	18.7
韓国	393.5	10.2
バングラデシュ	297.0	7.7
タイ	267.3	6.9
ブラジル	243.9	6.3
台湾	176.2	4.6
マレーシア	167.0	4.3
フィリピン	146.0	3.8
ビルマ	122.2	3.2
ペルー	74.5	1.9
IDB	53.4	1.4
ナイジェリア	50.0	1.3
メキシコ	47.6	1.2
スリランカ(セイロン)	44.9	1.2
トルコ	42.4	1.1
南ベトナム	37.3	1.0
ユーゴスラビア	35.0	0.9
イラン	17.0	0.4
バングラデッシュ	16.5	0.4
BCIE	13.4	0.3
エチオピア	12.0	0.3
シンガポール	10.8	0.3
アルゼンチン	10.2	0.3
チリ	6.2	0.2
クワンザニア	5.6	0.1
ケニア	5.6	0.1
クマール	4.2	0.1
ウガンダ	2.8	0.1
コロンビア	2.6	0.1
アフガニスタン	2.0	0.1
ネパール	1.0	0.02
30カ国2国際機関	3,855.9	100.0

(出所) 通商産業省『経済協力の現状と問題点』

表2-11 日本の対伯延払輸出信用

(単位: 1000ドル)

品目	1969年度	1970年度	1971年度	1972年度
総計	45,811	93,563	158,144	219,072
船舶	796	35,111	30,045	64,650
鉄道車両	-	30,480	-	-
機織機械	-	692	55	-
電気機械	17,298	9,348	1,541	-
通信機械	13,828	11,701	17,076	29,036
産業機械	3,521	5,325	108,827	127,379
鉄鋼製品	10,380	906	-	-

(出所) 表2-10と同じ。

表2-12 DAC諸国の対伯援助状況(1971年中)

(単位: 1000ドル)

供与国	実行額				研修生入受(人)	専門家派遣(人)
	贈与	(うち技術協力)	借款	計		
オーストラリア	-	(-)	-	-	-	-
オーストリア	30	(30)	-	30	5	46
ベルギー	334	(334)	-	334	82	26
カナダ	196	(163)	2,195	2,391	-	24
デンマーク	11	(11)	△ 236	△ 225	4	4
フランス	-	(-)	△ 4,900	△ 4,900	346	143
西ドイツ	13,083	(11,869)	13,159	26,242	519	278
イタリア	66	(66)	△ 3,075	△ 3,009	50	13
日本	564	(509)	△ 2,559	△ 1,995	103	64
オランダ	455	(455)	△ 225	230	26	80
ノルウェー	20	(20)	-	20	5	-
スウェーデン	-	(-)	990	990	18	-
スイス	162	(19)	-	162	12	-
イギリス	634	(634)	△ 1,392	△ 758	166	73
アメリカ	36,000	(18,000)	68,000	104,000	-	-
DAC合計	51,555	(32,110)	61,957	113,512	1,336	751

注 ネットベースである。

(出所) 表2-10と同じ。

第 3 章 提 言

これまでの日伯経済比較および日伯関係の分析によって、両国経済の類似点と相違点ならびに両国間の経済協力を推進していくうえでの問題点を明らかにした。そこで最後に、こうした分析結果にもとづいて、日伯経済協力のあり方ならびに日伯間の最も望ましい協力分野を指摘しよう。

1 日伯経済協力のあり方

(1) これまでの分析によって、日伯両国経済の間には多くの類似点とともに基本的な相違点が存在することがわかった。こうした相違点としては、国土の大きさや資源の賦存状態など物理的なもののほか、経済発展の主体的条件（企業経営能力、教育水準、技術吸収能力）や産業構造、貯蓄能力、地域格差などがあげられる。そしてこれらの点こそブラジルが当面解決を図っていかなければならない問題であろう。しかし、経営能力、教育、技術などはいずれも解決に長期を要する問題であり、着実かつ地道な努力を必要としよう。これに対して、産業構造の転換、貯蓄能力の拡大、地域格差の是正などは、ブラジルが現在、まさに直面し、解決しなければならない問題である。したがって、わが国としては、まずこれらの問題の解決についてブラジル側に協力すべきであろう。

(2) 産業構造の転換については、①農業生産および生産性の引き上げ、および②工業部門の重化学工業化が特に重要と思われる。①については、わが国はこれまで、「輸出回廊計画」などを通じて、主としてインフラストラクチャの面においてブラジルの農業発展に協力してきたが、もっと直接的に同国の農業発展に寄与すべきであろう。この点については、すでにサンパウロ州を中心としていた南東伯および南伯において日系コロニアが少なからぬ貢献を行なっているが、わが国はこれらの日系人と協力して、他の地域、特に中西伯や北伯における農業生産の拡大に寄与すべきであろう。もちろん、わが国はこれまで海外移住事業団を通じて、移住地およびその所属地域の農業発展に貢献をしてきたが、同事業団のサービスはどちらかといえは、移民および移住地のアフターケアが中心であり、必ずしも前向きのものであったとはいえないように思われる。幸い、今年半ばには、海外技術協力事業団と海外移住事業団を統合した経済協力事業団が発足することになったので、今後は移住サービスをもっとブラジル農業の本流に結び付いたものに改めていく必要があると考えられる。具体的なわが国の協力分野としては、広大なセラード（Cerrado；灌木サバンナ地帯）の開発、試験研究への協力などがある

る。②の重化学工業化については、わが国はブラジルへの進出企業を通じて、同国の重工業の発展に協力してきた。ウジミナス製鉄所、インブラスなどはその典型的な例である。ブラジルは、農産物と並んで工業製品の輸出振興に力を入れているが、輸出全体に占める工業製品の比重を高めていくためには、1980年代に日本が行なったように、輸出品をしないで軽工業品から重化学工業品に切りかえていく必要がある。そのためには、いまだに重化学工業の基盤整備に着手しなければならないであろう。特に重化学工業は関連企業の裾野が広いから、わが国としては、日本と比べてとりわけブラジルの立ち遅れが目立つ資本財工業、特に機械工業の育成に協力すべきであると思われる。もちろん、ブラジルは日本に比べて農業のウエイトが大きいから、むしろ農工間の均衡的発展の方を重視すべきであるとの意見もあるが、ブラジルにおける鉄鋼業の相対的遅れが現在、同国において深刻な鉄鋼不足をもたらしていることを想起すべきである。また、重化学工業の育成には、技術面や資金面など多くの問題があり、ブラジル政府の確固たる施策と助成策が必要なことはいうまでもない。

(3) 貯蓄能力の拡大については、わが国は対伯直接投資の増加、ブラジル国債の発行などを通じて、ブラジルに協力しているが、わが国のブラジルへの再投資額が欧米諸国に比べてきわめて少ないのは問題である。これは1つにはわが国の外国為替管理法によって日本企業が債権の回収義務を課せられているためであるが、わが国の対伯民間投資によってあげた利益はできるだけブラジルへ再投資するのが望ましいので、再投資を容易にするよう、わが国の外国為替管理法を改める必要がある。また、ブラジルは国内貯蓄増強の一環として資本市場の育成に努めているが、わが国としても日本の経験を生かしてブラジルの証券市場の発展に協力すべきであろう。一方、ブラジルがインフレ対策として採用した「通貨価値修正」は、貯蓄をインフレによる減額から守るためのきわめてユニークな手段であり、わが国にとっても参考となる点が少なくないので、ブラジルの経験を学ぶ必要がある。

(4) 地域格差の是正については、まずわが国としては、ブラジルが国内に南北問題をかかえている現実をよく認識する必要がある。すなわち、南の発展した地域は1人当たり所得が1000ドルにも達し、先進国に近い水準にある一方、北の発展の遅れた地域は1人当たり所得が200～300ドルとまだ低いだけでなく、インフラストラクチャの遅れも目立っているのが現状である。これは地域間の格差があまりない日本などと比べて、大きな相違点である。もちろん、ブラジル政府はこうした地域間の格差を是正するため、PIN や PROTERRA などの計画を実行するとともに、SUDENE や SUDAM などの地域開発機関を通じて年間10億ドル余の資金を投じているが、国土が広大なこともあって、後進地域の開発には相当の時間を要するであろう。そこで、わが国としては、こうしたブラジル政府の地域間格差是正の努力に積

積極的に協力すべきであろう。その際、ブラジルの1人当たり所得は500ドル以上になっているから、もはや同国に対する政府援助は必要ではないといった態度はとるべきではなく、後進地域におけるインフラストラクチャの整備などに対しては、低利のソフト・ローンをも含めた協力を行なうべきである。つまり、これらの後進地域に対して、南の発展した地域と同じような民間投資中心的な考え方をとるべきではない。また、わが国の対伯経済協力が現在、民間投資に偏りすぎていることは、東南アジアにおける経験に照して、改めるべきである。

(5) - ブラジルの経済発展の基本的な条件である企業経営能力、教育水準および技術水準の向上についても、わが国がブラジルに協力すべき分野は少なくない。まず企業経営については、わが国は同国への進出企業を通じて経営技術の移転を行なっているが、この場合、日系人をもっと登用して経営者の育成を図るべきであろう。もっともブラジルにはすでに米国式の経営が広く行きわたっているので、これとの調整を考えたりして、企業経営を行なう必要がある。教育水準の向上については、テレビなど教育メディアの開発や科学技術教育に対する協力などが考えられる。また技術水準の向上については、わが国は職業訓練、技術者の派遣、研修生の受け入れなどの面における技術協力をさらに強化すべきであろう、このほか、ブラジルでは一般に統計の整備が遅れているので、この面でも統計専門家の派遣などによる協力が望ましい。

(6) 以上のような協力を行なううえで、日伯関係の制度面の確立を図る必要がある。現在、日伯両国間には、政府レベルの日伯経済合同委員会と民間レベルの日伯経済合同委員会の2つがあるが、わが国にとってのブラジルの重要性を考えると、閣僚レベルによる日伯経済合同委員会を早急に開くべきであろう。また両国間の幅の広い人的交流を図るため、「日伯文化交流基金」を設け、学者、学生などの交換をもっと活発に行なうべきである。さらに、両国の文化その他の情報の交換を円滑にするため、東京とブラジリアにそれぞれブラジルと日本に関する情報センターを設けるべきである。

2 日伯間の望ましい協力分野

日伯両国間の望ましい協力分野ないしプロジェクトは次の通り。

(1) セラード地帯の研究

ブラジル中央高原のセラード地帯は約130万平方キロメートルと西ヨーロッパ全体の耕地面積に匹敵するほどの広さを持ち、その約80%はマツグロツ、ゴヤス、ミナスジェライス州の3州に位置している。現在は小規模な自給農業が行なわれているにすぎないが、この地帯を有効に利用すればブラジルの農牧生産を飛躍的に拡大させることができると期待されている。わが国としては、セラード地帯の土壌、作物調査、土地改良などへの協力を行なうべきであ

る。

(2) 資本財工業の育成

既述のように、ブラジルの資本財工業、特に機械工業はわが国に比べて立遅れが目立っており、今後、重化学工業化を進めるうえでのボトルネックとなる可能性が強いように思われる。また、資本財工業の立遅れは輸入機械の増大をもたらし、国際収支に対する圧迫要因となりかねない。したがって、ブラジルは早期に資本財工業の整備を行なわなければならないが、これに対してわが国は技術、資本の提供によって協力すべきである。同工業に対するブラジル政府の積極的な振興策が望まれる。

(3) 公害防止技術の開発

ブラジルの都市化および重化学工業化が進むにつれて、同国においても公害問題が現実化するおそれがあり、いまから対策を立てておく必要性が感じられる。この点、わが国における経験はブラジルにとっても参考になるところが大きいので、わが国としてはブラジルの公害防止技術の開発に積極的に協力すべきである。

(4) 輸送システムの確立

ブラジルでは道路に比べて鉄道、海運の立遅れが目立っており、今後、物資の移動が増大するにつれ、輸送コストが大きな問題となる可能性が強い。したがって、ブラジルは早急に、全国および地域別の輸送システムを確立する必要がある。石油危機以来、同国でも鉄道が再認識されつつあるが、水力発電が豊富なブラジルにおいて鉄道の役割は今後もっと高まるであろう。また、大量輸送のための内国海運の重要性も無視できない。わが国としては鉄道の再開発を含めてブラジルの輸送システムの確立に協力すべきである。

(5) 北部、北東部の輸送回廊

北伯および北東伯の開発に不可欠なものは、他の地域に比べて遅れているインフラストラクチュア、特に輸送網の整備がある。わが国はこれらの後進地域開発への協力に当たっては、南東部、南部における輸出回廊と同様に、ヒンターランドから海岸までの輸送回廊の建設に協力すべきである。特に、最近開発が進められている東アマゾンにおける鉄道建設などに対してはソフト・ローンの供与を含む協力が望ましい。

(6) 統計の整備

今回の日伯比較研究を通じて、われわれが痛感したことは、ブラジルにおける統計不足である。特に、投資および貯蓄統計、設備投資統計などの不備が目立っている。ブラジルでは地理統計院 (IBGE)、ゼツリオ・バルガス財団が中心になって、国民所得統計、産業関連表などの整備を急いでいるが、この面で比較的進んでいるわが国としても統計専門家の派遣や受け入れ

などによってブラジル側に協力すべきである。

補

論



I ブラジルの企業金融の現状と展望

1. 序 文

・本題に入る前に、今回の(1973年12月)の来日によって得た感想をコメントしてみたい。

第1点は、ブラジルの軍事政権に対する日本人の印象についてである。日本において、ブラジルの「軍事政権」はどうかという話をよく耳にする。1964年にブラジルの軍事政権が確立して以来、大統領は一度も軍服で公式の席上に現われたことがない。この例からみても明らかな通り、ブラジルの軍部の役割は、いわゆる日本人の印象から異なっており、日本人にはあまり知られていないのである。

ブラジルの軍部については最近発行された次の2冊がすぐれた解説をしている。

(1) Alfred C. Stephan III, *The Military and Politics: Changing Patterns in Brazil*, Princeton Press 1971

(2) Luigi R. Binandi & Alfred C. Stephan III, *Latin American Institutional Development: Changing Military Perspectives in Peru and Brazil*, Rand Study 1971

上記の著書にも明らかであるが、ブラジルの軍人、とくに佐官以上になると海外で教育を受けた人が多いが、その中には軍事的な教育よりも職業的な教育を受けた人がいる。この人たちがテクノクラートと結びついた点が、重要なのである。従って、これまで「軍事政権」とはいっても、彼らはテクノクラートをよく活用し、密接な連携を保って経済運営を効率的に行なってきたのである。

第2点はブラジルのナショナリズムについてである。1964年から10年経過した今日、ブラジル政府は地域開発が一段落したとみて、これからは国家全体の統合政策を推進しようとしている。この「国家統合政策」が常に「ブラジル」という言葉で表現されているので、これがある一面で、ナショナリズムとみられているのではなかろうか。しかし、これはいわゆる右翼的ナショナリズムの方向を示すものではけっしてない。たとえば関税率をみると、過去2、3年間のうちに上昇したものはまれであり、ほとんどの場合下落している。また公企業の株式取得は益々容易になってきており、ベトロブラスのような会社でも優先株は簡単に入手しうる。このような例からみても、ブラジル経済の自由化への動

きがうかがわれるのである。

第3点は、ブラジルの実業家のメンタリティの転換である。ブラジルでインフレが非常に高進していた頃は、実業家のうちでも、商業的なカンを持ってインフレの波をのり越えられる人だけが成功していた。彼らは「商売屋さん」と呼ばれるべき人達であった。しかし、インフレの低下によって、彼らは今や「企業家」への転換を迫られている。政府もこの点に着目して、昨年から今年にかけて、ブラジル企業家の再教育を重視し、大きな予算枠をとっている。私は、その一環としてコロンビア大学教授と共同で年2回、ブラジルの企業家を各回10日づつカンづめにして、トップ・マネジメント・セミナーをやっている。

ブラジルの事業家のメンタリティーが変わってきていることは、ブラジルでも色々な考え方の人がいることを示しており、きわめて重要なことである。従って、とくに中小企業へ進出して行く場合には、相手の企業主がどのような考え方をするか、どのようなメンタリティーがあるかということもJETROなどで調査する必要がある。日本の企業家の頭で進出してきて、ブラジルの商人的な頭としっくり行かないという場合もあるのではないか。この点合併企業は結婚のようなものであり、富とか力より、性質・品格が長期的には重要になってくる。

2. 株式市場振興のための大統領法令1283号(1973年8月20日付)について

この法令は株式市場振興のために必要なものであり、以下にその要点を示す。

- (1) 株式取引による資本利益 (capital gain) はすべての場合税金免除となる。これは従来と同じであるので説明は省略する。
- (2) この法令による大きな変化の1つは、配当政策の変化であり、公開資本会社は次の便宜を受ける。
 - a. 配当金の所得税率は15%から10%へ減税
 - b. 配当金を個人として受けとった場合、その配当金を同じ会計年度内に同じあるいは他の公開資本会社の新株発行に割り当てると個人所得税は免除される。
 - c. 法人所得税においては、配当支払済の部分で、課税の対象となる利益の25%を越え、但し50%を限度とした部分は課税の対象から除外される。すなわちこれは一定レベル以上の配当は租税面で優遇されることを示している。
- (3) 株式市場の低迷と確定利付の証券を非常に好むブラジル人の性質を考慮して、政府は自己資本形成の必要性和確定利付証券への好みとを配合して、社債、とくに転換社債の奨励を行ってきた。

転換社債を一度取得すると、2ヶ年毎にその転換社債の25%が個人所得税の対象となる額から控除される。但し、社債発行の日から2ヶ年以内の売却の場合は適用されない。

普通社債（非転換社債）の場合は、25%から20%に比率を下げられる。

社債を最初の2ヶ年の保有期間後、公開資本会社の株式に切替えると、株式に切替えられた額の30%が個人所得税の対象となる所得額から控除される。これは社債を株式に転換することの有利さを示している。

上の内容を持つ大統領法令は、企業における利潤動機の役割と自己資本形成の重要性について政府の認識が深いことを示すものである。この大統領法令によると固定資産、運転資金に対する通貨価値修正（*correção monetária*）をもととした積立金は資本金をオーバーしたときの課税の対象とならない。より具体的に述べると、ブラジルで積立金が資本金をオーバーしたとき15%課税されることになっている。この「積立金」の解釈がこれまで不明瞭であった。もともと積立金は、利益から出た積立金ということになっていたが、価値修正が実施されてから、その価値修正に原因のある積立金というのが出てきて、これが資本金をオーバーした額の計算に入るか入らないかが、これまで議論されてきた。これまでの解釈では入るということになっていたので、この額が50%近くに達すると会社としては、ほとんど強制的に無償新株を発行しなければならぬ状態になっていた。これが1970年～71年の株式ブームの1因となったのである。つまりその頃のブラジルの株式投資家は、株の評価について無知であり、無償新株を発行する会社は良い会社であるとの印象を持っていた。しかし固定資産の大きい会社ほど価値修正による積立金が大きくなるので、それだけ無償新株が発行できるのであって、必ずしも優良な会社ではない。ここにブラジル投資家の事実の誤認があったのである。

その後、無償新株を発行する会社が必ずしも成績のよい会社ではないことを、投資家がぼつぼつ認識しはじめた頃には、株式市場はすでに下り坂をたどっていた。その認識が強まるにつれてこの下り坂にさらに拍車¹がかけられた。このことは「日経ビジネス」1973年10月29日号に紹介されている。

これは、新しい法令で修正され、そのような積立金はこの計算から除外されることになった。

次に大統領法令が出された背景をみて行く。

3. ブラジル経済規模の予測と分析

では、ブラジル政府は自己資本形成の重要性をなぜ打出して来たのか、その理由を次にデータによって考えてみる。

表1-1 ブラジル経済規模の予測(1970年と1980年)

項 目	1970年	1980年
GDP(GNP+外国への利子及び利益送金 単位1973年度の米ドル10億ドル)	42	103
人 口(単位 100万人)	93	122
GDP 人口比(1973年度の米ドル)	448	850
GDP 工業部門対統計	24%	28%
固定投資総額	17%	24%
総 消 費	83%	76%
有効労働力(単位 100万人)	30	40

ブラジルでは国民総生産(GNP)の代わりに国内総生産(GDP)が通常使われており、GDPはGNPに外国への利子および利益送金を加えたものである。GDPは1970年から1980年の10年間に420億ドルから1030億ドルに増大する。人口も9300万人から12200万人に増大してくる。GDPを人口で割るとGDPの人口比が出るが、これは1970年の448ドルから1980年には850ドルと2倍弱になる見込みである。GDPに占める工業部門の比率は、1970年に24%であるが、1980年には28%に上昇する予定である。これは工業部門に相対的比重がかかってくることを示している。固定投資総額と総消費をプラスするとGDPになる。GDPが増大するにつれて総消費の割合が下がり、それに応じて固定投資総額が増大しなければならないとされている。有効労働力については企画調整省から1970年に3000万人、1980年に4000万人という数字がでてくる。

この有効労働力の増加分1000万人が投資需要額に与える影響は次の通りである。

表1-2 増加労働力に対する投資需要額の計算

部 門	有効労働力 10ヶ年の増加	平均投資額	投資需要総額
農 業	1.9 百万人	3.0 千ドル	5.7 十億ドル
工 業	2.6	8.0	20.8
サ ー ビ ス 業	5.5	0.5	2.8
計	10.0	2.9	29.3

すなわち、増加労働力1,000万人を農業と工業とサービス業に振り分けると表2-2のようになる。また平均投資額を農業3,000ドル、工業8,000ドル、サービス業500ドル計2,900ドルとして投資需要総額を算出すると合計で29.3億ドルとなる。

表1-1から1980年のGDP1,030億ドルをとって固定投資総額の24%を掛けると250億ドルとなる。1970年のGDP420億ドルに17%を掛けると70億ドルであるから、両者の差額は180億ドルとなり、これが固定投資総額の10カ年間の増加分となる。しかし、表1-2の投資需要総額29.3億ドルから180億ドルを引くと113億ドルとなり、この分だけ固定投資額が不足する。

この不足分をどのように補うかが問題となる。しかしブラジルでは過去においても固定投資額が不足していたので、過去においてはどのように対処していたかを次にみて行く。

4. ブラジルの民間企業への外国投融資の動向

表1-3を概観してわかることは、直接投資がローンと比べて少ないことである。ローンは1971年から急増し、1972年のネット流入は23億3,500万ドル、1973年になると上半期ですでに12億1,200万ドルに達している。これはいわゆるレベレッジ効果(leverage effect, 内外金利差を利用した外資導入)をブラジル全体でねらった結果である。

表1-3 ブラジルの民間企業への外国投融資額

(1) 直接投資(百万米ドル)

年 度	元 金			利潤送金
	流 入	流 出	ネ ッ ト	
1968	81	18	63	84
1969	210	21	189	81
1970	164	18	146	119
1971	207	38	169	121
1972	395	59	336	164

(2) ローン(百万米ドル)

年 度	年 度 末 残 高	ネ ッ ト 流 入
1969	1,605	604
1970	2,285	680
1971	3,193	908
1972	5,528	2,335
1973	6,740 (6月30日現在まで)	1,212 (半期)

ロンドンのインターバンクの利率を見ると1972年8月には5.5%と非常に低かったが、1973年には2倍以上の11.7%に達した。政府の見解は、経済が成長することは良いことであるが、外国からそのようにコストの高い資金を導入したのではブラジルに企業の国際競争力はつげにくく、また一方、ローンが多量に流入するとブラジルに紙幣の発行が増大し、インフレが促進される結果になるということである。

現在ブラジル政府はオープン・マーケットで紙幣の吸い上げを行なっているが、これはローンの流入がきわめて大きかったことを示している。

そのため、ブラジル政府は1972年7月より次のような制限手段を講じている。

制 限 手 段：

1972年 7月	最低期間6ヶ年
" 10月	中央銀行への預託金25%
1973年 6月	最低期間8ヶ年
	25%の預託金の廃止
1973年 7月	最低期間10ヶ年
" 8月	中央銀行への預託金40% (1974年2月に撤廃)

このような制限手段によって現在では外国からのローンの流入はほとんど止まっている。従って、固定投資額の不足を補なうのに残された方策は直接投資の推進と国内貯蓄の成長のみとなってくる。

5. 国内貯蓄の成長

国内貯蓄を表1-4のように(1)純貯蓄、(2)保険会社の貯蓄、(3)強制貯蓄、(4)国債および新株式発行について二重計算の可能性を調整した貯蓄 — の4つに分類してみた。第(4)点については定期預金が増大すると、銀行がそれを国債の購入に当てるという可能性もある

ので、国債の発行額と定期預金を加えると二重計算のもとになる。従って第(1)点の純貯蓄の増加が第(4)点に及ぼす影響を考え、調整を加えたものが調整済の数字である。

表1-4 国内貯蓄の成長

(単位：10億クルセイロ)

	残		高
	1968年12月31日	1972年12月31日	1973年6月30日
(1)純貯蓄			
定期預金	1.5	16.6	20.8
貯蓄預金	0.3	7.8	10.7
消費者融資証券	4.6	22.3	30.6
不動産融資証券	0.5	4.6	5.0
計	6.9	51.3	67.1
(2)保険会社の貯蓄			
テクニカル・リザーブ	0.4	1.2	1.5
(3)強制貯蓄			
失業手当基金(FGTS)	1.8	14.6	17.9
経済成長関与基金(PIS)	—	1.3	2.1
計	1.8	15.9	20.0
(4)二重計算の可能性による貯蓄(調整済)			
国債	0.1	8.2	9.8
新株式発行	0.7	6.3	5.0
計	0.8	14.5	14.8
総国内貯蓄額	9.9	82.9	103.4

表1-4でみると1968年末では非常に少なかった国内貯蓄は4年後の1972年には9倍近くまで成長してきており、1973年の上期にはさらに成長している。この内容を具体的に見ると、まず定期預金の成長であり、これはインフレ率が徐々に低下してきた反動ともいえる。定期預金は、株式その他の証券投資の知識がない大衆によって、または会社でも余剰金がある場合によく利用されている。次に消費者融資証券(letra de cambio)もまた急増している。これは、たとえば自動車や冷蔵庫を購入するとその支払手形を基礎にして金融会社が証券を出し、それを一般投資家に売

却して、利子の差額をもうけるというものである。この急増の原因として考えられることは株式市場の不振および農産物の国際価格の騰貴による農業生産者の所得増大に伴って自動車・冷蔵庫等が購入され始めたことである。また国家全体の経済規模が拡大しているので、デモンストレーション効果のあることも考えられる。

ブラジル国内の消費性向が急速に伸びてきており、貯蓄率にマイナスの影響を与えるので、政府は強制貯蓄に大きな力を注いできている。失業手当基金(Fundo de Garantia do Tempo de Serviço-FGTS)は、以前は法人がこのような基金を作るのが習慣であったが、政府が給与の8%を吸上げてそれを特別に住宅基金に回し、それに利子あるいは価値修正をつけておき、不当解雇された労働者にその中から失業手当を出している。ブラジル経済の成長が著しいので失業・解雇はなく、この基金は貯る一方である。従ってこの基金を他の目的に転用しようとしている。

経済成長関与基金(Programa de Integração Social-PIS)は、ブラジルの全国的統合を目的としてブラジルの労働者がなんらかの形で全国的な経済成長に関与するよう政府が考案したものであり、売上高又は利益の一定のパーセンテージを政府が信託の形で吸い上げて、それを株式市場が不振な時は株式市場に流し、会社の運転資金が足りないときには融資を行なうという形で国家全体の発展の効果がでてくるような運営方法を取っている。この基金は2、3年のうちに失業手当基金と同じ位になるであろうと計算されている。

二重計算の可能性による貯蓄の項の国債は、オープン・マーケットに対する国債と中期国債とがある。表中の伸びは、オープン・マーケットに対する国債の伸びが主であり、政府が紙幣の回収に懸命であることを示している。新株式は1971年から下り坂になった。株式市場はまだ低迷から抜け出られない。

このような状況をもてみると、1973年8月20日に政府が法令を出した意図がよく伺われる。すなわちなんらかの形で自己資本を作っておかない限り、国外の利子率が下がらないことを仮定すると、ブラジルの成長率が危なくなってくるのである。

6. 利潤の送金計算例

対ブラジル直接投資を行なう会社が一番関心があるのは、利潤送金であるのでその計算方法を次に示す。

表1-5 利潤送金の計算方法

課税所得	100.00
所得税	3.00
前年度の利益配分に対する課税5%×66.67	3.33
差引所得	66.67 ⁽¹⁾

全額配分を仮定：

配当金	66.67
基本源泉課税 25%	16.67 ⁽²⁾
差引所得	50.00

注 1) 公開資本金会社はこの課税からは除外

2) 日伯租税協定はこの税を10%と規定

すなわち、課税所得を100とすると、法人所得税が一律3.0、そして純所得を配分したときには、それに対して非公開会社の場合には5%の課税がある。従って差引所得は66.67となる。この全額を配分したと仮定すると、基本源泉課税が25%あるので純配分額は50となる。基本源泉課税は日伯租税協定によれば10%であり、米国の場合より優遇されている。

登録した投資額250と仮定するとこの50に対し次のような累進課税が出てくる。

表1-6 登記した投資額(投資元金プラス再投資された利益)の12%を超える送金に対する追加源泉課税

登記投資額に対する平均送金パーセント (註3)	税率	課税対象金額	所得税
0~12%	—	30.00	—
12~15%	40%	7.50	3.00
15~25%	50%	12.50	6.25
25%以上	60%	—	—
計		50.00	9.25

すなわち12%までは基本源泉課税25%で、250の12%は30となるから30を

越えた部分については累進課税がついてくる。12~15%は税率40%でこれは3%の
違いであるから、250の3%は7.50、そうすると50から30と7.50を引くと12.
50となり、これが15~25%つまり5%以内になるので、それに対しては税率50%。
従って、 $50 - 0.25 = 40.75$ が純送金額となる。

7. 企業金融の動向

これまでみてきた法令、数字を考慮に入れて、次にブラジルの企業金融はどのように変
わってきているかを以下にみることにする。

- (1) 法人利潤の上で融資によるレベレッジ効果の減少により外貨でのローンの使用減少は
避けがたくなった。
- (2) 強制貯蓄、とくに経済成長関与基金が非常な重要性を持つてくることが考えられる。
現に私の関係する企業に対してブラジル銀行(Banco do Brasil)から、この基金に
よる資金を使用してくれないかとの要請が出ている。その場合、日本からの進出企業は
51%の株を所有すると、この基金は使用できないので、資本構成の再編成を考えてい
る日本の企業も出てきている。
- (3) ローンが止まると外国でのクレジットの操作が増えてきて、いろいろな外国の銀行が
ブラジルの銀行と協定してブラジルの国外においてサプライヤーズ・クレジットを増大
して行くという傾向がすでに相当みられる。
- (4) 消費の上昇傾向を押える意味で、政府が近いうちに消費者融資証券(letra de ca-
mbio)の適用量を制限することは充分考えられる。その手段としてletra de cam-
bioの利率を強制的に下げさせることが行なわれる。
- (5) そうすると次第に自己資本形式の強化が次のような形で行なわれるようになる。

最初に法令においてみたように、配当金見返りの新株式発行がかなり出てきており、
また転換社債の新規発行も数社により行なわれている。政府は古い機械を使用している
会社には減価償却促進の手段を講ずると思われる。自己資本あるいはローンで機械・不
動産を購入できない場合にはリースの利用が浮かび上ってくる。機械は古くないが、能
率を上げたいという場合には、ライセンス契約によって新しい技術の導入が考えられる。
一般的に海外よりの直接投資の流入を促進するための現行法の改正も考えられる。さら
に日本の企業にはまだあまり知られていない日伯租税協定を再検討して、その最大利用
を図ることも必要である。

(6) 三国間企業 (Tri-national enterprise) の可能性が最近出てきている。すなわちブラジルではマネジメント・スタイルが米国式であり、特にマーケティングの能力に非常に期待を抱いている。従って米国の企業が主体となってマーケティングとマネジメント、日本が基礎となって資金と生産管理、ブラジルが法律、あるいは人事管理および全体の経営方針というように分担して三国間で企業を運営して行くような方向が少しずつあらわれてきている。日本のマネジメント・スタイルのみをブラジルに持込んでも必ずしもうまく行くとは限らないので、ブラジルですでに広く行きわたっている米国式のマネジメントと合同すれば日本企業は一段と現地に融け込めることになると思われる。

8. ブラジル進出企業の資金的戦略

ではブラジル進出企業の資金的戦略はどのように考えたらよいか。日本の実情を考えると、恐らく1974年の前半の終り頃に大蔵省あるいは日銀は外国への資出流出の質的制限を加えるのではないかと、そうすると進出企業は日本からの資金に依存することができなくなるのではないかと考えられる。このような状況も加味して以下の戦略を提示したい。

(1) 自己資本株式やそれにリンクしている証券の投資を目的としたクローズド・エンド資金操作がクローズ・アップされてくる。その一例として山一証券が英国の証券会社 Vickers da Costa 社と組んで Brazilian Equity Holdings Company をルクセンブルグを根拠地として設立した。この会社は外資法第34, 35条の新しい解釈に従ったものである。例えば Placement が50%以下の場合には、日本語での disclosure は必要とせず、また大蔵省への申請は issuer が行なうのではなく、investor が行なうて、許可をもらうという解釈が最近出てきている。この解釈を山一証券が利用したものである。

具体的には、日本、ヨーロッパ、もしくは米国で資金を集め、それを Tax Haven (税金逃避国) に本拠を置く会社に送り、ブラジルにある会社の株式を買うという形態になる。日本からの進出企業も将来の成長可能性を持つものが多いので、上述の会社の資金を考慮に入れることも考えられる。

(2) ブラジルでは現在、既存の会社の株式を取得するよりも、新発行の株式を取得することによる合併会社の形成あるいは株式への転換社債の取得のような直接投資方針が、「秩序ある進出」を考慮した場合、良いのではないかと。但し株式への転換社債の場合には、日本から資金がきたとき、それをローンとして扱われると40%の供託をしなければならないので、果してこれが直接投資と呼べるか疑問が残る。しかし、私見では、日本か

らの資金は直接投資という形でブラジルに置いておく意志があることを宣言すれば40%の供託は免除されるのではないかと考える。

- (3) ライセンスやリースの面での活動が重要になってきている。日本では行なわれていないが、米国の lease bond がブラジルに導入されてもよいのではないか。これは letra de cambio に代わるものと思われる。リースを受けるのは相当力のある会社であるが、リースを与える側も相当調査を行なうので、lease bond はかなり信頼性の高いものである。
- (4) 米國シカゴにある Walter Heller 社で一番大きくやっているファクタリング (factoring) がある。これは受取勘定のディスカウント的なものであるが、ディスカウントとの相違は、ディスカウントの場合は相手が支払わない場合、顧客の方につけが回るが、ファクタリングはディスカウントしたときにすでにリスクを背負い込むという形である。
- (5) 日伯租税協定を再評価し、非課税互惠性を有利に使うこともできる。

9. 次期政権の見通し

次期大統領のガイゼル氏はベトロブラスの総裁を経験した人で、目標管理の手法を適用してテキパキと仕事をし事業実績をあげている。決断力が非常に早い。ビジネスマンはビジネス式でと考えているので、政治的工作のからんだやり方はあまり受けがよくないだろうと憶測される。

これまで政治の担当者はテクノクラートにどちらといえば依存していたのに比べ、ガイゼル氏はテクノクラートを「使う」という傾向に入ると思われる。米國大統領のような補佐官を置きテクノクラートを使いこなしながら、補佐官で政治的な調整を行なうということが予想される。

原則的に経済、財政方針は変わらないと思うが、ビジネスはビジネスというやり方に傾斜してくるであろう。こうしてみると、日系進出企業にとって懸念すべき材料は見当らないと思われる。

II ブラジルの農業開発と農村—若干の問題点をめぐって

1. 問題

“ブラジルの農業発達史は歴史的な年代によって辿るべきではない。それはむしろ、文明と原始とを距てるキロメートルによって辿らねばならない”

(ルイス・アマラル)

小文ではブラジルの農業と農村をめぐっての若干の問題点について考察を加えるのが主たる目的である。しかし、現状の分析にあたってはどうしても、こんにちのブラジル農業と農民社会を形成する上に重要な条件となった幾つかの歴史のおよびエコロジカルな要因について略記せねばならない。すなわち、ブラジルの農業開発と農民社会の形成過程を通じて観察される個有の型態 (Pattern) の追及である。

いうまでもなく、ブラジルの農業と農村とは近年における経済発展の実績と、そこから生ずるもろもろの要請によって大きな変動期に当面している。国際関係の視野からすれば世界諸國のなかでも最も有力な原料・食料の生産・供給が可能な國のひとつとして、新しい国際分業のなかで果たすべき役割が与えられている。これを密接な関連において、国民経済の視点からみるならば、農業技術の近代化や農民の生活向上に伴なって実現さるべき国内市場の拡大が当面の大きな問題となっている。何れも、植民期いらいこの國の農業開発と農民社会の形成を特色づけてきた史的な背景を描いては論ずることのできない諸問題であるといわねばならない。

2. サイクル (周期) の意味するもの

ブラジルの経済史は、ほとんどの史家の言を借りれば、Cycle (周期) の継起であるという。加えて、植民期から帝政を経て「旧共和制」 (República Velha) の終りまで、言いかえれば1930年のバルガス革命まで、経済史のサイクルがほとんど農業を主軸として継起したことも事実である。

各サイクルの持続期間は短かい場合は50年、ながい場合には1世紀以上に亘っているのであるが、主なサイクルの前後周辺には副次的な小サイクルが波及的に、或いは併存して生起しているので、どのサイクルは何年から何年までと的確な年代の区分を設けることはでき

ない。むしろ、このような継起そのものがひとつの連鎖的な過程であるから、年代区分に精密を期すること自体が余り意味のあることではないかも知れない。

植民期では先ずパウ・ブラジル (Pau brasil) の採集によってポルトガル人の植民が創められた。この時点では、アフリカやインドにおけると同様に、ポルトガル人の関心は珍奇な香料や物資の交易、採集に集中していたのでまだ定着を目的とする植民ではなかった。やがてノルデステ沿岸地域で砂糖農業が興り、16世紀後半から18世紀へかけての砂糖サイクルが1世紀半以上にわたって持続した。次いで17世紀の終りにゴヤス地方で金が発見され、ゴールド・サイクルはマツグロソンやミナス・ジェライス地方に波及し、ほぼ1世紀にわたるゴールド・ラッシュを現出した。ノルデステの砂糖貴族のなかには、黒人奴隷や一族郎党を率いて、野を越え山を越えて、ミナスの金山地帯へと移動する者が少なかった。まして、初めから金銀探しやインディオ狩りに専念したサンパウロのバンデイランテ (奥地探険隊) は、ゴールド・ラッシュと共に、これまたサンパウロを引き払って貴金属・貴石の地帯へ移動した。

サイクルが替るごとに人口や労働力と資本がブームのあとを追って移動したわけである。黄金に続くものはコーヒー・サイクルであるが、この方は19世紀初めにリオの海岸地帯で起り、パラíba流域を南下して19世紀の終りごろサンパウロに入って隆盛期を迎え、今世紀の初めごろにその絶頂をきわめた。

前に記したように、主たるサイクルの前後周辺には波及的な、或いは併存的に副次サイクルが起った。ノルデステの砂糖農業では大量の黒人奴隷を使役したので、労働者の食料や衣服を確保するためにその周辺では食料生産や棉・煙草の栽培が行われた。その一部はアフリカから奴隷を輸入するための交易物資としても使用された。同じように、18世紀の後半、英国で発達した紡織工業の原料としてベルナンブーコ、パイア、マラニオン諸地方では棉の栽培がブームの波に乗ったこともあった。

またミナスの黄金ブームでは、サンパウロ州で、金山地帯に売りとむための食料農業が行なわれたし、南部リオ・グランデスルのバンベで繁殖した馬は騎馬隊 (tropa) を組んでサンパウロ州のソロカバまで追ってきてこの馬市で取引され、金山地帯へと送りこまれた。

これらのサイクルとほとんど無縁であるかに見えたアマゾン地域では19世紀の末から天然ゴムの採集がブームを呼び、その好況は東南アジアの栽培ゴムに圧倒されるまで続いたのであった。

このようにブラジルの経済史をサイクル毎に観察していくのは、植民史を、或いは開発史を年代に従って解説するためにきわめて便宜的な方法である。各地域を特色づけているエコロジカルな条件、言いかえれば気候風土のような条件によって各サイクルは規制され、それ

が歴史的な展開のなかで把えられ、そして位置づけされるという限りにおいて、サイクル説はきわめて重宝なものであるといえよう。

しかしサイクルの継起だけで経済史を — ここでは農業開発史を — 説明しようと試みることは幾つかの過誤を犯しやすい。例えばサイクルによってはパウ・ブラジルの採集や黄金サイクルのように農業とはよべないものもある。アマゾンの野生ゴムの採集の場合も同様である。ところで、それが採集形態であれ、原始農耕の形態であれ、少くともサイクルを形成したブームがどのような構造のなかで機能したか、言いかえればサイクルの構造的なパターンの問題になると、何れも極めて共通性と等質性に富んだものであったことが指摘されよう。

砂糖サイクルの場合、農業生産の基本的な性格は、一言にしていえば封建体制における領主経済的なプランテーションであった。奴隷労働力を根幹として、少数の「自由農民」がその周辺に存在したとはいうものの、砂糖貴族を領主とする荘園であった。「自由農民」は豪族間の闘争には私兵として動員された。このような親方・子分の従属関係から発生したいわゆるコロネリズム (Coronelismo) は未だにノルデステ農民社会に根強く温存されている。

ミナスギヤスに興った黄金サイクルも例外ではない。ここでも奴隷が労働力となり、金山の経営者は *senhor de lavras* と尊称されたが、人間関係の性格は砂糖サイクルのそれと共通のものであった。北部アマゾンの野生ゴムの採集も同じことである。一定の区域を担当して野生ゴム樹のラテックスを採集する労働者はセリングエイロ (*seringueiro*) とよばれ、ゴム樹の自生する林野の所有者はセリングリスタ (*seringalista*) とよばれた。いわば不在地主であって現場の管理は支配人に委せられる。セリングエイロは奴隷ではないが、地獄部屋の入夫と同じように、セリングリスタの束縛から脱れることはできない仕組であった。セリングエイロとしてはノルデステ農村から移動した農民や「文明化」されたインディオが多く使役された。このようなセリングエイロ＝セリングリスタ関係は歴史的な産物として消滅し去ったのではない。現在でも生ゴム採集では似たような仕組みが生きているし、かつて大野盛雄氏が調査したジョート麻生産にみられるアビメント制度 (*sistema de aviamento*) もその変型とみることができる。

ここで恐らく例外となるのはコーヒー・サイクルだけであろう。コーヒー農業もまた似たような条件から出発したのであったが、やがて奴隷制度の廃止、外国人移民の大量導入、商品経済の波及などの要因によって、領主経済的なプランテーションから、資本主義体制における国民経済的なプランテーションへと変貌・展開をとげたのであった。

3. プランテーションと自給農業

以上のような各サイクルを背景として進められた農業開発から、大ざっぱに言えば二つの農業型態が起った。ひとつはプランテーション農業であり、他は自給農業である。

プランテーションは言うまでもなく旧大陸諸国を輸出市場として成立した砂糖農業（16～18世紀）がその代表的なものであるが、更に封建的な領主経済としての性格を拡大して適用するならば、同じノルデステの煙草・棉（18世紀後半から19世紀前半）およびカカオ農業、アマソンの野生ゴム採集（ピークは1910年頃）、コーヒー農業の初期がこれに包含されるであろう。ゴム採集を除いては、何れも黒人奴隷を使用し、かつ活潑な混血が行なわれたことから、いわゆるブラジルの基本文化層の形成に支配的な影響を及ぼした。ここで基本文化層というのは植民者ポルトガル人、先住民のインディオおよび奴隷の黒人という、文化的にも人種的にもその出身を異にする3つのグループが互いに文化的に接触し、人種的に混血して形成された *luso-brasileiro*（ポルトガル・ブラジル）的基盤のことである。鴉年式に言えば、ブラジル社会・文化の形成期にあたる。と言っても黒人の方はその強制移住を介して母胎文化が完膚なきまでに寸断されるのがふつうであった。従って、この文化層はポルトガルの古い文化を主軸としてインディオ文化を同化吸収したものと解してよい。

その意味で、よりインディオ文化の吸収温存にあずかったのは後者の自給農業（*agriculture of subsistence*）であろう。プランテーションの周辺に随伴して起った食料農業は少くとも交易や商品化を目的とする農業であった。ところが、サイクル特有のブームから外された地域では、およそ文明から隔絶された孤立のなかで自給農業に依存する外はなかった。衣食住すべてが自給である。棉を紡いで布を織り、ヒマの油を灯火に用い、草ぶきの小屋のまわりに幾株かのバナナを植えこみ、僅かの面積を耕してマンジョカ、トウモロコシカボチャを蒔く。サトウキビの汁を搾って粗糖をつくる。トリや豚を飼い、或いは山羊を放つ。足りないのは食塩であるが、これも岩塩が人手できなければ、インディオ文化に倣って特殊の調理法を用いたことであろう。医薬はないがこれまたインディオ伝来の民間療法を学ばばよい。民間療法が役に立たないときは超自然力に基く信仰や呪術がある。

こうして山奥に孤立して自給農業を営む者はそれがポルトガル人の子孫であっても、やがて母胎文化の要素を喪失して、代わりにインディオ文化の要素を取り入れてゆく。少くともブラジル南部でカボクロ（*caboclo*）、ノルデステ内陸部でセルタネージョ（*sertanejo*）とよばれる農民は、こうして何百年かの永い間自給農業を営み、ひとつのシステムとしての生活の知恵を蓄積してきたものである。しかも過去の遺制としてではなく、ブラジル内奥の未開地にいけば、こんにちでもここに記したような自給農業と農民とが生きているのである。

これら二つの型態の農業は、シュルツ（Theodor W. Schultz）風にいえば、ブラジルの traditional agriculture であって、今後ブラジル農業の近代化や技術革新を進める上での大きな問題点を内包している。それはこれらの農業型態において、農耕の技術がおくれているとか、市場が狭小であるとかの問題ではない。農業のあり方が問題というよりも、農業そのものが構成要素となっている全体的な構造 — 農民社会や農民の価値体系をも含めて — に問題があるからである。

この国の都市化・工業化を研究する学者が指摘するように、歴史的にみればブラジルの諸都市は農民社会の延長であった。文明の中核として都市が機能したのではなく、むしろその反対に農村と農業を支える拠点として都市が発達したのであった。都市生活者はなるほど国民のエリートではあったが、これらエリートの成員はその生活基盤を農村にもち、ボスとしての実力を行使するために僧職、医師、弁護士、公職などの社会ステータスを占めて、地方政治を支配したのであった。彼らの所有にかかわるプランテーション農場は、彼らにとって経済的な背景であり、農場の労働者を含めその配下や隷属者は彼らにとって政治的な勢力であったが、彼らエリートの成員には農業企業家としての意識は薄かった。言いかえれば、農業の企業化を計り、農耕の技術を向上させるということよりも、如何にして政界での地位を確保するかの方が重要な関心事であった。プランテーション経営はエリートの地位を確保し、その政治力や社会的な威信を伸ばすための道具だてにすぎなかったといえるであろう。

もともとポルトガル人は「植民者」であったとは言え、それは文字どおり民を殖やすことに止まって、北米の英国人にみられたような、農耕文化の担い手ではなかった。ブアルケ・デ・オランダ（Buarque de Holanda）が鋭い分析を加えているように、ポルトガル人は農耕文化の伝統をブラジルに移植することはできなかった。それは18世紀以後、カリブ海諸島や他の植民地における砂糖プランテーションの勃興に圧迫されて、ノルデステの砂糖農業が衰退に向かったときも、ノルデステの砂糖貴族は競争を排除してたち直るだけの農業経営の能力が発揮できなかった。現在でも、かつての領主経済的なプランテーション遺制はノルデステに生きていると言っても過言ではあるまい。

もうひとつの自給農業の担い手であるカポークロ又はセルタネージョとよばれる農民についても同じようなことが言える。この方はプランテーションとちがって組織的な抵抗力がないから、工業化のインパクトをもろに受けやすい。私がサンパウロ州やパラナ州の内陸で観察したカポークロ農民の例では、商品経済の波及 — それは屢々開拓前線の前進という形態をとるのであるが — にまきこまれたとき、彼らをとる行動には2つの型がある。第一に農地を所有している者はそれを新しい開拓者（商品生産者）に売りわたして、さらに内陸の新

地へと移動し、そこで自給農業を再現しようとする。内陸の未開地がある間はこのような移動が可能であるが、サンパウロやパラナのように原生林の沃地が余すところなく開拓されつつある現状では、このような自給農業のくり返しはますます困難となるであろう。こういう農民の姿は、「文明世界」の侵入者に追われて更に密林の奥へと逃避していくインディオ部族の行動に似ている。

他の場合には自給農業から離脱して賃金労働者となる道がある。それは進出してきた商品生産の農家（開拓者）に働かれたり、また近くの小都市に移って単純労働者として働く。この場合は、あとで述べるように、農民層の分解によって農民社会からへみ出してゆくわけである。自給農業を営むカポークロ農民は広い意味での工業化のインパクトを受けると、以上のうち何れかの途を選ぶのであるが、ごく少数の例においては、商品生産農家（開拓者）から技術をまなびとり、その経営法を習得して自ら商品生産の農業を営むこともある。これは商品経済の浸透と流通機構の革新とが段階的に、漸進的に行なわれる場合に可能のようである。言うなればカポークロ農民が、自給農業から商品生産へと、自らの価値体系と経営方式を適応させていくだけの余地があるからであろう。

4. 移民グループの農業

コーヒー・プランテーションはその前期、少なくとも奴隷制度の廃止（1888年）までは、それまでのプランテーション農業とほゞ似通った性格をもっていた。しかしその後期においては本質的な変動が起った。その直接的な動機は何と言っても奴隷の代替労働力として大量に導入された外国人移民であった。1850年（奴隷の輸入禁止）から1940年までの90年間にサンパウロ州に上陸した外国人移民は約250万人と概算されるが、なかでもイタリア人は100万近い記録をのこしている。そして1908年以後は、イタリア人に代って日本人が登場し、約18万余の入国を記録している。これら、コーヒー・プランテーション農業に配置された移民とは別に、サンパウロ以南の諸州、すなわちパラナ、サンタ・カタリーナおよびリオグランデ・ド・スルに導入された自営開拓の欧州移民を加えると、1850～1940年の90年間に約470万の外国人移民が入国している。

このような少量の移民導入は農業開発からみて画期的な意味をもつものであったと言わねばならない。何よりもこれら移民グループはそれぞれ民族的な出身を異にするとはいえ、少くとも当時の欧州諸国や日本で培われていた農耕技術や農業経営の方式の担い手であった。それはブラジルの建国いらい3世紀半を通じて形成されたluso-brasileiro（ポルトガル・ブラジル）的な文化基層と多くの点において対照をなす要素を含んでいた。すなわち従来

の luso-brasileiro 的な原層の上に、新たな色彩をもって大巾の修正が加えられる結果となった。

その第一は新たな農村社会の階層が発生したことである。サンパウロ以南の諸州に配置された欧州移民は、それぞれ集団入植を通じて家族労働を主軸とする自作農のコミュニティーを形成した。当時はマーケット形成がまだ端緒についていなかったため、勢い自給的な色彩の強い農業経営を余儀なくされたのであったが、それでも従来のカポクロ農業に比べると技術的に格段の差があった。彼らは、イタリア人であれ、ドイツ人であれ、それぞれの農耕文化の伝統をもっていたからである。

サンパウロのコーヒー・プランテーションに契約労働者として配置された移民は、やがて何年かののちには独立して自作農への道を辿った。そしてここでもまた彼らが担ってきた耕作技術や集落組織を活かしつつ、家族労働力中心の family size farm の階層が形成されたのであった。ことに日本人の場合は、伝統的な集約農法によってサンパウロ州に新しい型の園芸農業を發展させ、また“むら”の協同体意識を活かして農業協同組合の確立を促すこととなった。

いうまでもなく、これらの欧州諸国および日本人移民が發展させた農業と農民社会とは従来のプランテーション農業や自給農業に比べて異なる範疇に属するものであった。もともと全く現地方式を無視したわけでない。そこには、ブラジルの環境に適應するために、従来のブラジル農耕の方式を採用する方が有利な場合も多かった。例えばインディオが慣用していたコイバラ（焼畑）農法は、内陸開拓地の粗放的な農業において欧州移民も日本人もこれを踏襲したのであった。日本の伝統的な集約農業にあって、限られた面積に大量の労働力を投入することに依って生産の効率をあげることに馴れていた日本人は、無限ともいえる広大な新地を対象として営まれる粗放的な農業に戸惑ったといえるであろう。その場合はインディオ伝来の焼畑農法を模倣することが捷徑であった。

ところで、1850年以後、数百万にも上る大量の移民が導入され、年間3%を上まわる自然増加によって、彼らが現在ブラジル南部の人口構成において大きなウェイトを占めている事実は、農業開発上、如何なる意味をもつものであろうか。実際のところ、農業開発に限らず、ひろくブラジルの経済的・社会的な開発において外国人移民のグループが果たした役割については余り学問的な調査研究が行なわれておらず、詳細な資料は存在しないと言ってよい。最近 J. パストーレ (Jose Pastore)、ダーハム (Eunice Durham)、シンジェール (Paul Singer)、コラスオノ (Miguel Colassuono) および小文の筆者など若干の者が手を着けているに過ぎない。

但しこういうことは言えよう。農業開発と農村の問題を、例えば農業経営における企業化の停滞と推進、農業技術における因習・保守と革新など双極的な観点からみれば、外国人移民が定着した農村地帯ほど近代化の歩みが早いということである。逆に言えば、luso-brasileiro 的な基層文化が温存されている地域の方が技術の革新や新しいテクノロジーの普及に対して抵抗があるという事実である。このことは農民1人当りの生産性、農耕の合理化・機械化の進行、品種の改良、その他のデータによって十分に裏づけすることが可能であろう。

きわめて限られた事例ではあるが、米国の南北戦争のあと敗北を喫した南部の米国人移民が、少数のグループを組んでサンパウロ州の何カ所かに入植した場合でも、彼らが移植した農耕技術がきわめて広範囲の影響をのこしたことが知られている。例えば南部人の携行した西瓜の品種や馬耕用の犁がそれである。同じように、日本人移民の場合はまだ記録として新しいだけに、日本人グループが新しい野菜や果樹の品種を導入し、或いは協同組合組織の確立を通じて、集約的な園芸農業を発展させるにいたった経緯は十分に検証できることである。

5. 移民グループと工業化

ところで外国人移民の諸集団は、農業開発や技術革新においてブラジル南部諸州でエポック・メイキングな足跡をのこしたのみでなく、その影響が工業化と密接につながった諸分野におよんだこともここで指摘しておきたい。もっとも、このことは工業化のプロセスが、たんに技術のレベル・アップや工業生産力の増大というよりも、より広義の意味で、むしろ価値観の変貌であり、メンタリティーの切りかえであるとして捉えられるならば、けだし当然のことと言わねばならない。同じように工業化への参加は当然の帰結として、マーケットの形成と拡大につながる現象であった。

ここでも各移民グループの、工業化への志向と努力は、そのグループが担ってきた文化要素によって、それぞれ異ったパターンを示したことは興味ぶかい。先にも記したように、サンパウロ以南の諸州に入植したドイツ人、イタリア人は全くの未開地において孤立した集団形成を余儀なくされたのであった。彼らがこうして形成したコミュニティーでは、地方的なマーケットや社会制度への連けいが欠けていたために、自給体制をとらざるを得なかった。つまり局地的なレベルでの自己完結的な体制である。これをドイツ移民の場合でみると、どうしても局地的な自給のできない少数の品目については外界からの補給があったが、ふつりの農具や生活器具はほとんど集団内の分業によって生産された。村の鍛冶屋はたいていの刃物を作ったし、大工や指物師はたいていの道具や家具の製作ができた。そしてこのような閉

鎖的なコミュニティと外界との関係が次第に密接となり、やがてマーケットの形成と共に、自給のための分業は次第にそのワクをひろげて行った。村の鍛冶屋は、村が町として栄える頃には町の鉄工所となり、そして町が地方都市として商工業のポールとなる頃には金属工業へと成長した。

鍛冶屋ばかりではない。初め農民が消費するための陶器を作っていた幼稚な窯業は、同じような段階を辿って高級の陶磁器やガラス製品の工業のレベルまで発展した。こんにち、ドイツ人移民によって植民されたジョインビール、ブルメナウ、ノーボ・ハンブルグ、サン・レオポルド等の工業都市では、全国でも折紙つきの工作機械工業、陶磁器や切子ガラス、高級メリヤスなどの織物工業が所在している。もつとも村の鍛冶屋が近代的な金属工業となるためにはほぼ一世紀近い苦難の歴史があったことを忘れてはならない。

サンパウロ州のイタリア人移民の場合はまた事情がちがっている。彼らはほとんどがコーヒー農場のコロノ労働者として配置されたので、初めから商品経済と接渉をもっていた。大部分はコロノ契約が満期となったあとも農業の分野に残留したが、他のものは都市に移って商工業に転じた。なかでもサンパウロ市に流入したものは当時揺籃期にあった同市の工場地帯に集中、工員となった。もともと母国イタリアの農民層分解の余波にゆすぶられて新大陸に渡った者が多かつたから、サンパウロで町工場の経営者や工員となるだけの素質は充分であった。このようなイタリア人が後年サンパウロの工業化を推進する上に支配的な努力を成すにいたつたのである。同様に、イタリア系の都市労働者は、ブラジルにおける労働運動の創始者でもある。

日本人の場合はドイツ人やイタリア人とも違っている。日本人は99%までが農業移民としてブラジルに渡り、その大部分がコーヒー農場のコロノ労働者であったことはイタリア人の場合と同様である。ただ日本人の場合はイタリア人と異り、言語や習慣のちがいがあるので、農業からいきなり工業へ転ずるといふ芸当はできなかつた。商売であれ、町工場の経営者であれ、言語に堪能で、しかもこの国の習慣に精通していなければ、百姓からいきなり商人に「変身」するといふ芸当は至難のことであつた。

そこで日本人の場合は段階的で漸進主義であつた。コロノ労働者は契約が終ると——終らないうちに見切りをつけて脱出する者もあつたが——小面積でも土地を買って独立するのが念願であつた。それはドイツの農民がブラジルに移住したとき、ドイツ本国では社会的威信のシンボルであつた乗馬の所有がかんたんに実現できた。そこで競って乗馬を買って乗りまわしたといふ。ドイツ人にはこのような horse-complex があつたように、日本の農民にとつては土地の所有がそれに該当するコンプレクスであつた。

そこで土地のセールスやブローカーが生れる。農地を購入して日本人が集団地を形成すると、失われかかっていた母国文化の記憶がよみがえってくる。そこで日本式の宿泊設備（簡易ホテル）が集団地に生まれ、味噌醤油の製造所が開業し、日本人相手の雑貨店ができる。農業生産が活潑になれば当然仲買人がでてくるし、仲買人が集荷したものを加工・精製するための加工場が開店する。このように日本人の場合には農業を基盤とした活動からやがて農業者を、或いは農産物を対象とする産業部門へと拡大されてゆく。つまり日本人の場合には先ず同じ伝統をもつ同胞相手の商売から始まり、やがて遠心作用のように、活動の対象が外に向かって拡大され、そして拡大を重ねる毎に農業の基盤から離脱していくという傾向が強かったのである。

以上、移民諸グループと農業開発のことをとりあげたが、これは全く断片的な素描にすぎない。ここで説明したことは、象に対する盲人の手触りの如きものである。また一方、伝統的なプランテーションと伝統的な自給農業を支えている基層文化と、他方移住者の文化とを対比して論じたことには、何らの価値判断や先入主が含まれていないことを、誤解をさけるために、ここに注記しておきたい。

6. 農業の地域性

以上の各項のような考察をタタキ台として、ブラジルの農業開発の問題点、というよりも近代化の問題点に触れてみたい。

先ず農業生産の地域性ということがある。ふつう農業の地域性といえば、ある地域で栽培される特定の作目がもつ市場性であるとか、あるいは特定の地域における農耕や農業経営を条件づける自然環境であるとか、さらには商品化の過程や流通機構をも含めて、かなり広義の内容を含んでいる。ところで、農業の地域性はそれぞれの国によって多くのコントラストがあることを指摘したい。旧大陸の諸国と新大陸の諸国の場合がそうであるが、とくに日本とブラジルの場合をみるとコントラストが明らかである。

例えば日本においては、何世紀にもわたる農耕の歴史によって、特定の作目についてそれぞれの主産地がすでに形成されており、その商品化のルートも農業協同組合その他の制度によって確立されている。しかし都市地域の過密化や農村の過疎現象など大巾な社会・経済構造の変動に伴ない、政府がその政策として農業地域性の再編成を行なうような場合に地域性が問題とされるのである。とくに主産地・特産地の計画的な形成や、いわゆる農業経済圏の設定などがそれに当る。

大都市に対する食料供給の農業が、消費市場と生産地を距てる距離、生産地の気候、輸送

の合理化(コールド・チェーンなど)、その他の要因によって特定の地域でより有利に営まれるに反し、このような条件を具備しない地域では牧畜や穀類の栽培が奨励されるという事実がこの間の事情をよく語っている。

確かにブラジルでもこのよりの状況が成立している地域もある。サンパウロおよびリオの2大都市を含めたメトロポリタン地域がそれで、すでにサンパウロ州の農務局ではエコロジカルな条件に従って州の地方区分を行ない、それぞれの地方における主産物の選別指定を実行している。しかしブラジル全般としてはこれは例外的なものである。

ここでは筆者が観察した例をあげておこう。2年前のことであるが、マラニオン州サンルイス市とピアウイ州のテレジーナ市を訪れた際、公設市場や露天市を見学した。おどろいたことに、青物のなかでもピーマン、人蔘、馬鈴薯などこの地方で技術的に栽培しにくい品目は、セアラ州フォルタレーザ市経由で配給されたサンパウロ産の青物であった。サンパウロからフォルタレーザまで陸路のトラック輸送が約3,000 Km、さらにフォルタレーザからテレジーナまで未舗装の道路を約600 Km、合わせて3,600 Kmの陸路輸送である。

その後、アマゾナス州マナオス市の市場を訪れて更におどろくべき事実にてであった。マナオス市の市場では日本人の青物商が何人も店を構えているが、その人達が扱っているピーマン、カリフラワー、人蔘、トマト、馬鈴薯はこれまたサンパウロ州からの転送によるものであった。どういふ経路で青物が輸送されるのかを訊ねてみると、先ずサンパウロからマトグROSS州クヤバーに送り、ここから最近開通した道路を辿って Rondônia 直轄領ポルト・ベリヨに至る。ここを中継地として更にマデイラ河を船便で下ってマナオスの市場へと輸送される。このルートは恐らく5,000 Kmを越えるのではないかと思われる。現在はポルト・ベリヨ＝マナオス間の国道が開通したので、船便への積み替え作業が不要となり、陸路輸送は更に便利になったことと考えられる。

ところでサンパウロ産の青物がピアウイ州のテレジーナやアマゾナス州のマナオスまで出荷販売されるという事実は、それだけ商品の移動性が高められたことを意味し、それに付随してもろもろの波及現象が起る。

先ずマナオスの場合をみよう。戦後アマゾン流域の各地に日本人移民が集団入植をしたが、なかでもマナオスに近いベラ・ビスタ移住地やエフゼニオ・サーレス移住地ではマナオスの市場を対象として蔬菜栽培や養鶏が行なわれた。ところがサンパウロの蔬菜が入荷するようになると人蔘やピーマン、カリフラワーなど現地で栽培が困難な作目ではとうていサンパウロ産のものと競合ができない。かといってマナオス近郊の気象・土壌条件でより有利に栽培できる青物——例えば西洋カボチャやカリル——はその地域の土着農民が片手間に

生産しているのでこれまた競争がむずかしい。けっきょく日本人の多くは野菜作りをやめて青物商に転じ、サンパウロ直送のいわゆる高級野菜を販売する方にまわったという。また養鶏だけはエフゼニオ・サーレスの邦人移住者が組合を結成して専業養鶏を行っているが、これも市価の変動によってはサンパウロの鶏卵や鶏肉が入荷するという。実はマナオス市場で販売されるサンパウロ産の野菜や鶏肉もサンパウロ州の日系農家が生産しているわけであるから、南北5,000余kmを距てて、南部の日本人農家と北部の日本人とが競争を展開したことになる。

もちろん、逆コースの場合もあり得る。例えばベレン地方では特有の気候型を利用して露地メロンの栽培が近年急速に伸びてきた。これはベレン＝ブラジリア国道の開通により、ベレン産のメロンが大量にリオやサンパウロの市場に出荷されることになったからに外ならない。同様にサンフランシスコ河流域で整備されつつある灌漑地農業は、その生産物を陸路輸送によってリオ、サンパウロの市場に搬出することが可能となった。

7. 工業化のインパクト

道路網の整備によって流通が活潑となるのは農業ばかりではない。当然人間の往来と商品・資本の交流が旺んとなる。かつてリオとパイアとを結ぶ国道(BR116号線)が開通したとき、商品の流通が活潑となって沿線の地域が大きな恩恵に浴するものと予想された。もちろん商品の流通は確かに好転したが、それ以上に人口の移動が容易となった。それまでノルデステ諸州の農民が南部諸州に向かって移動する場合は、サンフランシスコ河を溯航してミナス州に入り、そこから陸路をとってサンパウロに辿りつくという風に大きな迂回と困難な道程が待ちうけていた。だが、リオ＝パイア国道の開通と共に農民の南下はきわめて安易なものとなった。トラックに日覆いをかけ、数十名もの出稼ぎ労働者やその家族を満載して走る定期便がパウ・デ・アララ(とまり木)とよばれたのもその頃のことであった。

新しい国道が国内の地方と地方、或いはひとつの州と他の州とを結んで開通する毎にこれと似たような現象がおこる。資本主義体制の下では必然的に生起することだと言えそれまでだが、この場合にも道路網に包含される地方や州のあいだの落差が大きいほど、この現象は深刻である。

上記したようにマラニオン州サンルイスで見聞したことであるが、1971年に同市と隣州のテレジーナとをつなぐ国道約440kmの舗装が完成した。これによってサンルイスはほぼ1,100kmを距てるフォルタレーザ市と直結することとなった。その結果はセアラ州の企業、資本、商品が新しいルートを伝ってサンルイスに進出した。もちろんフォルタレーザ

は地方首都であって、いわば *sub-metro polis* のレベルにある。間接には企業の系列化や工業製品の流通を通じて、その上位レベルともいべきサンパウロの影響下におかれている。何れにしてもサンルイスの零細企業のなかには倒産するものが出たし、結果として失業者が増えた。

このような現象は、言ってみれば工業化のインパクトに伴う農民社会の分解過程において起り得るひとつの局面といえるであろう。そして農民社会の分解作用はノルデステやアマゾンに限られたことではなく、むしろ工業化のより進行したサンパウロ州やその隣接の地域においてはすでに1950年代からこの現象が起って今回まで持続しているのである。

しかしブラジルの場合、道路網が伸びて新しい国道が地方と地方、州と州とを結ぶとき、そこには日本ではおよそ想像もできないような激しい変動が起る。小文の冒頭に記した経済史のサイクルを想起していただきたい。ひとつのサイクルの舞台となった地域は共和制の初期まで——もっと厳密には中央集権がある程度実現されたバルガス革命まで——社会的にも経済的にもひとつの「圏」をなすものであった。このような社会・経済圏はそれぞれその内部に幾つかの小さな圏を包含していた。

例えていならば、マラニオン州のサンルイスはひとつの圏内の中核であったし、ベレンは他の圏の中核であった。ノルデステも同じように幾つかの圏に分かれていた。ところでこれらの中核を直結させる道路の開通は、その落差や傾斜と同じような角度で、ひとつの中核から他の核へと資本・商品・人口の流動がおこる。

言うまでもなく、1904年の革命いらい中央政府が買ってきた「国家統合計画」(Plano de Integração Nacional)は、その理念において或いは具体策において、このような落差による流勢の偏向をできるだけ緩和し、政策的に是正することが狙いであろう。

言い換えれば新しい道路の開通はそれ自体が工業化のインパクトを乗せて走るルートであり、沿線の住民にとっては産業革命なのである。植民期いらい、自給農業の伝統を守って棉を紡ぎ、衣服を織り、手製の牛車が最良の運搬具であるような、平和で単調な生活に明け暮れている内陸の農村を買いてアスファルト道路が貫通する。まさにナッシュ(Nash)のいう *Quasi-tribal-system* から文明の世界への飛躍である。

工業化の衝撃による農民社会の分解は今日のブラジルにおいて地域によっては深刻な社会問題をはらんでいる。土着農民の離村と都会集中、その結果として都市における潜在失業又は偽装就業や非行少年の犯罪は氷山の一角といふべきであろう。農村においては定着性に乏しい“浮動労働者”，いわゆる“*trabalhador volante*”，又の名を“*boias-frias*”（冷飯食い）とよばれる底辺労働者があらわれている。このような社会問題を解決できる途

は、所得のより妥当な分配と教育機会の均等という両面作戦以外にはないであろうが、それが実現できるためにはかなりの年月を待たねばなるまい。見方によれば、ブラジルという国が、そしてブラジルの国民が近代化の目標を獲ちとるために払うべき代償といえるかも知れない。

8. イノベーションの課題

もうひとつの問題は新しいテクノロジーの開発とその普及や増収効果に関する一連の課題である。なかでも、

- a. アマゾン密林地帯における農耕法の確立やノルデステ旱魃地帯の灌漑農耕のように新しいテクノロジーの開発が要請される場合
- b. 輸出回廊計画のように、国内・国外の需給関係の調整と共に輸出農産物の生産・集荷・輸送・積出しについてシステム計画が要請される場合
- c. 上記何れの場合にも伝統的な自給農業の方式から飛躍して近代的な企業化された農業（牧畜を含む）が導入される可能性が大きい、その場合イノベーション過程において土着の農民が疎外され、マージナル化される恐れがある。

等の問題が考えられる。これらの何れをとりあげても、とうてい小文では論じつくすことはできない。ここでは問題点を指摘するだけにとどめたい。

アマゾンの農業開拓はいま端緒についたばかりで、まだ実験的な域を出ていない。トランスアマゾニア国道とクヤバー＝サンタレン国道の沿線ではすでに *agrovila*, *agropolis* 建設の計画に従って数千世帯の農家が配置されている。すでに建設に着手したアマゾン河北岸の横断国道 (*Perimetral Norte*) の沿線でも遠からず開拓計画が実施されるであろう。ここで最大の問題となるのは、このような赤道地帯の高温多湿の気候にあつて、どのような農耕テクノロジーが成立するかということである。

熱帯では穀倉はあり得ないというジंकスがあるとおり、例えばラテライト化の現象だけをとりあげてもこれを防止するには新しいテクノロジーが開発されねばならない。森林の伐採と焼畑農法によって地肌が日光の直射に曝されればたちまち有機質が分解し、豪雨と共に流失する。そしていったんラテライト化した土壌はほとんど回復できる可能性がなくて不毛の地となりかねない。

パラ州トメアスーにおいて日系の農民がコショウ栽培に成功したのは例外的な事例である。コショウ栽培は集約農法であつて、日本人は母国の慣習に従い大量の労働力と肥料を投入する園芸農業の技術を移植する方法に依つて成功を収めることができた。しかしこのよう

な集約農法をアマゾン全般の農業に適用することは不可能であろう。とくに伝統的な自給農業の方法のみでは新しい農業経営の型を期待することは無理である。

恐らくは、現在 IPEAN（北部農業試験場）で行なっているような熱帯性の果樹や工業原料用の作目のなかから市場性の高い商品生産に適したものを選別・導入することが考えられねばならない。アマゾン密林地帯の農業は余りにも未知数が多く、いわばテクノロジーへの偉大な挑戦というべきである。

これに比べるとノルデステ内陸の早魃地帯とは言いながら、サンフランシスコ河流域で試験的な段階にある灌漑農業はきわめて有望である。大規模な灌漑農耕についてはカリフォルニアをはじめ、ペルーの海岸地帯のように、すでに開発されたテクノロジーが豊富にある。政府が慎重な計画と十分な長期資本を用意することができれば、サンフランシスコ流域はブラジルでも有力な穀倉となる可能性があるであろう。すでにこの地帯で試験的に栽培されたメロン、玉葱、ブドウなどは南部の大都市まで出荷されつつある。

周知のように、いわゆる「輸出回廊」計画はサンパウロ以南の食料・原料の輸出を対象としている。トウモロコシ、キビ、ソバなどの飼料原料、大豆、小麦、牛肉などの食料、また棉花その他の原料の生産と輸出が眼目である。すでにサントス、バラナグア、リオグランデの3港湾においてバラ荷積出しや大規模なサイロの設備が整いつつある。あとは生産地における集荷・貯蔵の設備改善と共に、輸送手段の拡大と改良とが必要である。従来は輸送手段としてトラック輸送に重点がおかれていたが、最近の石油危機と共に道路輸送は今後ますます困難となるであろう。加えて、年間数百万トンを上まわる食料・原料の輸出を円滑に遂行するにはコンテナを使用しない限り、トラック輸送では効率が低い。一方鉄道輸送の改善は急務だとしても、これまた輸送能力の拡大や設備の改善に多大の投資と年月が必要である。何れにしてもこのようなインフラストラクチャーの整備は資本と技術の問題であって早晚実現され得ることである。しかし、ここで問題となるのは、生産地でのことである。誰が何をどうして生産するかの問題である。

ブラジルの農業開発史をみると、未だかつて海外市場からの注文に応じて量質ともに規格に適った契約生産を行なったことはない。大豆にせよ、トウモロコシにせよ、用途によって規格が異なるのは当然のことだが、先ず規格に遠りような品種の選定と、規格品を生産できるための栽培管理や収穫後の品質管理が行なわれねばならない。いわば生産から輸出にいたるまでの一貫したシステムが確立されなければ輸出回廊の計画はその機能を発揮することはできない。

ところでブラジルの農業開発にとってこのようなシステムは未経験のことである。農村の

組織化が弱く、農民に対するコミュニケーションの影響がきわめて薄弱な現状にあつては、システム化に要する情報の伝達にも問題がある。アメリカの例によればトウモロコシの交配種が普及するのに5年間を要したといわれるが、ブラジルの場合には1950年代から始まった交配種の種子配給が30年を経てようやく定着した状態である。すなわち情報の伝達とイノベーションの採択に要するtime-lagがきわめて厚いことである。

この点についてトウモロコシの新種と同様に参考となるのは棉花種子の配給である。サンパウロ州では、1930年代からカンピーナスの州立農事試験場(IAO)がはじめ米国の棉の品種を導入して育種改良を行ない、その結果優良種と判断された品種の種子を州政府検認の下に農家に配給し、それ以外の種子の使用を禁じた。その後、試験場では育種改良をつづけながら、種子の配給を続行し、現在では他の諸州でもこれに倣っている。

恐らく品種の選抜や種子の配給についてはこれと同様な方法によって効果をあげることができよう。然しながら栽培管理や収穫後の品質管理については事情はより複雑である。この段階においては政府の機関が直接に指導や監督を行なうことは不可能であろう。従つて中核となるべき団体は農業協同組合の組織を描いていないと思われる。協同組合を政府当局の代行機関として諸事業を委託すれば、種子の配給・耕作技術の指導・収穫後の品質管理を含めてより有効適切な指導ができるのではあるまいか。ところが現状では協同組合の組織率はまだ農民の一部にしか及んでいないので、先ず組合づくりの方が先決となる。

ここでもまた伝統的な自給農業を守ってきた農民とイノベーションの問題がでてくる。輸出回廊のシステムに参加し、計画的生産の一端を担えるような農家はかなりの技術を身につけ、すでに企業性のある農業経営を行なっていると思つてよい。そのような条件を具備していない農家はどうしたらよいのか。サンフランシスコ流域の試験的な灌漑農耕では、農地の分配に當つて先ず希望者を90日間、寮に収容して訓練を行なっている。これでも充分とは言えないが、差しあたりその実績を参考にして訓練方式を改善することはできよう。

いずれにしても、イノベーションとその普及は、アメリカ農村の調査で得られたような結論をブラジルの現状に当てはめることはできない。有名なロジャースやライオンバーガーが到達した方式はそのままブラジルの農村では通用しないと思わねばならない。

9. 結 び

ブラジルの農業開発史を特徴づける周期性(サイクル)は、各サイクル毎に落し子としてプランテーション制度と自給農業をのこしたのであつた。ひとりコーヒー・プランテーションのみが近代化の過程に連結して、企業性の高い農業と工業化の傾向へと移行した。このよ

りな歴史的背景をもつ封建的なプランテーションの遺制と、他方きわめて保守的な自給農業に閉じこめられた農民とがブラジルの伝統的な農業基盤であると考えられる。こうして形成された農業基盤は、新しい技術の導入や革新的な社会変動に対して強い抵抗を示すのみならず、ひとたび工業化のインパクトを受けると急速に農民社会の分解を起すものと考えられる。

近年ブラジルの中・大都市にみられる農民の都会集中はその事実を示すものであり、かつ大きな社会問題となりつつある。地域的にいえばノルデステの内陸と海岸地帯、アマゾン、セントロ・オエステ（中西部）がこれにあたる。ところで、これらの諸現象はブラジルに限らず、ラテンアメリカ諸国についても或る程度通用することである。

ブラジルの場合、他の発展途上国に比して独特の条件があるとすれば、第一に広大な未開発の土地を有していることであり、現在でも次々と新しい開拓前線が展開されていることである。有効適切な開発計画によっては、人口過密な貧困地帯の人口を収容して、これらの未開発地域に企業性の高い農耕牧畜を発展させることができる。この場合、原始的な自給農業から企業農業へと飛躍的な展開の起ることが予想される。この飛躍の過程では、伝統的な農民層はより深刻な打撃の被害者であると予期されるのでその対策が必要なことというまでもない。

第二には新しいテクノロジーの導入によって、従来等閑に付されていた地域に新しい型の農業を興すことが可能である。例えばノルデステの早害地帯がそうであって、河水の利用や人造湖の造成によって広大な面積にわたって灌漑農業を伸ばすことができる。

第三には農業地域性の再検討である。道路網の整備とマイクロ幹線の完備によるコミュニケーションの発展は、まさに「国土の統合化」を実現しつつある。各地域のエコロジカルな条件によって主産物や適作目の選別を行なうべき段階に到達している。

他方、伝統的な農業基盤の上に、地域によっては外国人移民が大きな変革をもたらした。すなわちサンパウロ以南の諸州では各移民グループの農耕文化の影響によって伝統的な基盤が大きく変化し、工業化の進展しやすい条件を具えるに至っている。この地域では、小文で指摘したように、種々の困難はあるとしても、輸出回廊のような原料・食料の計画的な量産が実現できる状況にあるといえよう。

参 考 文 献

本文中ではいちいち文献を引用する煩雑さを避けたのであるが、小文の執筆にあたり、以下の文献を主として参照したことを記したい。

FURTADO, Celso

1967 Formação Econômica do Brasil. São Paulo: Cia. Editora Nacional.

HAYAMI, Yujiro e Vernon W. RUTTAN

1971 Agricultural Development. Baltimore e Londres: The Johns Hopkins Press.

PAIVA, Ruy Miller et al.

1973 Sector Agrícola do Brasil. São Paulo: Secretaria da Agricultura.

PAVAN, Crodowaldo

1973 'Laterização pode trazer problemas'. São Paulo: O Estado de São Paulo. 14-out.-1973.

PRADO JR., Caio

1972 História Econômica do Brasil. São Paulo: Editores Brasiliense.

QUEIROZ, Maria Isaura Pereira de

1973 O Camponato Brasileiro. Petrópolis e São Paulo: Vozes- Ed. da Universidade de São Paulo.

SCHULTZ, Theodor W.

1965 Transforming Traditional Agriculture. Yale Univ. Press.

Secretaria da Agricultura

1972 Desenvolvimento da Agricultura Paulista. São Paulo: Instituto de Economia Agrícola.

SHAMIN, Theodor (ed.)

1971 Peasants and Peasant Society. Baltimore: Penguin Books, Inc.

SILVA, José Gomes da

1971 A Reforma Agrária no Brasil. Rio de Janeiro: Zahar Editores.

SIMONSEN, Roberto C.

1969 História Econômica do Brasil: 1500-1820. São Paulo: Cia. Editora Nacional

VELHO, Otávio Guilherme

1972 Frentes de Expansão e Estrutura Agrária. Rio de Janeiro: Zahar Editores.

Ⅲ ECLAから見たブラジル経済

1. はじめに

ブラジルのデルフィン・ネット蔵相は1973年8月16日、ブラジルの高等軍事学校（Escola Superior de Guerra）で演説し、ECLA（国連ラテン・アメリカ経済委員会）の考え方を厳しく批判した。⁽¹⁾ 同蔵相のECLA批判はこれがはじめてではない。彼によれば、ECLAの理論は、低開発諸国は貿易によって損をするように歴史的に運命づけられているというものであり、多数の国がこのECLAによってつくりあげられた、イデオロギー的フアンタジーの犠牲となってきた。すなわちECLAの理論は、交易条件の悪化が低開発国の全ての努力を無駄なものとし、低開発国は依然として貧しいままにとどまるとするものであるが逆にブラジルは輸出によって成長してきた。

同蔵相は、このようにECLAを批判すると同時に日本の急速な輸出拡大の例を引き合いに出し、あたかも、ECLAの思想の虜にならず、日本に学べといおうとするかのようであった。

おりからサンパウロには、大来佐武郎氏が日本とブラジルの経済発展比較論を講義するために滞在され、8月17日のブラジル各紙はデルフィン・ネット蔵相の演説と、ブラジル経済と日本経済の比較が大きくとりあげられた。

ECLAからみたブラジル経済は、従って単にECLAがラテン・アメリカ経済に関する主要研究調査機関であるというだけでなくブラジルの最近の経済発展の主要な貢献者の一人デルフィン・ネット蔵相に批判されるような理論を背景とする経済分析という意味でもきわめて興味深いといえよう。またECLAによる経済分析をみることによって日伯経済の比較研究に何らかの示唆が与えられるかもしれない。

2. ECLAにおけるブラジル研究

デルフィン・ネット蔵相のいうECLAの理論というのは、明らかにラウル・プレビッシュの一次産品交易条件の長期的悪化説を指すものである。周知の如く、プレビッシュはほとんどECLA発足のときから約13年間ECLAの事務局長であったから、そのECLAの活

(1) 本稿で引用するのは、Jornal do Brasil紙1973年8月17日付記事である。

動、ECLA事務局の考え方に与えた影響に大きく、しばしば、ECLAとプレビッシュの思想は同一視さえされてきた。

ECLAは単なる国際機関ではなく、一つの考え方を基礎として、一貫した活動を行ってきたという独自性がしばしば強調され、ECLA自身も1969年には「ラテン・アメリカ：ECLAの思想」と題する文書⁽²⁾をまとめ、プレビッシュの理論の紹介にはじまり、ラテン・アメリカの経済に関するECLAの考え方と20年にわたるECLAの調査研究を要約している。また、1973年には、ECLA発足25周年を記念して、これまでの研究のなかで、重要な影響を与えたと考えられる主要論文を集め「ECLA 25周年記念シリーズ」を刊行した。このシリーズのなかでプレビッシュ自身の手になるものが多いことはいうまでもない。⁽³⁾

ここでは、プレビッシュ理論そのものに関する検討を行なう余裕はないが、確かに、一次産品の交易条件の長期的悪化という視点にもとずき、工業化を重視する視点が生まれ、またより広い市場を基盤とする工業化の必要から経済統合を推進する視点が生まれ、これらがECLAの活動の中心分野の一つを形成していったということは否定できない。

ECLAのブラジルに関する当初の研究も従って、プレビッシュ的な視点にもとずく、ブラジル経済発展の分析（はじめのころの年次経済報告などに含まれている）に特徴づけられている。1956年刊行の「ブラジルの経済発展」の題する文書は、当時の他の国（特にアルゼンチン、コロンビアなど）に関する研究とともに、上記のような理論的背景のもとで行なわれた総合的研究であった。⁽⁴⁾

(2) CEPAL, América Latina: El Pensamiento de la CEPAL, Editorial Universitaria, Santiago, 1969

(3) Prebisch, Raul, Problemas Teóricos y Prácticos del Crecimiento Económico; Prebisch, R., Interpretación del Proceso de Desarrollo Latinoamericano en 1949; Prebisch R., La Cooperación Internacional en la Política de Desarrollo Latinoamericano をはじめとする全6冊 (Serie Conmemorativa del XXV Aniversario de la CEPAL, 1973)

(4) CEPAL, El Desarrollo Económico del Brasil (Análisis y Proyecciones del Desarrollo Económico のシリーズの一冊) 1956

また1964年に発表の「ブラジルにおける輸入代替過程」⁽⁵⁾と題する研究もECLA的な思想を背景とした輸入代替工業化に関する分析として注目されるものである。この研究は、同じ年に発表された、「ブラジルにおける15年間の経済政策」⁽⁶⁾とともに、軍事政権出現までのブラジルの経済を分析した重要な文献といえよう。

さて、1960年代の半ば以降になると、ECLAのブラジル研究は非常に多様化してくる。部門別の研究や特定の問題に焦点をあてた研究が多くなる。最近3年間の主なブラジル関係のECLAにおける研究だけでも本稿の終りに掲げる通り20近くにも及ぶが、ここにもみられるように、輸出振興、技術移転、多国籍企業といったような最近関心のあるテーマや、マクロ・モデルを用いた長期予測、地域モデルなどが目立っている。

このような傾向はECLA自身の組織の拡大、これに伴なり研究の多様化、専門化に依るところが大きいと考えられるが、ここで顕著なのは、ECLA発足当時におけるような総合的研究が行なわれていないことである。ブラジルの軍事政権発足以降の、特に1968年以降のめざましい経済発展に関して正面から取り組んだ研究は無いといってよからう。ブラジルの高度成長をどのようにみているかは、従って、上記の多数の文書から、それぞれの分野について検討しなければならぬが、それでも、ブラジルの経済発展を全体的にみて、何がその成功を可能にしたものであり、どのような問題点があるかをみることにはならないであろう。

ただ、1973年刊行のECLA文書、「国際開発戦略のラテン・アメリカにおけるエバリュエーション」⁽⁷⁾は、ラテン・アメリカ全地域を対象とするものとはいえ、総合的に現代の経済発展の問題をとらえようとしているものであり、ECLAの立場を知る上での重要な手がかりといえよう。本稿の以下の部分もこの文書に依拠するところが大きい。

-
- (5) CEPAL, "Auge y declinación del proceso de sustitución de importaciones en el Brasil" Boletín Económico de América Latina, Vol. IX No.1, 1964
- (6) CEPAL, "Quince años de política económica en el Brasil", Boletín Económico de América Latina, Vol. IX, No.2, 1964
- (7) CEPAL, América Latina y la Estrategia Internacional de Desarrollo: Primera Evaluación Regional, 1973

3. ECLAの見るブラジル経済発展における問題点

3-1 外資に対する依存

日本の経済発展とブラジルの経済発展を比較したときの重要な相違の1つは、その発展プロセスにおける外資の役割にあることは周知の通りであるが、ブラジルの外資に対する態度は多くの他のラテン・アメリカ諸国のそれと大きく異なり（例えば、アンデス共同市場諸国の共通外資規制、メキシコの対外資政策など）早くからECLAの関心と呼んだ点であった。

1970年のECLAの年次経済報告⁽⁸⁾は、「国際企業の拡大とそのラテン・アメリカの発展における影響」と題する一章を設け、ここで興味ある分析を行なっている。

国内市場に対する米国企業の進出を厳しく制限するとともに、国際市場においてはそれら米国企業と有効に競争しうる企業を有している日本、および米国企業進出をゆるすと同時に、これに競争しうる企業を有しているヨーロッパ諸国の場合と異なりラテン・アメリカは、他の低開発国とともに、外国企業の進出で工業の生産における外資の割合が高まりつつあるのに、これに対抗しうる国内企業を有しないという特徴を持っているとする。

この文書は、国際企業は資本、技術等に関して国内企業より有利な地位にあり、また国内金融引き締め等の経済政策に直接影響される可能性が少なく、従って国内工業生産の成長率よりも国際企業による生産の成長率の方が高くなる傾向がある。実際この現象（生産増加率の格差）はラテン・アメリカ諸国を含む多数の国でおこっており、このことは、各国における工業生産に占める国際企業の地位が次第に高くなっていくことを意味する。

ブラジルに関して、このことを見体的に分析した研究⁽⁹⁾は次下の点を明らかにしている。

まず、国際企業が主要企業に参加している産業部門における、生産の少数企業への集中度は他の部門よりも高い。上位4事業所のうち少なくとも3事業所が国際企業に属するような産業諸部門の平均集中度は54%に達する。これに対し、上位4事業所の全てが国内企業であるような産業部門の場合の平均集中度は39%であった。

もし各部門の上位企業が産業のあり方に重要な影響を及ぼすと考えられるならば、 国

(8) CEPAL, Estudio Económico de América Latina, 1970, 1971

(9) Sistema Industrial y Exportación de Manufacturas: Análisis de la Experiencia Brasileira, 1970

際企業はブラジルの工業活動にかなりの影響を及ぼしていると考えられる。工業生産総額の20%が、上位4事業所中3事業所が国際企業に属するような産業部門の生産に対応するものである。上位4事業所中2事業所が国際企業に属するような産業部門も含めれば、この数字は40%に達し、さらに上位4事業所中1事業所が国際企業に属する部門を含めると、この数字は72%にも達するのである。

また上位企業が国際企業であるような部門は、他の部門よりも生産額に対する雇用吸収力が低い。上位4事業所中3事業所以上が国際企業であるような部門は100万クルセイロ当りの雇用数が27人であるのに対し、上位4事業所とも国内企業に属する産業部門の場合は同じく40人となっている。

国際企業の参加の良い部門ほど成長率が高く1960～68年において上位4事業所が国際企業に属する産業部門の成長率は、製造工業の平均成長率よりも20%高かったのに対し、上位4事業所が国内企業に属する産業部門の成長率は平均成長率よりも14%低かった。

次に外国企業による製品輸出の特徴に関して、先のECLA年次経済報告は次のように指摘している。

国際企業は、ECにおける米国企業のように経済統合効果を利用する輸出というケースがラテン・アメリカでも、アルゼンチン、ブラジル、メキシコへの進出企業のALALC (LAFTA, ラタン・アメリカ自由貿易連合) 向け輸出に関してみられる。特にブラジルの場合は顕著で、オリベッティ、メルセデス・ベンツ、ピレリ、IBM、パロウズ、シンガー、ボッシュ等々がALALC向け輸出を中心としており、ALALCの部門別補完協定に参加している企業の多数が国際企業であるという。

製品輸出の第2のパターンはメキシコの米国との国境地帯にあるような安価な労働力を利用した組立工業である。

第3はブラジルの鉄鋼業にみられるような国際企業による現地資源の加工産業である。

第4は国際企業の生産してきた分野のうちで先進国で生産することが必ずしも有利でなくなった、比較的単純な生産工程の分野で、ブラジルにおけるフィリップスの真空管、IBMのパンチ機械などがそのよい例であるとされる。

以上は直接投資による資本進出に関するものであるが、広い意味の、外貨に関しては、このほか、ネットの外貨流入の場合の国際収支への貢献、逆に対外利潤、利子送金の負担、進出企業による現地資金の吸収の問題があり、ECLAの多くの研究は、これらのいろいろな側面を分析し、その見解を明らかにしてきているが、そのすぐれた要約となっている

と思われるのが、先に引用したECLA事務局になる国際開発戦略のラテン・アメリカ地域の発展に関するエバリュエーションのなかでの、外国投資政策についての部分である。

ラテン・アメリカにおける外国直接投資残高は1960年に180億ドルに達したが対外利潤支払いはこの10%に達し、これは、利潤の項目とは別に、パテント、ノウハウ等の技術料支払および本国親企業からの工業原料、中間材料、部品の輸入に対する支払いが行なわれていることを考えると、かなり高いものと考えざるを得ないとし、また、1957-65年までの米国のラテン・アメリカにおける投資資金の多くは、現地での調達（企業内部の利潤再投資か現地金融）によるもので、米国からの資金は、米国による総投資の17%しか占めていないと指摘している。

このように指摘した上で文書は、ラテン・アメリカの多くの国で、次第に外資規制の制度化が最近行なわれてきていると述べ、「外国投資政策をうちたてるために考慮すべき一般的ガイドライン — その多くはアンデス共通外資規制にあらわれているが — は次のようなものである。」としている。

- (1) 「各国経済の漸次的外国化（すなわち生産に占める外国企業の割合の増大すること— 引用者）を防ぎ、かつ外国投資家に対し十分はっきりした規定を示すために、各国は、外国投資が適当であると考え分野を決定することが不可欠であろう」。現実的方式として、外国企業と国内民間企業又は公営企業とのジョイント・ベンチャーが考えられ、また、外国借款および外国企業との技術契約をもって国内企業が新投資を行なうという方式が、従来の民間外国投資よりも有利でありうる。
 - (2) 国内の諸問題に関する決定の行なわれる場所は進出したその国になければならない。進出企業は、当該政府の定める政策、目的、目標に従わなければならない。また外国の所有権をあらかじめ定められた一定期間後国内資本家の所有権に移転するような方式も考えられよう。
 - (3) 外国民間企業は進出国において、先進国との、いわゆる技術ギャップ解消に効果的に貢献しなければならない。
 - (4) 国際収支の深刻な問題にかんがみ、外国直接投資のこの問題の解決に対する効果的な寄与に関し、より一層検討し、かつ各国の経済計画に照らして評価する必要がある。外国投資の利潤率およびその海外送金はあらかじめかつ恒久的に一定の枠内に限定されるべきである。
 - (5) その他の経済的側面特に雇用への影響などが評価されるべきである。
- これらの結論のもとには、先にその一部を引用したECLAの外国投資に関する研究、

特にブラジルに関するそれがあることはいうまでもない。また、ラテン・アメリカ全地域を対象とする文書とはいえ、この問題に関しては、外資に関して最も自由でかつ、外国直接投資の増加が急速に伸びているブラジルを特に意識して書かれたものとみてよからう。

3-2 高度成長と所得格差の拡大および社会的福祉水準

経済成長と所得格差に関する問題はECLAの長い間の関心の1つで、これに関するECLAの研究も多い。「ラテン・アメリカにおける所得配分」(1971年刊行)⁽¹⁰⁾ 経済発展にともなう所得格差や部門別所得配分の問題をとりあげた、興味深い研究「経済発展と所得配分 — アルゼンチンの例」(1969年刊行)⁽¹¹⁾ などや、1969年および1971年版ECLA年次経済報告における分析などがその主なものであるが、これら分析の成果は先に引用した、「国際開発戦略のエバリュエーション」において総合的に検討されている。

ここで顕著なのは、ブラジルにおける所得配分の状況が他の諸国と比較して著しく貧富の格差の大きいことを明らかにしている点である。ブラジルにおいてはトップ5%(人口において)の最高所得層に総国民所得の43%が集中しており、これは米国(18%)、フランス(25%)などの先進国はもとより、一般に先進国よりも所得格差の激しいラテン・アメリカの多くの国の場合よりも高い集中度となっている(上記分析でとりあげられている国の場合、ペルー34%、コロンビア33%、チリ30%、メキシコ29%とブラジルとかなりの差がある)。一方、最低所得層20%の享受している国民所得の割合は、ブラジルにおいて3%と他の多くの国より低く、また、人口の80%が平均国民所得以下の所得を得ていることを明らかにしている。この80%という数字は調査対象国中一番高いもので、コロンビア75%、ペルー73%、メキシコ71%、ウルグアイ66%などと比較して所得格差の大きいことを示すものである。

この問題は、1972年刊行のECLA文書「最近10年間におけるブラジル経済の傾向と構造」⁽¹²⁾ においてさらに詳細に検討されており、ここではこのような著るしい所得格差の原因を探るために、給与所得者の所得配分および農村における土地所有状況が検討

(10) CEPAL, La Distribución del Ingreso en América Latina, 1971

(11) CEPAL, El Desarrollo Económico y la Distribución del Ingreso en la Argentina, 1968

(12) CEPAL, Tendencias y Estructuras de la Economía de Brasil en el Último Decenio, 1972

されている。これによると、総給与所得者の50%は、給与総額の22%を受けているにすぎないのに、最高給与所得者1%が給与総額の10.5%を受け取っているという。また最高給与所得者5%が30.4%を受け取っているという(1969年年次経済報告)⁽¹³⁾。

また農場数で87.5%を占める中小土地所有者の所有する土地は全体の20%にすぎず、残る80%は100ヘクタール以上の大土地所有者(農場数では12.5%)によって占められているとしている。

ECLAのこの文書はまた「最近の資料は1960年から1970年にかけて所得集中が強まったことを示している。これは非農業所得の強い集中によるものである」⁽¹⁴⁾として、ブラジルの高度成長期において、経済成長とともに所得格差が拡大したことを示唆している。

さらに次のような重要な結論を行なっている。「人口の年増加率をこえる割合で増加している社会福祉的インディケータ(教育、衛生、住宅建設等をさす)が何もないことを考慮するならば、ブラジルにおいては、社会条件の相対的悪化が生じた結論できよう」⁽¹⁵⁾と。また「所得の集中の増大を考えるならば、このことは一層深刻である」⁽¹⁶⁾とし、所得の集中は、教育、消費、衛生等の条件に反映していると述べている。

ECLAが公式文書でこのような2点の指摘を行なったことは、ブラジルがECLAの最も有力なメンバー・カントリーの1つであることを考えれば、きわめて注目されるべきものであろう。しかもブラジル政府が1964年以降のその経済政策に強い自信を持っていることを考えればなおさらである。

ECLAのこのような指摘には、ECLAの思想、特に最近のそれが強く反映されているということができよう。

ECLA事務局の準備した、「国際開発戦略のエバリュエーション」はその冒頭で、次のような疑問を投げている。

(1) 1人当りGNPの増大が、真に生活水準の向上に反映するのであろうか？ それは、貧困問題の緩和と、市広い国民の経済的社会的参加の欠如を軽減しつつあるのであろう

(13) CEPAL, Estudio Económico de América Latina, 1969, 1970.

(14) CEPAL, Tendencias y Estructuras de la Economía de Brasil en el Último Decenio, 1972.

(15) 同 上

(16) 同 上

(17) CEPAL, América Latina y la Estrategia Internacional de Desarrollo: Primera Evaluación Regional, 1973.

か？ 富と所得のより公平な分配をもたらしつつあるのか？

- (2) 栄養不足、病気、文盲等が、人的資源の生産拡大および社会的参加への制約となっていないか？ 失業、潜在失業等の人的資源の非適切な利用が緩和されつつあるのか？
- (3) 現在の権力構造は、国連開発戦略で求めているようなタイプの発展と両立しうるのか？

また、「経済成長」と題する第2章においては、「ただ単に“発展”とか“工業化”とかを問題する時代は過ぎ、いま“どのように”“いかなる目的で”、“誰れのために”行なわれるかに関心が払われる。…… 言い換えれば近代部門のより著しい発展が、自動的にかつ必然的に経済の他の部門でもひろがっていくのであろうか、あるいは、より公正な、かつ効率的な方法は、これまで発展から疎外され、置きざりにされてきた層を統合するという明示的な、果敢な努力からなるものであろうか」⁽¹⁸⁾。

「ラテン・アメリカは根本的な改革期にあり、経済の運営と社会的問題の解決のための新しい方法を試行しつつある。」⁽¹⁹⁾ ここでメキシコ、ペルー、チリの経験に対して、「ブラジルの場合は経済の急速な成長は基本的には、工業諸国の生産と需要のパターンを好んで再現する近代部門のそれにもとづくものであった」⁽²⁰⁾としている。

3-3 その他の側面

以上の問題ほどエクスプリシットではないが、このほかにもECLAが常に関心を払ってきたいくつかの問題をとりあげることができる。

一つは、輸出増大、輸出振興の問題であろう。ラテン・アメリカでは長い間、輸入代替的工業化が進み、輸出構造は依然として少数の伝統的輸出品のみに依存するという性格が強いが、これを克服するため、ECLAもここ数年、非伝統的産品の輸出、製造工業品の輸出に注目するようになった。

ブラジルはこれに最も成功した例であるが、ECLAの「非伝統品の輸出戦略」⁽²¹⁾と題する文書は、輸出増加の状況とこれを可能とした諸施策を検討した上、次のような指摘を行なっている。

(18) CEPAL, América Latina y la Estrategia Internacional de Desarrollo: Primera Evaluación Regional, 1973

(19) 同 上

(20) 同 上

(21) CEPAL, Desarrollo de las Exportaciones no Tradicionales de América Latina, 1973

「輸出振興のための税制上のインセンティブおよび金融的インセンティブは、輸出振興戦略が明示的にそのような目的をもっていたのではないにもかかわらず、特定の輸出商品と、輸出企業、特に好んで国際企業のそれを選択する結果となってきた。これは、税制インセンティブをよりよく利用しうる効率の高い生産であること、流通チャンネルを持っていること、輸出金融の対象となりうるような技術的・金融的能力を有していることなどによるものである。」

この最後の点については、輸出金融は中小企業を対象に設けられても、銀行等融資機関はどうしても、信用度の高い企業に金融を行ないがちになるためであるという。また税制上のインセンティブ等も全ての企業に同じ条件で適用すれば、生産コストが国際水準により近い企業がこれによってより利潤をうることとなり、このため少数の国内企業または多国籍企業が集中的に輸出インセンティブを活用することになるという。

この点について、この文書のベースとなった、ブラジルの非伝統品輸出に関するサーベイは次のように述べている。

「ブラジルの製品輸出の重要な特徴の1つは、その少数の輸出企業への集中にある。3つの鉄鋼国営企業、3つの国際企業（データプロセス機械、真空管およびタイプライター）および5つの国内企業によって製品輸出総額の50%が占められている」（各グループそれぞれ25%、12%および13%）⁽²²⁾

先のラテン・アメリカの非伝統品の輸出に関する文書の指摘しているなかで重要だと思われるもう1つの点は、輸出インセンティブをどれだけ行なうべきかという問題である。

ブラジルとアルゼンチンにおいては、「1960年代のインフレ抑制対策が国内市場の強い収縮をもたらした。同時に、為替インセンティブ、税制インセンティブが輸出増大のために導入され、これらが、固定コストの一部を償なうマージナル・コストでの輸出を許したのであった。すなわち、国内需要減退によってもたらされた遊休設備のコストを償なう唯一の方法として輸出が現われたのであった。」

「このような政策は、次のような2つの問いに答えなければならない。輸出インセンティブが補償すべき、非効率生産はどの程度のものまでを含めるべきか、また、一たん国内需要が回復したときどうすべきか……。」

国内好景気が戻ったとき両国ともインセンティブのレベルを高め、国内市場で得ると同様ないしそれ以上の利潤を補償する措置をとるという対応を行なったと同文書は述べてい

(22) 同上文書の国別サーベイ（非公式文書）より

る。

この文書はこれ以上深く立ちいってこの問題を検討していないが、この関心の背景にはいかなるコスト（国家にとっての）を払ってでも、輸出を増大させることが果して正しいのか、著るしく高コストの輸入代替が正当化されえないと同様、輸出振興のコスト・ベネフィットの関係も考慮されるべきであろうという視点が背景にあるといえよう。

同文書のベースとなった先に引用のサーベイはこの点について、ブラジルの輸出インセンティブは、各種インセンティブを合わせると、国内販売と同じ利潤を基礎として、平均04%も対外輸出価格を国内価格よりも安くすることを許していると述べている。この率は産業部門によって異なり、10%のタバコを例外として、低くても50%、高いものでは80%近くに達しているという（主なものをあげれば缶詰08%、糸08%、織布59%、靴57%、家具53%、紙57%、ガラス05%、鉄鋼04%、非鉄金属72%、金属製品04%、農業機械09%、電気機械07%等となっている）。

最後に人口増加と雇用の問題に触れておこう。先に引用した「国際開発戦略のラテン・アメリカにおけるエバリュエーション」の文書は、比較的高い経済成長率をもって増加する労働力の全てを生産的雇用吸収することができるという考えには疑問がもたれてきているとし、しかし、一般に、雇用問題には果敢なかつ直接的な政策は行なわれてきていないと述べる。そして多くの場合、大きな構造的変革を意味するような、または権力構造や所得配分の変更を意味するような対策は行なわれていない。一般には、貧困と失業が著るしい地方への経済活動の分散を指向した税制優遇等の施策があるが、これらは、大都市への集中をもたらす要因に相殺されたり、労働力を節約するような生産技術への依存によって相殺されてしまう。

これらの指摘はラテン・アメリカ一般に関するものでブラジルの場合のみに向けられたものではないが、ブラジルに関しては特に中南部と東北部地方における失業状況の格差が著るしいことがとりあげられている。限界就業（marginalidad）の割合は、サン・パウロ、グアナバラ、リオデジャネイロ各州を含む地域では10%であるのに、東北部9州のそれは+2.4%に達しているというのである。

ラテン・アメリカが世界でも高い人口増加率を持っていることはよく知られているが、これに伴う労働力の急速な増加に対し、雇用機会は現在のような発展パターンをとる限り十分に拡大せず、深刻な問題をもたらすという視点は、プレビッシュの最近の著書⁽²³⁾

(23) Prebisch, Raul, Change and Development: Latin America's Great Task, 1970

の中心的テーマの1つであった。

ECIAの文書の先の指摘もこのプレビッシュの視点と共通するものをもっているといえよう。

ECIAの同文書によれば、ブラジルの人口は1960～1970年の10年間年率2.87%の高率で増加しており、1960年の7,033万人から1970年には9,325万人となったが、1980年には1億2,400万人になると予定される。現在の地域的雇用格差とともにこのような急速な人口増加のもたらす労働力の増大の吸収は確かに重要な問題を投げかけているといえよう。

4. む す び

冒頭に書いた、デルフィン・ネット蔵相のいうECIA理論というものは、ECIAの比較的初期に顕著だった考え方の一部を指すものであった。

最近のECIAの研究は必ずしも、このような考え方に立つものではなく、しかもECIAの関心は著るしく多様化してきている。

しかしながら、ブラジルの1964年以降の経済発展は、従来の多数のラテン・アメリカ諸国における輸入代替的工業化を中心とし、少数一次産品に依存するというタイプの発展のパターンとははっきりと異なるものであり、ブラジルの蔵相の批判そのものの是非は別として、ここ10年のブラジルの発展パターンはECIAの視点から徹底的に分析される必要があろう。

本稿では、ブラジルの経済発展に対するECIAの視点のなかで最も重要だと思われる側面のいくつかを忠実に紹介することに努めた。これらに対してはブラジルの経済発展の成功面を高く評価する立場からは多くの反論があろう。

例えば、外国資本の問題に関しては、利子、利潤の海外送金の国際収支の負担は、外資導入によって大巾な輸出増加が可能となれば解消されるし、厳しい保護政策下での従来の輸入代替工業化過程での外資の役割と、開放的、輸出主導タイプの工業化過程での外資の役割は大きく異なるものであろう。また外資は国内貯蓄の不足を補なって生産的投資を行なうという役割をもっているが、国内貯蓄水準が低いにもかかわらず、急速な経済成長を必要とする場合、一部産業に外資が支配的となるのはある程度止むを得ないのではないかという疑問も生じよう。

所得格差の拡大に関しても、まず高度成長によって所得の絶対水準が例えば倍となるならば、所得格差は若干一時的に拡大しても、所得の絶対水準が停滞する（その際所得格差の縮小はあっても）ことよりはよいのではないかという見方もある。また所得格差の実態その

ものに関して、公式の文書で「1960～1970年の間にブラジルで所得格差が拡大した」といい切り、また社会的福祉水準が相対的に悪化したというには、より詳細な調査研究が必要であると思われる。

しかしながらこのような疑問にもかかわらず、ECLAの見方はいくつかの注目すべき側面を明らかにしているといえよう。またラテン・アメリカ諸国の多数の動向、考え方がECLAには敏感に反映するし、高度成長を続け、その経済政策に自信を深めているブラジル自身も、その周辺の諸国の動きには無関係ではありえない。

1973年3月のECLA総会は、キト・アブレイザル⁽²⁴⁾を採択したが、ここでは、ECLA事務局の「開発戦略に関するエバリュエーション」にあらわれた多くの視点がとりいれられている。

(24) Evaluación de Quito, ECLA 決議第320(XV)号。(1973年3月29日採択)。

付 最近3～4年間のECLAの主要なブラジルに関する研究一覧表

(農業, 運輸, 鉱業統計, 社会的分野等における研究を除く)

	文 書 名	出版年	文書に用いられている言葉
1.	"Evolución y proyecciones por países: Brasil" Proyecciones Macroeconómicas para América Latina en el Decenio de 1970	1972	スペイン語
2.	"Proyecciones regionales y sectoriales: Aplicación a la economía brasileña" Proyecciones Macroeconómicas para América Latina en el Decenio de 1970	1972	スペイン語
3.	Estrategia Industrial y Empresas Internacionales: Posición relativa de América Latina y Brasil	1970*	スペイン語
4.	Sistema Industrial y Exportación de Manufacturas: Análisis de la Experiencia Brasileña	1970*	スペイン語
5.	"Expansión de las empresas internacionales y su gravitación en el desarrollo latinoamericano" Estudio Económico de América Latina 1970	1971	英語・スペイン語
6.	Tendencias y Estructura de la Economía de Brasil en el Último Decenio	1972	スペイン語
7.	"Tendencia y estructura de la economía latinoamericana en el decenio de 1960" Estudio Económico de América Latina 1970	1971	英語・スペイン語
8.	Naturaleza y Contradicciones de la Evolución Financiera Reciente del Brasil	1972*	スペイン語
9.	"La Intermediación financiera en América Latina" Boletín Económico de América Latina	1971	英語・スペイン語
10.	"La situación económica por países: Brasil" Estudio Económico de América Latina 1971	1972	英語・スペイン語
11.	"La situación económica por países: Brasil" Estudio Económico de América Latina 1972	1973	英語・スペイン語
12.	"La reestructuración del aparato administrativo y del instrumental de política económica: el caso de Brasil" América Latina y la Estrategia Internacional de Desarrollo, Primera Evaluación Regional	1973	英語・スペイン語
13.	Políticas e Instrumentos para el Desarrollo de las Exportaciones no Tradicionales: Análisis y Evaluación, Brasil	1973*	スペイン語
14.	Desarrollo de las Exportaciones no Tradicionales de América Latina	1973*	スペイン語
15.	Estudio sobre los Problemas de la Transferencia de Tecnología Industrial en el Brasil, Aspectos generales; Industria Textil; Industria Siderúrgica; Industria de Máquinas Herramientas	1971 - 1972	スペイン語 (但し, 工作機械産業に関するもののみ英語)
16.	Income Distribution in Latin America: Brazil	1971	英語

(* 印の文書は非公式文書; ** 総論は公式文書, 国別サーベイは非公式文書)

Ⅳ ラテン・アメリカ工業における技術移転の現状と今後の方向

1. はじめに

1960年代後半になって、発展途上国は経済開発を促進する一つの基本的要素としての技術の役割の重要性について急速に関心を高めつつある。とくにラ米諸国はアジア・アフリカ地域諸国に比して、自国の経済開発戦略について進んだ経験をもつ政策指導グループをもち、さらに工業化の段階がかなり進んだ国が多いため、技術進歩の必要をとくに強く認識しはじめた。1972年5月にチリのサンチャゴで開催された第3回UNCTAD(国連貿易開発会議)において、先進工業国より発展途上国への技術移転を促進する問題が一つの中心的議題となったが、この際にも、この問題の緊急性と重要性を理解し、先進工業国に移転の促進のための各種の措置を要求する決議を積極的に推進したのはブラジル、メキシコ、アルゼンチンなどラ米の比較的工業化の進んだ国であった。これらのラ米の国々は国際外交の舞台において、今まで先進工業国よりの技術の移転に対して受身であり、明確な選択政策をとっていなかった立場から、発展途上国が主体性をもって、自国の経済開発戦略に適切な技術移転を有利な条件で行うための国際的秩序の確立を要求する立場にすべての発展途上国の意志を統一する努力を強く押進めている。これと並行して、従来の技術移転の発展途上国に及ぼした影響、とくにネガティブな側面についての分析と反省がラ米諸国の政策グループおよびラ米地域の国際機関において行なわれ、さらに進んで、主体性のある外国技術の選別的導入のための政策の樹立、実施へと向っている。

本文はラ米諸国、とくに、工業化の進んだブラジル、アルゼンチン、メキシコ、さらにアンデス共同市場の形成を契機として従来の工業化の停滞を脱出しようとしているアンデス地域諸国を中心としてラ米における外国技術移転の現状とその問題点の概要をまとめようとするものである。

2. ラ米における技術移転の規模

伝統的な技術蓄積を保有しておらず、したがって技術の自己創造能力を欠いていたラ米諸国は、ヨーロッパ、米国よりの技術移転に依存して工業化を進めてきたことはいままでもない。1930年代に本格化した軽工業の移植は主として技術を体化した資本財の輸入とヨー

ロッパ技術者、技能者の移民の形態による技術移転によって行なわれたが、第2次大戦後は世界における技術情報の商品化とその交易の活性化、欧米企業のラ米への直接投資の増加、さらに工業化が技術的に成熟した軽工業部門から技術の進歩のはげしい重化学工業化部門へ進展したことから技術の移転は技術援助契約（いわゆる外国技術導入契約）にもとづくものが主力を占めるようになりつつある。もちろん、資本財の輸入は依然として一つの重要な移転のチャンネルであるが、その多くは技術援助契約にもとづく技術移転の一部に組みこまれたものになってきている。

したがって、先進工業国よりのラ米諸国への技術移転の規模は、技術導入の対価支払い額によって把握することが可能である。しかしながら、ごく最近まで多くのラ米諸国は外国技術導入について行政的チェックをせずに自由な契約を認めていたため、政府は十分な関連資料をもっていない。もちろん、外国為替管理を行なっているため、技術の対価支払いは中央銀行に記録されるがサービス支払いに一括されていて分類が困難であることが多い。1970年代になってUNCTADをはじめ国際機関が各国の資料を収集しはじめ、これにともなうて各国政府も技術移転についての主体的な政策の立案のため、今まで野放しであった外国技術援助契約について調査を開始した。したがって現存の資料は技術導入の定義および分類が統一されておらず、また統計のカバーする範囲も十分でない。それでも発展途上地域においてラ米がもっとも技術導入を盛んに行っていることは、不十分なデータからも推定できる。ECLAはラ米地域諸国の外国技術導入の対価支払いは1964年には約2億5,000万ドルであったのが、1968年には約5億ドルに達し、全世界の技術取引額に占めるラ米の割合は1964年の15%から1968年には20%に増大したものと推定している。また、ラ米の国内総生産全体の約70%を占めるアルゼンチン、ブラジル、メキシコが工業化が進んでいることから、ラ米の技術対価支払総額の約60%を占めているものとみられる。⁽¹⁾ 表4-1は代表的なラ米諸国の技術対価支払いとその国内総生産、工業生産に対する比率と日本の対応する数値を示したものである。

工業開発がすでに重化学工業化の段階に入ったアルゼンチン、ブラジル、メキシコの対価支払額は先進工業国中もっとも技術導入を盛んに行なっている日本に比しても、国内総生産工業生産額に対する比率が高くなっており、しかも、ブラジル中央銀行の統計によれば、経済成長率の最も高いブラジルにおいては、近年の技術対価支払額の増加率は年率20%近く、成長率の2倍に達している。

1) America Latina y La Tercera Reunión de UNCTAD (E/CN.12/932/Add.1) P.4

表4-1 ラ米各国の技術導入対価支払い(1969年)

	技術導入 (P) 対価支払額(千ドル)	国内(PBI) 総生産(百万ドル) ⁽⁶⁾	P/PBI ×100	工業 生産(P1) ⁽⁶⁾ (百万ドル)	P/P1×100
アルゼンチン	127,700(1)	23,843	0.53	8,408	151
ブラジル	90,785(2)	30,862	0.29	6,885	132
メキシコ	67,200(3)	32,287	0.21	7,483	0.90
チリ	8,203(4)	5,692	0.14	1,490	0.55
コロンビア	10,960(1)	7,074	0.14	1,405	0.78
グアテマラ	1,812(5)	1,725	0.11	231	0.78
ホンジュラス	260(5)	514	0.05	77	0.34
コスタリカ	642(5)	887	0.07	171	0.38
日本	(1965) 167,000(7)	88,300	0.19	25,537	0.65
	(1967) 345,000	173,100	0.20	51,352	0.67

- (資料) (1) UNCTAD, 'Major issue in transfer of technology to developing countries' (TD/B/AC 11/10/Add. 1), 21 Dec. 1972
- (2) Annual reports of the Central Bank of Brazil, 1971
- (3) Secretaría de Hacienda y Crédito Público, 'Análisis de la declaración fiscal de las empresas radicadas en México'
- (4) CORFO, Análisis de censo de contratos de regalías efectuadas en Chile
- (5) Gert Rosental 'The impact of direct foreign investment in the Central American Common Market'
- (6) ECLA 統計部
- (7) 通産省, 科学技術庁統計

同表は、これら3ヶ国の技術移転が非常に盛んであることを示すと同時に、先進工業国に比して、個々の技術導入において相対的に高い対価を支払わされていること、さらに導入した技術を工業発展に有効に利用していないことを反映しているとみられる。これに対してチリ、コロンビアなどアンデスの市場狭少国(中進国)、中米の比較的低开発国においては工業化が初期段階になることあるいは工業化の停滞から技術移転の規模はそれほど大きくない。

各工業部門別の技術移転に関する資料はきわめて乏しいが、資料入手の可能なブラジル、

メキシコ、チリの主要工業部門別の技術対価の分布からみる(表4-2)と、明らかに、ブラジル、メキシコの2カ国とチリの工業化の発展段階の相違が反映されており、とくに、ブ

表4-2 ブラジル、メキシコおよびチリにおける
技術導入対価の部門別分布(1969年)

	ブラジル	メキシコ	チリ
食品、飲料、タバコ	4.1	8.3	35.0
繊維、その加工品、皮革製品	2.8	7.2	4.5
木材、家具	—	—	0.3
紙および紙製品	1.4	2.7	2.7
化学品、石油石炭誘導品	16.7	26.3	19.6
非金属鉱物製品	2.2	3.0	2.5
基礎金属製品	5.5	4.7	8.8
金属加工品および機械	61.2	36.8	25.4
その他	8.1	11.0	0.3
合計	100.0	100.0	100.0

(資料)ブラジル： ECLA, 'La transferencia de tecnología en el desarrollo industrial del Brasil' (E/CN.12/937)

メキシコ： Secretaría de Hacienda y Crédito Público, 'Informe de Gastos de Patentes y 'Royalties' México, 1969

チリ： Eduardo Acevero y Hector Vergara, Algunos antecedentes sobre la concentración, participación extranjera y transferencia en la industria manufacturera chilena, Santiago, Chile, 1970

ブラジルの技術導入が機械工業および化学工業に極度に集中しており、メキシコは相対的に機械工業への技術移転がブラジルに比して、劣っていることが看取される。また、チリに代表されるアンデス諸国が今後アンデス共同市場の形成を基礎として重化学工業化を促進するならば、当然、ブラジルに示されるように、機械、化学の2部門への相当な規模の技術移転を必要とし、その結果、現在の技術対価支払いが急速に増大することが予測される。

ブラジルの部門別技術導入のパターンを日本と比較した場合、機械工業における自動車工業とその関連工業の技術導入が著しく大きな部分を占めていることが目立っている。これは

ブラジルの重化学工業化において自動車工業が中核的索引力であったことを反映している。これは同時に、現在ブラジルが意図している機械工業の多様化と拡大ともなっていて、機械工業への技術移転は一層拡大し、その対価負担は一段と大きくなることを予想させる。

3. ラ米における技術移転の形態の特徴

技術移転の形態としては

- (1) 科学技術文献、出版物
- (2) 技術を体化した生産品のサンプル購入
- (3) 技術を体化した設備機械の購入
- (4) 専門技術者、技術コンサルタントの雇用
- (5) 技術援助契約にもとづく特許、ノウハウの入手
- (6) 技術援助契約と直接投資との結合による技術移転

があげられる。先進工業国間の技術移転においては、移転の対象となる技術の成熟度、技術の需給情況、受入企業の技術吸収能力などの条件に応じて各種の形態が利用されており、きわめて多様であり、同時に移転される技術は自己企業に欠けている技術要素のみに限定されている。

これに対して、工業先進国から発展途上国への移転は、資本の不足、国内企業の未成熟、関連技術の未発達、受入企業の技術消化能力の欠除から、直接投資による外国企業の子会社の設立を通じる技術移転が主力を占め、またこの際親会社と子会社との間に締結される技術援助契約にもとづく、移転対象技術も、工場の設計、建設、設備の選定、設置、運転、管理など生産に必要なすべての技術、さらには市場調査、経営管理、販売にいたるマネジメントのノウハウをも含めた包括的なもので、いわゆる包括技術援助契約あるいは Packaged technology の移転といわれる形態がきわめて多い。

ラ米の比較的先進工業国アルゼンチン、ブラジル、メキシコにおいては、すでに一般消費財工業においてはかなり技術蓄積が進んでいるので、製品のサンプル輸入、設計やデザイン購入、主要な設備機械の選択的購入による技術移転が多いが、技術の発展速度が早く、高度な技術要素が多く含まれる耐久消費財、資本財工業において、外国企業の直接投資が技術移転の主力を占め、包括的な技術導入が多い。

表4-3は1966年-1967年のラ米における外国企業投資の主力を占める米国企業直接投資の全製造工業投資に占める割合を示したものであるが、米国系子会社の工業生産に占める比率は工業化の段階の進んだ国ほど高くなっていることが明らかである。また表4-4

表4-3 ラ米諸国の製造工業総投資額に占める米国直接投資の比率

	1966年	1967年
アルゼンチン	03.2%	02.7%
ブラジル	07.9%	07.2%
メキシコ	04.1%	06.2%
ペルー	17.0%	16.2%
ベネズエラ	10.9%	12.1%
チリ	6.0%	6.0%
ラ米全体	31.2%	32.3%

(資料) 米国商務省: Survey of current business, Sept. 1967

表4-4 米国の技術輸出対価収入の地域別支払い企業別の内容

	西 欧 諸 国		カ ナ ダ		ラ 米 諸 国		日 本	
	A (直接投資企業より)	B (相手国資本企業より)	A	B	A	B	A	B
1955	44	82	34	17	51	10	—	—
1960	131	140	95	23	91	19	7	48
1965	381	190	185	27	162	23	20	66
1967	473	195	244	34	280	33	33	98

(資料) 米国商務省の資料を基礎としてOAS(米州機構)の経済部の行なった推定による。

は、米国の技術導入対価の支払を支払企業別に見たもので、ラ米はカナダと並んで子会社よりの技術対価支払いが民族資本企業よりの支払いより高く、これに対して、日本は長らく外資導入を規制し、技術のみを輸入する、いわゆる資本と技術の分離導入を基本政策としたため日本とラ米とはきわめて著しい対称を示している。

このように、米国を主力とした外資企業の子会社を通ずる技術移転が、ラ米の工業化、とくに重化学工業化の過程において支配的形態をなしていることは、当然、外資によって工業の中核を支配される恐怖を、ラ米諸国の政策グループに生じせしめ、同時に、技術発展の外国依存の恒久化につながるものとしてとらえられ、ラ米諸国に「技術移転」に対する主体的、

選択的政策の必要性を痛感させているわけである。

次に技術導入契約の契約条項についてみると、従来の無差別的導入、新規工業に対する過度の保護政策の結果、ラ米にとって不利な条件となっていることはいうまでもない。導入対価は技術の内容、技術の市場条件によって異なるため、国際水準との定量的比較は困難であるが、一般的に割高であり、同時にロイヤルティー以外の方法（たとえば、契約にともなう設備機械、使用原材料のヒモ付売却において、国際水準より割高な価格の設定）によって相対的に高い対価を支払っている。また、契約には多くの制限条項（Business Restrictive Clause）が含まれ、とくに、輸出制限条項が含まれる契約が多く、カルタヘナ条約機構の調査⁽²⁾によれば、アンデス諸国の457の契約を検討したところ、317、すなわち77%が契約にもとずいて生産された製品の輸出を禁止されており、20%が輸出地域を限定されている。日本の場合、技術導入を自由化して以後、制限条項を含む契約は増加しているが、選択的導入政策をとっていた1962年までの契約において輸出市場制限を受けた契約が53%であったことからみると、ラ米諸国の導入条件が不利であることは明らかである。

技術導入契約の内容からみると、前に述べたように、特定の製品の生産に必要なすべての技術要素を含む広範囲な技術を対象とする契約が主力をなしている。日本の場合は特定製品の製造工程の特定の部分の技術要素の購入あるいは特許権の使用のみを限定して導入する契約が主力をなしている。すなわち、特定の know-howのみを対象とした契約、さらに特定の技術要素の特許権の使用のみを対象とした契約が契約件数の約40%を占めている⁽³⁾。これに対してブラジルの場合（1965～1969年の契約）、⁽⁴⁾ 包括的な契約が契約件数の48.7%を占め、know-howの使用、特許の実施権は11.5%にしかすぎず、このほかエンジニアリング・サービスのみを内容とするもの18.9%、プロジェクトの立案作成のみのもので6.2%となっている。このほか、日本では技術導入自由化以前は全く許可されなかった登録商標の使用のみを内容とするものが14.2%を占めている。日本とブラジルの契約の内容を比較すると、明らかに、受入企業の保有する技術蓄積の格差を明らかに反映して、know-how、特許権の使用のみの契約が少なく、さらにエンジニアリング・サービスやプロジェクトの作成といった基礎的技術要素の購入契約が多い。また、登録商標の使用という本来は本

(2) C.V. Vaitosos 'El proceso de comercialización de la tecnología en el Pacto Andino'

(3) 通産省企業局編『外国技術導入の現状と問題点』昭和37年8月

(4) ECLA; 'La transferencia de tecnología en el desarrollo industrial del Brasil' (E/CN.12/937)

質的に技術移転を伴わない契約（商標のプレスティジを保つため品質管理技術は移転される）が、主として技術成熟度が高く、技術格差がさほどみとめられない一般消費財、例えば清涼飲料、化粧品、加工食品などの分野でかなりみられる。これは技術移転ではなく、世界市場において評価の高い商標を使用して、国内市場において優位を保つ手段となっている。

4. 従来の技術導入に対するラ米諸国の反省と政策の確立

ラ米諸国、とくに工業化の進んでいるブラジル、アルゼンチン、メキシコの3国において、工業化の中核となる重化学工業の技術進歩が主として外国資本の直接投資にともなう技術移転によって推進されている現状に対して、ラ米各国は危機感を急速に深めており、1960年代後半には、外国技術の移転を選択的に行なう政策を打ち出している。従来の技術移転に対する批判として、

- (1) 工業化の進展にともなう技術導入対価は加速度的に増加し、従来からラ米の国民経済の Achilles 踵である国際収支の不均衡を一段と悪化される要因となる。
- (2) 現在の主な移転形態である外国系子会社を通ずる包括的な技術移転は国内企業の外国技術選択能力を養う機会を少なくし、同時に国内の研究開発意欲を減退させる。さらに重要な先進的工業部門を外資に支配される恐れがある。
- (3) 現在の移転形態は導入された技術が外国系子会社において使用されるのみで、国内企業への技術の拡散を困難にしている。
- (4) 契約条件あるいは外国企業本社の経営方針によって、導入した技術は輸出促進に貢献していない。
- (5) 国内における新規産業への過度の保護政策とあいまって、受入れ企業は導入技術によって高収益をあげうるため、技術対価は国際水準より高く設定され、その結果そのコストは国内消費者に転嫁されると同時に、生産品の国際市場における競争力を弱体化させている。
- (6) 技術導入にともなうヒモ付の機械設備、原材料、中間製品の輸入はそれだけでなくとも狭い国内の資本財工業を圧迫して、資本財工業の拡大と多様化をはばんでいる。

以上のラ米諸国における反省、批判は1950年代の日本において強調された外国技術導入への過度の依存に対する反省と共通するが、技術導入が外国の直接投資と結合して行なわれていることから、問題はさらに深刻であるといえよう。

このような反省に立って、1970年12月に、カルタヘナ条約機構執行委員会（アンデス共同市場形成のための地域国際機構）は「外国資本、商標、特許、ライセンスおよびロイヤリティの取扱いに関する共通措置（決議第24号）（いわゆるアンデス共通外貨政策）を

採択し、チリ、ペルー、コロンビア、ボリビア、エクアドル、さらにベネズエラは外国投資とともに技術移転について、明確な選別政策をとることになった。この共通措置の要点は

- (1) 加盟国は技術導入を規制するために、政府に担当機構を設置する。
- (2) 共通した認可基準にもとづいて技術導入契約の個別審査を行なう。
- (3) 外資企業の子会社からの親会社に対する技術導入の対価支払いを認めない。
- (4) 契約に含まれる各種の制約条項(いわゆる Business Restrictive Clause)を規制あるいは排除する。
- (5) 加盟国は協同して、適切な技術導入を行なうため世界の技術市場に関する情報交換を行なう。
- (6) 共同市場国で創造された技術の加盟国における利用を促進する。
- (7) 加盟国は共同して技術の研究開発を振興する。

続いて、1971年9月、アルゼンチンは法律 19,231号をもって、商工省にライセンスおよび技術移転契約登録庁(Registro Nacional de Contrato de Licencia y Transferencia de Tecnología)を設置し、技術導入の登録と審査を義務づけた。この登録庁の機能は

- (1) すべての技術導入契約を国民経済の発展に資するか否かを審査し、必要に応じて契約の変更を求める。
- (2) すでに国内において利用され、あるいは開発された技術の導入をチェックする。
- (3) 外国の技術移転を求める企業に対して、適切な情報を与え、最も適当な技術の導入を行なうように指導する。

さらに、1972年10月、メキシコは「技術移転、および特許、商標の使用についての登録」に関する法律を制定した。この法律によって通商産業省に技術移転登録庁(Registro Nacional de Transferencia de Tecnología)を設置すると同時に、すべての技術導入契約を政府の認可制のもとにおくこととなった。この法律はきわめて具体的に政府の契約認可基準を定めており、とくに第7条において認可されないケースを明確に明文化している。すなわち、

- (1) 導入対象技術がすでに国内で入手可能な場合。
- (2) 技術の対価が不当に高く国民経済上不利な場合。
- (3) 技術の供給者が直接あるいは間接に受入企業の経営を支配あるいは干渉しうる条項を含む場合。
- (4) 受入企業が研究開発した技術を有償あるいは無償で供給者に譲渡することを義務づける

条項を含む場合。

- (5) 受入企業の研究開発を規制する条項を含む場合。
- (6) 受入企業に特定供給先からの設備、部品原材料の購入を強制する条項を含む場合。
- (7) 導入技術を使用した製品の輸出を制限あるいは禁止する場合。
- (8) 補完的技術の使用を禁止する場合。
- (9) 導入技術を用いた製品の排他的販売権を技術供給者が要求する場合。
- 00 受入企業が供給者によって特定の技術者など専門家の恒久的雇用に強制される場合。
- 01 生産および販売の数量規制、生産の再販売価格の規制を供給者により要求される場合。
- 02 契約の有効期間が過度に長期の場合、いかなる場合でも10年を超えてはならない。

このメキシコの技術導入の認可基準は实际的であり、日本が1966年まで「外資法」および「外国為替管理法」にもとずいて、行政的に運用してきた認可基準内規とはほぼ同じであることが注目される。

一方、ブラジルはラ米では最も早く1962年9月から、外国投資の規制に関する法律（法律第4131号）にもとずいて、外国技術導入について認可制度をとっている。しかし、この制度の基本目的が外国投資の元本および利潤送金、外国技術導入の対価送金が国際収支に及ぼす負担を軽減することにあるため、当初においては技術対価の適正化を中心として運用されてきたが、最近に至って、国内技術の発達、工業部門別の優先的導入順位、国民経済上不利となる制約条項の排除といった広い立場に立った基準が政令によって導入され、実際的かつ弾力的に認可が行なわれつつある。ブラジルにみられる認可基準の特質は技術対価の送金を国内法人所得税制とのコンビネーションで低くおさえるという非常に実効性の高い手段をとっていることと、外国資本が50%以上の外資系子会社の親会社よりの技術導入について非常にきびしい制限措置をとっていることである。具体的な特徴点は、

- (1) 民族資本企業の技術導入対価は導入技術を使用した製品の売上高の1~5%（技術導入の必要度に応じて、工業部門別に最高限度を1~5%の範囲に定め、優先度を明示してある）までは技術対価とみとめられ、同時に法人税算定のとき経費として控除され、一率25%の送金税のみ課せられる。この比率を越えた場合は資本収益とみなされ、累進による高率の法人税が課される。
- (2) 外資が50%以上を占める企業と親会社とが特許および商標の使用のみを内容とする技術導入契約をむすぶとき、その対価支払いはみとめられない。もちろん、特定技術の移転、技術サービスについては前記の比率に従って対価の支払いがみとめられる。しかし、この場合、この対価は税制上の経費としての控除は認められず、資本収益とみなされる。

このように、ブラジル、アルゼンチン、メキシコの先進3カ国とアンデス共同市場加盟6カ国は技術導入に関する政策を明確化し、すでに実施しつつあるが、他のラ米諸国でも、これらをモデルとして、政策の準備を進めつつあるので、近い将来には具体化するものとみられる。

5. ラ米における導入技術の適応，吸収能力

発展途上国における技術の発展のためには、それぞれの経済開発戦略、とくに工業開発計画に応じて選択的に技術を適切な対価と条件で導入することが必要であるが、同時に、導入した技術を効率的に生産に適用して、その技術のもつ性能を十分に発揮させる受入企業、さらに受入国の技術能力と国内の社会経済的環境条件が必要である。さらには導入した技術の適用を通じて、技術の内容を原理的に消化し、企業の技術能力として吸収するとともに国内に普及して、国全体として技術を蓄積してゆくことが重要である。最近多くの発展途上国への技術移転の問題を扱った外国の研究が指摘しているように、戦後の日本の急速な技術発展は、選択的技術導入政策とともに、企業レベル、さらには国家レベルでの導入技術の適用、吸収能力が高かったことと導入技術が性能を十分に発揮しうる社会経済条件、とくに市場条件が存在していたことにもとづくものである。

しかしながら、国内の適用、吸収能力および技術発展に適した社会経済条件の形成は長期間を必要とし、同時に、他の社会、経済政策、とくに科学技術研究開発および教育、工業開発、税制、輸出振興などの適切な関連政策運用が不可欠である。

ラ米の工業化の過程において、技術移転の促進のための国内条件の形成の重要性は、他の発展途上国と同様に、社会経済開発の政策立案、推進グループに明確に自覚されていなかったため、きわめておくれた現況にある。しかし、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、さらにアンデス諸国などにおいては、他の発展途上国に比して、科学技術教育、基礎科学研究はかなり長い伝統と蓄積をもっており、科学技術者の養成能力は相対的に高く、たとえばアルゼンチンがすでにノーベル医学賞を2回にわたって受けたことが示すように、医学、微生物等、核物理学など特定の基礎科学分野においては世界水準に達している。ただ、基礎科学と応用の結びつきが弱く、とくに工業技術の進歩の担い手である応用研究、開発研究能力がきわめて弱い。また科学技術者の米国、欧州への流出が人的資源の不足の大きな要因となっている。

ラ米の科学技術研究能力の水準と特質は次のように要約できる。

(1) 科学技術の研究開発投資水準が、先進国の国内総生産の1.0～3.0%に比して、ラ米は

はブラジルを除けば0.2～0.3%で低位である。(表4-5参照)

- (2) 科学技術の研究者数において、先進国が国民10,000人当り8～2.7人であるのに比較して、ラ米は比較的先進国ですら2～4人で人的資源に著しい格差がみられる。(表4-6)
- (3) 研究開発投資と研究者の部門別分布において、基礎科学と医学への偏在が著しく、工学部門での研究開発能力がきわめて低い。(表4-7)

表4-5 ラ米主要国における研究開発投資額

	年	投資額(千ドル)	国民総生産に対する比率
アルゼンチン	1968	49,000	0.28%
ブラジル	1973	320,330	0.71%
メキシコ	1970	41,536	0.17%
チリ	1968	27,643	0.43%
コロンビア	1970	7,280	0.09%
ペルー	1970	8,200	0.17%
ベネズエラ	1970	22,726	0.23%
エクアドル	1970	3,332	0.20%
ボリビア	1970	3,129	0.34%
コスタリカ	1970	2,187	0.26%
エル・サルバドル	1970	4,472	0.43%
グアテマラ	1971	3,900	0.25%
ホンジュラス	1970	1,333	0.25%
ニカラグア	1970	1,187	0.20%

(資料) アルゼンチン：UNESCO 'La política ciencia en America Latina-2' 1971, P. 24

ブラジル：Presidência da República 'Plano Básico para Desenvolvimento Científico e Tecnológico' P. 14

メキシコ：メキシコ政府機関CONACYTよりのECLAに対する報告による

チリ：チリ政府機関CONICYT調査部 'Fuente y Utilización de Recursos Financiera para Investigación en Chile, 1971, P. 23

ベネズエラ：ベネズエラ政府機関CONICITの "研究開発活動全国調査報告" 5月

その他の国：OAS, CACTAL 'Working Document' (OEA/Ser.K/XVIII, 1) 1972, April, P. 157

表4-6 ラ米主要国の研究従事者数

		研究従事者数(人)	人口10,000当りの人数(人)
アルゼンチン	(1968年)	10,827	4.58
ブラジル	(1970年)	8,000	0.86
メキシコ	(1970年)	3,665	0.72
チリ	(1970年)	3,306	3.40
ベネズエラ	(1970年)	2,536	2.36
キューバ	(1970年)	2,200	2.63
米 国	(1966年)	537,273	27
ソ 連	(1968年)	627,900	27
イギリス	(1967年)	56,571	10
フランス	(1967年)	49,224	10
西ドイツ	(1967年)	61,559	10
日 本	(1969年)	172,000	17
スウェーデン	(1967年)	7,395	8

(資料)ベネズエラ: CONICIT, 'Resumen del diagnóstico de la actividad de I D que se realiza en el país', Venezuela 1972, May, P. 102

その他のラ米諸国: UNESCO, Estudio y documentos de política ciencia No. 29 'La Política ciencia en América Latina - 2' P. 23

欧米および日本: 科学技術庁計画局『科学技術要覧』70頁

- (4) 研究開発は大学が実施主体で、国立研究機関がこれに次ぐが、企業における研究活動はきわめて低調であり、とくに工業技術の研究開発において、主力をなす民間企業の研究活動は低位である。
- (5) 研究実施主体が大学であることから、工業技術の研究は基礎的研究に投資と研究者が集中しており、また大学と並んで重要な国立研究機関は研究者の給与水準の低位と研究予算の欠乏になやんでいる。
- (6) 工業研究においては、国民経済上のニーズに応じた研究テーマの選定が十分に行なわれておらず、基礎自然科学分野の研究と同様に研究者個人の興味、独断によるテーマの選定がみられ、応用、開発へと組織的に研究成果を伸ばすような管理に欠けている。これは企業と研究実施機関との連携が不十分で、相互に信頼された依存関係が形成されていない当

然の結果でもある。

表4-7 アルゼンチンおよびベネズエラにおける研究投資，
研究者の分野別配分および研究投資の研究段階別配分

	アルゼンチン(1968年)		ベネズエラ(1970年)	
	研究投資額 ¹⁾	研究者数(人)	研究投資額 ²⁾	研究者数(人)
基礎自然科学	2,279(30.4%)	3,253(30.0%)	31.1(30.4%)	722(28.4%)
工学および建築学	1,490(19.9%)	1,175(10.9%)	13.0(12.8%)	268(10.6%)
医学	1,350(18.0%)	3,438(31.8%)	15.2(14.9%)	547(21.6%)
農学	1,748(23.3%)	1,157(10.7%)	19.5(19.0%)	557(22.0%)
社会科学	549(7.3%)	1,228(11.3%)	21.9(21.4%)	389(15.3%)
人文科学	86(1.1%)	432(4.0%)	1.6(1.5%)	53(2.1%)
その他	—(%)	144(1.3%)	—	—
合計	7,502(100.0%)	10,827(100.0%)	102.3(100.0%)	2,536(100.0%)
基礎研究	2,249(30.0%)	—	38.4(37.5%)	—
応用研究	3,653(48.7%)	—	61.4(60.0%)	—
開発研究	1,600(21.3%)	—	2.5(2.5%)	—
合計	7,502(100.0%)	—	102.3(100.0%)	—

(注) 1) 百万アルゼンチン・ペソ

2) 百万ベネズエラ・ボリーバルにおくこととなった。

(資料) アルゼンチン：Secretaría del Consejo Nacional de Ciencia y Técnica 'Potencial Científico y técnico nacional' Argentina, 1971, P. 70, P. 112

ベネズエラ：CONICIT 'Resumen del diagnóstico de la actividad de I D que se realiza en el país' Venezuela 1972 May, P. 75

ラ米の比較的先進国の研究開発能力は先進国に比して低位であるとはいえ、他のラ米諸国多くのアジア・アフリカ諸国に比較すれば、投入されている物的、人的資源において相対的に高い水準にあるといえるが、工業技術の効率的な移転にとって、もっとも重要な導入技術の適応、消化、吸収に基本的役割を果たす、企業における研究開発活動に十分な資源配分がなされていない。このことは工業においてもっとも技術研究を必要とする先進的重化学工業部門の生産の大きな部分を外国資本の子会社に占められていることも、一つの要因である。一

般に外資系子会社は技術の適用、吸収をふくめて、研究開発を親企業の研究機関で実施し、その成果のみを現地に移植する傾向が強い。

ラ米における技術移転のもう一つの重要な問題は、企業活動を取りまくいくつかの社会経済条件が技術の進歩へのインセンティブを減殺していることである。具体的には

- (1) 多くの国において、工業に対して過度の保護政策がとられているので、企業は低生産性、低操業率でも十分利潤を確保できるので、技術改良、新技術導入の意欲が乏しい。
- (2) 外資系企業の場合も、高い保護関税に保護された、規模の小さい国内市場に独占的な生産を行なっていることが多いので、新技術の導入に必らずしも積極的でない。
- (3) ブラジルを除き、人口が少く、その上所得分布が不均衡であるため、国内市場規模が小さいので、重化学工業における最近の大規模生産を基本とした技術が導入されにくい。
- (4) ラ米の国内企業は多く欧州型の保守的な経営方針をとっており、リスクの多い新規投資に消極的である。
- (5) 国内市場が狭小であることと高関税による保護政策から、業種、製品ごとに市場が独占あるいは寡占状態であることが多く、企業競争があまり行なわれない。
- (6) 国家経済の成長が低いため、国内市場の拡大がおそいので、新規投資の機会が少なく、このため新しい技術の導入の契機が乏しい。
- (7) 工業化を促進するにあたって、政策的に国内市場における輸入代替にのみ重点をおき、輸出振興を指向した配慮を欠いたことも、前記の過度の保護政策とあいまって、企業の新しい技術へのニーズを弱めている。

ラ米における導入技術の適用能力の不足の問題は、国内の科学技術振興政策の一環として、長期的に解決されるべきものであり、このため、1960年後半において主要なラ米各国は科学技術の振興を一元的に推進しうるための政府機関を設置し、同時に国立工業研究機関の新設あるいは拡充、強化、科学技術研究開発のための国家財政支出の大幅な増加に着手しており、1970年代においてはかなりの前進が期待される。

一方、民間企業における技術進歩を阻害してきた要因の排除についても、工業開発政策の再検討と新しい方向づけが進んでいる。すでに、ブラジルにみられる工業製品の輸出振興と選択的外資導入の促進を中心とした急速な経済成長は技術進歩に強いインセンティブを与えている。市場規模の狭小性と既存工業の脆弱性になやむアンデス諸国はアンデス広域共同市場の形成にその突破口を見出す努力をしている。しかしながら、技術進歩を阻害する社会経済的要因の除去は現状の経済体制、経済組織の根本的な改変とつながるため、多くの困難と長い時間が必要であろう。

6. 今後のラ米の技術移転のいくつかの問題点

必要な外国技術を適切な対価と条件で導入するために、政府が企業の技術導入契約をチェックすることは、受入れ企業の技術購入にあたっての相手方に対する *Bargaining Power* を強化しうることは明らかであり、この意味では、主要ラ米諸国の技術導入の選別認可政策は大きな前進である。しかし、企業が新しい技術を積極的に導入しようとする意欲の乏しい社会経済環境において、政府が生硬なチェックを行なうと、技術の移転を阻害する可能性がある。アンデス共同市場諸国の外資共通規則の運用において、アジェンデ政権下のチリおよびペルーでは、導入技術の国内経済に対する効果の評価との関連で対価、条件を検討するのではなく非弾力的に一定比率への対価の引下げと各種条件の除去にのみ固執し、政府部内の認可手続きの伝統的な *Red tape* と相まって、審査にいたずらに時間を費し、契約当事者の意欲を減殺する傾向からみられる。技術の売買取引は通常の商品取引とは異って、売買対象の内容が多様であり、その評価が非常にむずかしく、また当該技術の市場の状況（市場における評価、および取引実績、同種技術の供給者の有無およびその取引条件など）に関する情報をうることはなかなか困難である。

日本の場合、企業が技術を評価する能力が高く、また技術取引にあたって総合商社という強力な世界の市場情報収集機能をもった組織が利用できることから、受入企業自体が自主的に選択を行なって政府に認可申請を提出し、一方政府は行政機能を通じ収集、蓄積した情報をもとにして、産業政策的観点から申請を検討するという措置がとられた。ラ米の場合は、企業の技術基盤が弱く、十分な海外情報を入手する力が乏しいので、政府の役割は非常に大きく、単に企業の申請を受身で審査するだけでなく、積極的に世界の技術取引、市場の動向の情報を収集蓄積して、企業に技術導入を勧告し、あるいは他の技術の供給源を求めて、企業に取引交渉をすすめるという行政機能をもつことが必要である。このためにはラ米各国の技術取引に関する情報の交換、先進国での情報入手、さらに、技術取引に関する行政担当者の研修訓練など長期的な努力が重要である。また、単に技術取引契約のみではなく、自国の工業開発戦略からみた技術導入の必要性、導入技術の効果と影響といった総合的な判断を行なう行政機能を備えることが必要である。単に、技術導入の審査認可を行なう一元的行政機関の設置、導入認可のための原則的基準の設定のみでは効果的な技術導入を行なうことはできず、技術取引に関する情報の収集、蓄積、行政能力の養成など長期的な努力が重要である。

この点、「外資法」にもとづいて技術導入の許可制度を早くからとり、国内経済情勢の変化と情報と経験の蓄積に従って、弾力的に審査を行なっているブラジルは他のラ米諸国に多

くの貢献を行ないうるものと思われる。原則的認可基準の設定から進んで個々の導入契約の審査を、その国内社会経済発展に対する寄与（国内技術能力への効果、生産力の拡大強化、輸出に対する貢献など）を評価しつつ、適切な対価と条件で技術を導入するための弾力的運用が重要であることを認識すべきであろう。

さらに、前に述べたように技術の効率的な移転のためには、適切な技術導入とともに、導入された技術が十分に適用される国内条件の形成が不可欠である。このためには、長期的な科学技術の発展基盤の強化政策、国内研究開発の活発化、技術者、技能者の教育訓練の拡充強化、科学技術情報の収集、処理、伝播機能の設置など継続的かつ総合的な政策の推進が必要である。とくに、導入技術の効率的適用のためには、企業における技術能力を向上させることが緊急に必要である。ラ米の工業開発政策当事者には、ラ米の民族資本企業は企業規模が世界水準からみて小さく、経営基盤が脆弱であることから、工業技術の能力向上を主として国立研究機関および国立教育訓練機関に依存して推進しようとする指向が強くなりみられる。ラ米の工業企業の実態から、この政策指向は誤ってはいないが、技術適用を行なうのは企業であり、同時に新しい技術のニーズを見出すのは企業であることを軽視して、国立機関と企業との密接な連携と交流を怠ると、従来のように国立研究機関や国立教育訓練機関が工業の実際のニーズに適しない成果を追求する危険性がある。したがって、国立機関の機能拡充強化、企業との連携、交流の緊密化とともに企業における研究開発の活発化、技術技能者の訓練養成に、各種のインセンティブ（税制上の優遇、補助金の交付、研究成果の政府買上げなど）を与えることが重要である。

現状では、ラ米においては技術移転の政策は技術の供給サイド、すなわち技術導入の効率化、国内の技術開発力の強化による国産技術の創造といった側面ではかなり具体的に打ち出され、実施段階に入っているので、技術のニーズの面での政策の確立と実施が十分に行なわれていないうらみがある。すなわち、前に述べた技術の進歩が促進される社会経済環境の形成のための政策である。いかえれば、ラ米において新しい技術の生産への導入を阻害している要因は何か、それを除去するにはどのような社会経済政策措置がとられるべきか、さらに新技術の導入意欲を高めるためにはどのような政策手段が必要であるかという問題である。たしかに地域経済統合による広域市場の形成、輸出指向型の工業開発戦略など技術の進歩を促進するに好ましい条件をつくり出す政策が樹立されつつあるが、ブラジルを除いてその実施は遅々たるものがある。高関税による工業の過保護政策の抜本的変更、国内市場における競争条件の導入といった問題は技術進歩という観点からのみならず、ラ米の工業化促進のために基本的課題であるにもかかわらず、このための政策の実施は政治的にもきわめて大きな

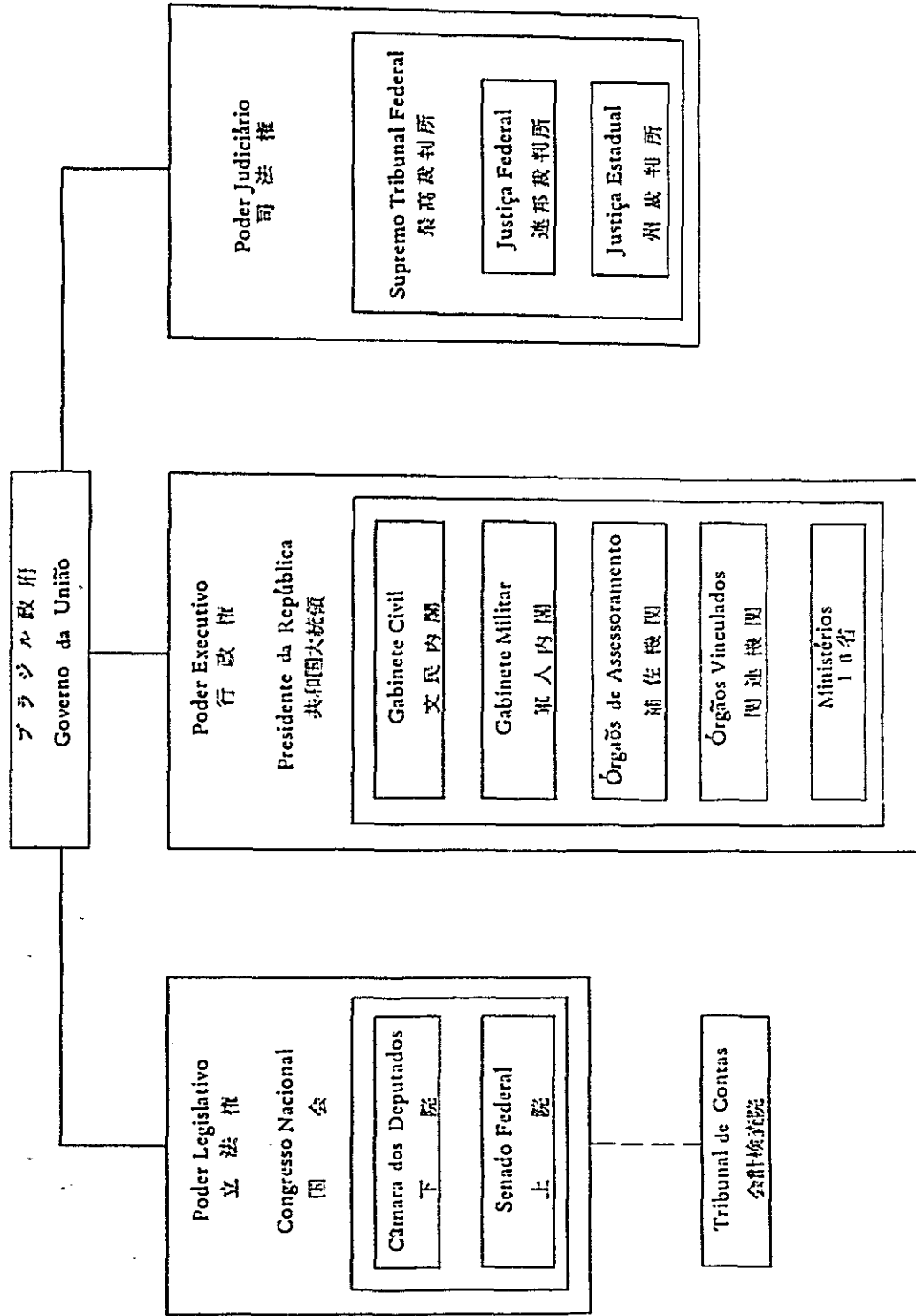
影響をもつため、なかなか容易ではなく、また国際収支の不安定、保守的企業経営の伝統、労働市場の流動性の不足など政策の実施を制約する条件が多いこともいえない。しかし、このような技術の発展を阻害している社会経済環境を改善することなしに、技術の供給面のみを強化しても、実質的な技術水準の向上は望みえないであろう。

最後に、外国よりの技術導入の効率化と並んで、重要な国内の技術創造能力の育成強化はラ米の技術振興の中心課題である。技術的に後進国が長期的に外国技術依存を脱却して先進国の水準に達するためには、国産技術の創造能力を高めることが不可欠であることはいうまでもないが、この国内の研究開発にもとづく新技術の開発は長期間の十分な資金と人材の投入が必要であり、また同時に国内の技術開発を重視するあまり、国産技術保護のため、外国よりの技術導入を過度に圧迫する技術のアウタルキズムという落とし穴におちいる危険性があることを認識すべきであろう。

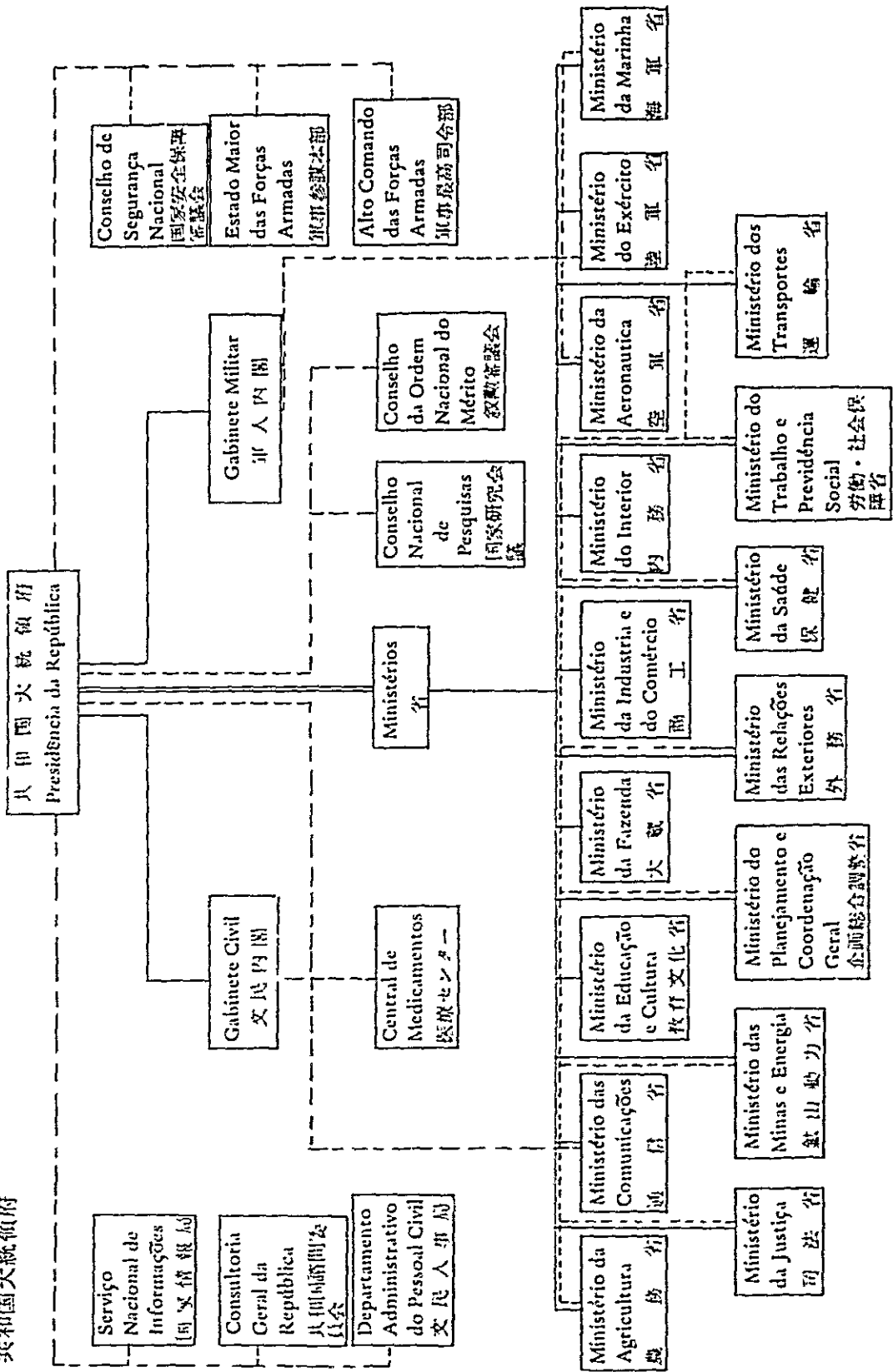
最近のラ米の政策プランニング・グループの一部に、新しい技術開発が長期の研究開発努力を必要とし、しかも、リスクの高いことを理解せず、また世界の技術交流の活発化が技術進歩の一つの重要な要因であることを見落して、外国技術導入を罪悪視して、国産技術の創造と使用に過大の期待をもった政策をとろうとする傾向がみられるが、排外的な技術ナショナリズムは技術的後進国の技術進歩にとって最も危険であることは、第2次大戦中の日本の技術鎖国が、欧米先進国との技術格差を一段と拡大したことから、明らかである。

当面は世界の技術市場から自国の工業開発戦略上必要な技術を正しく選択して、適切な対価と条件で導入し、これを十分に活用して工業生産力を高めつつ、技術能力の蓄積に努めると同時に、長期的に国内の研究開発能力の育成強化、科学技術発展の基盤の拡大につとめて、先進工業国の技術と競争しうる新しい国産技術を開発する能力を創りあげて、先進国と対等の技術交易を行ないうる水準に達することが理想的な道であろう。そのためには持続的で一貫した技術政策を長期にわたって堅持する努力が大切であろう。

付録1 ブラジルの行政機構図
 (Visão: Perfil, Outubro 1973他による)

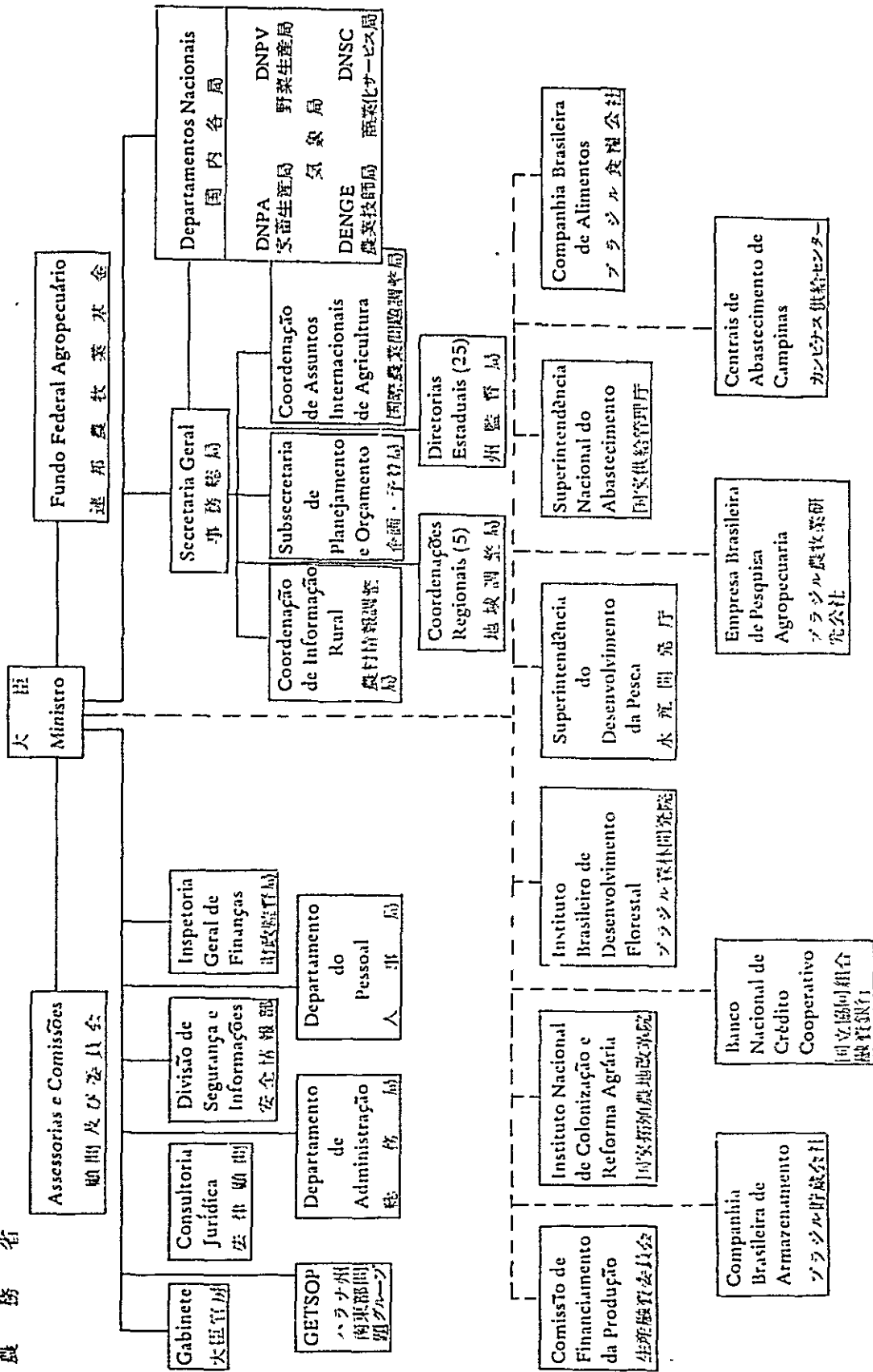


Presidência da República
共和國大統領府

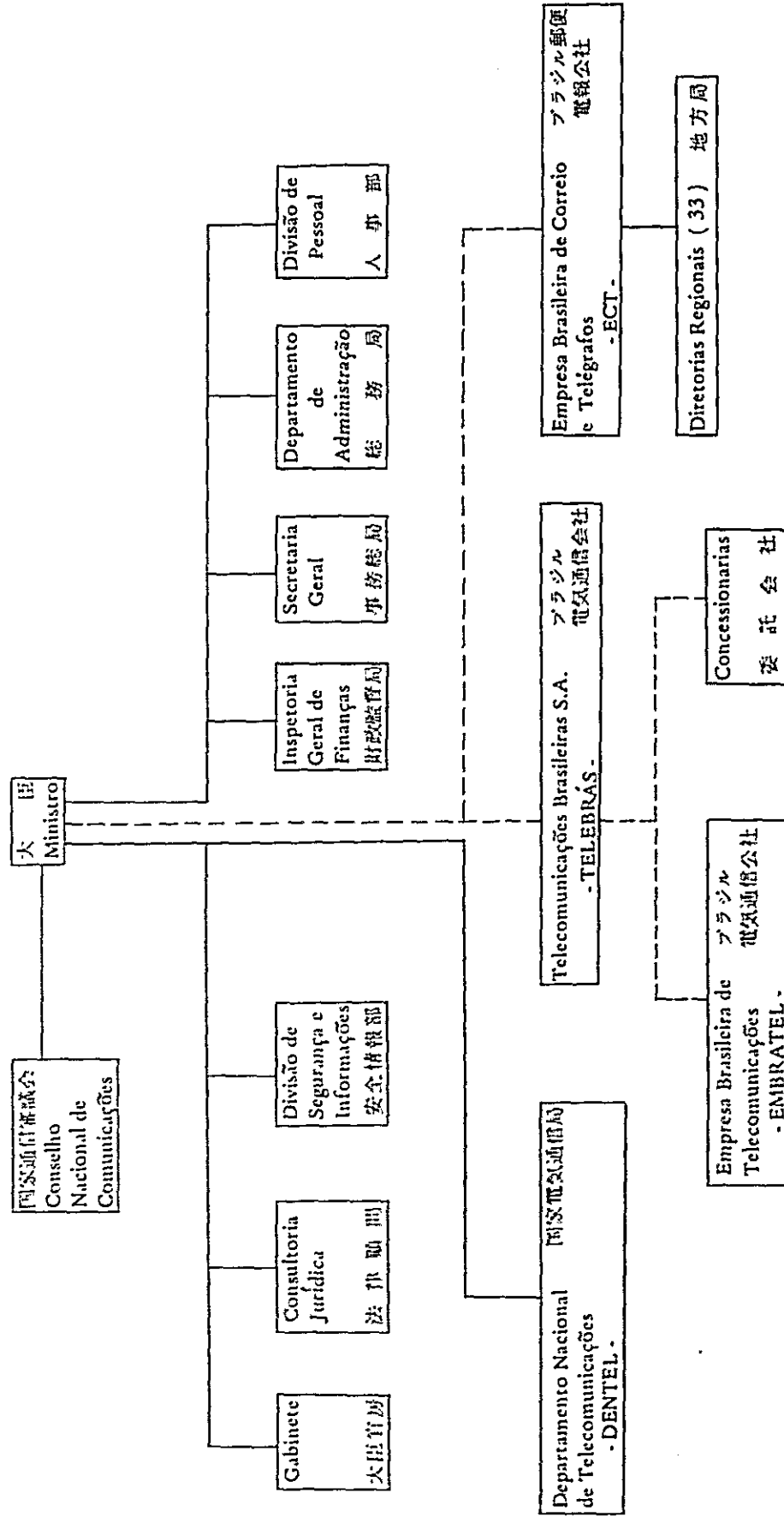


— Órgãos Integrantes 直轄機關
 --- Órgãos de Assessoramento 補助機關
 - - - Órgãos Vinculados 關連機關
 - - - Órgãos Coordenados 調整機關

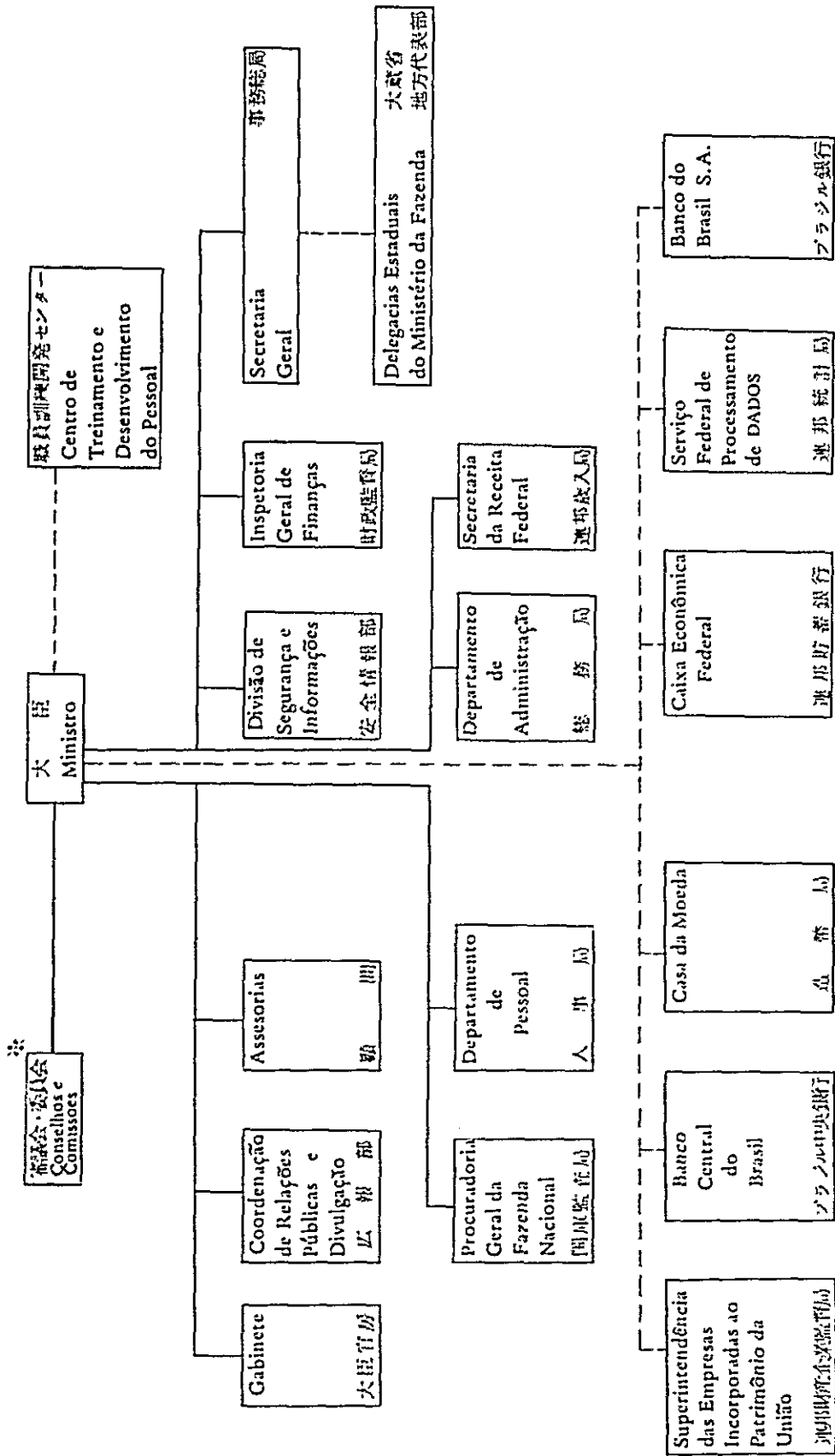
Ministério de Agricultura
農務省



Ministério das Comunicações
通 信 省



Ministério da Fazenda
大蔵省



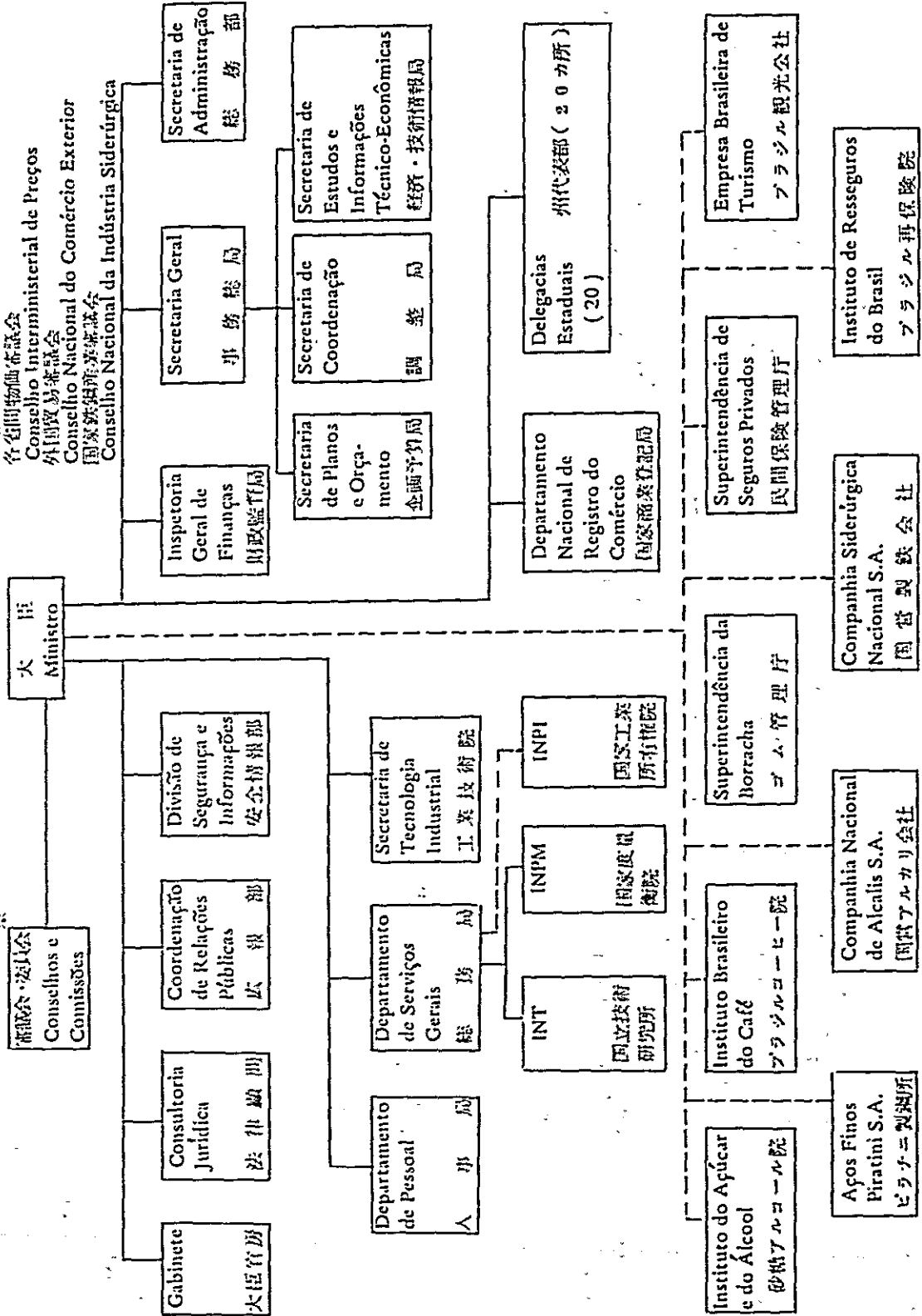
** 国家通貨審議会
Conselho Monetário Nacional
開稅政策審議会
Conselho de Política Aduaneira

Ministério da Indústria e do Comércio

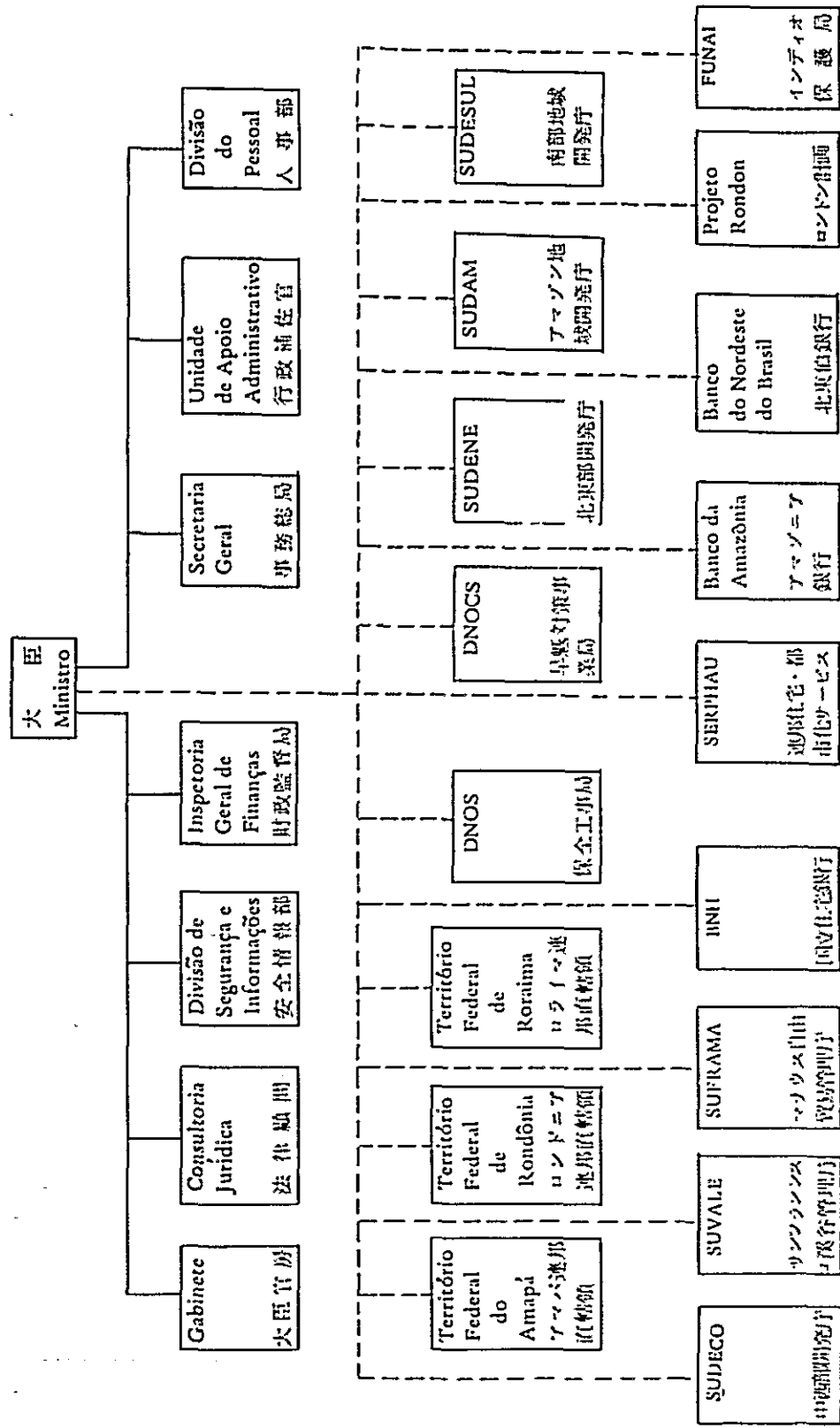
商工省

※

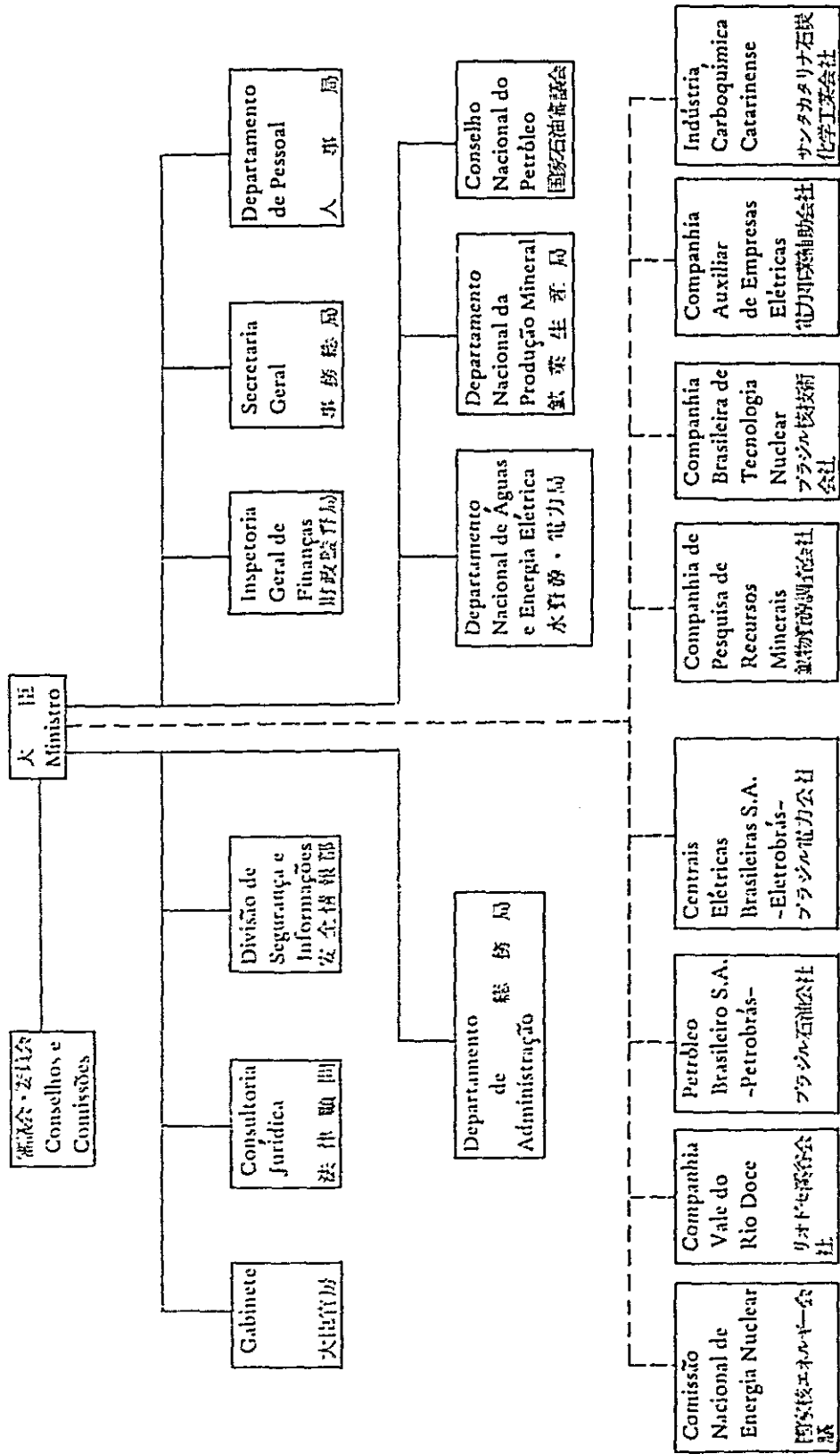
- 工業開発審議会
Conselho de Desenvolvimento Industrial
- 省有物産審議会
Conselho Interministerial de Preços
- 外国貿易審議会
Conselho Nacional do Comércio Exterior
- 国家鉄鋼生産審議会
Conselho Nacional da Indústria Siderúrgica



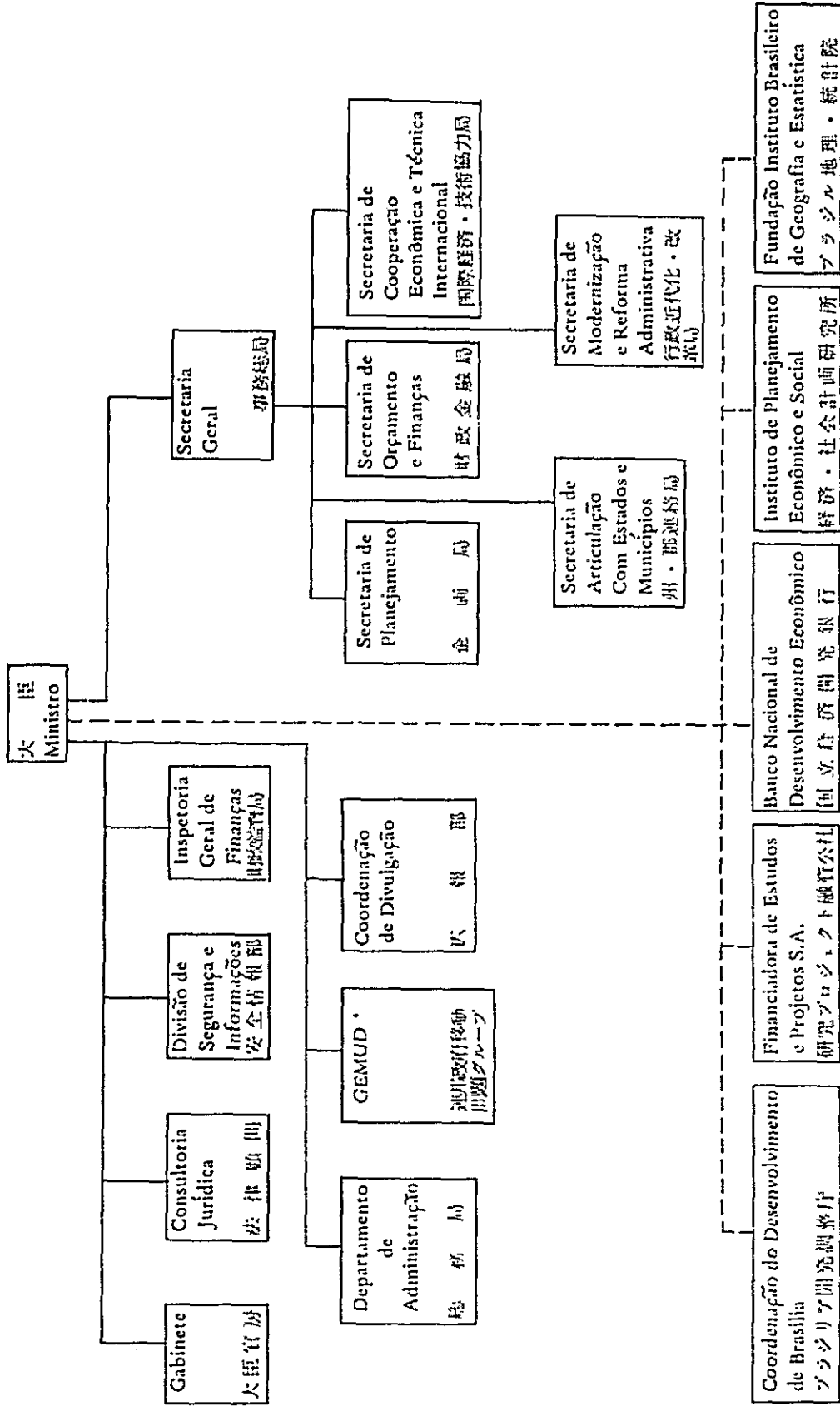
Ministério do Interior
内務省



Ministério das Minas e Energia
 鉱山・動力省

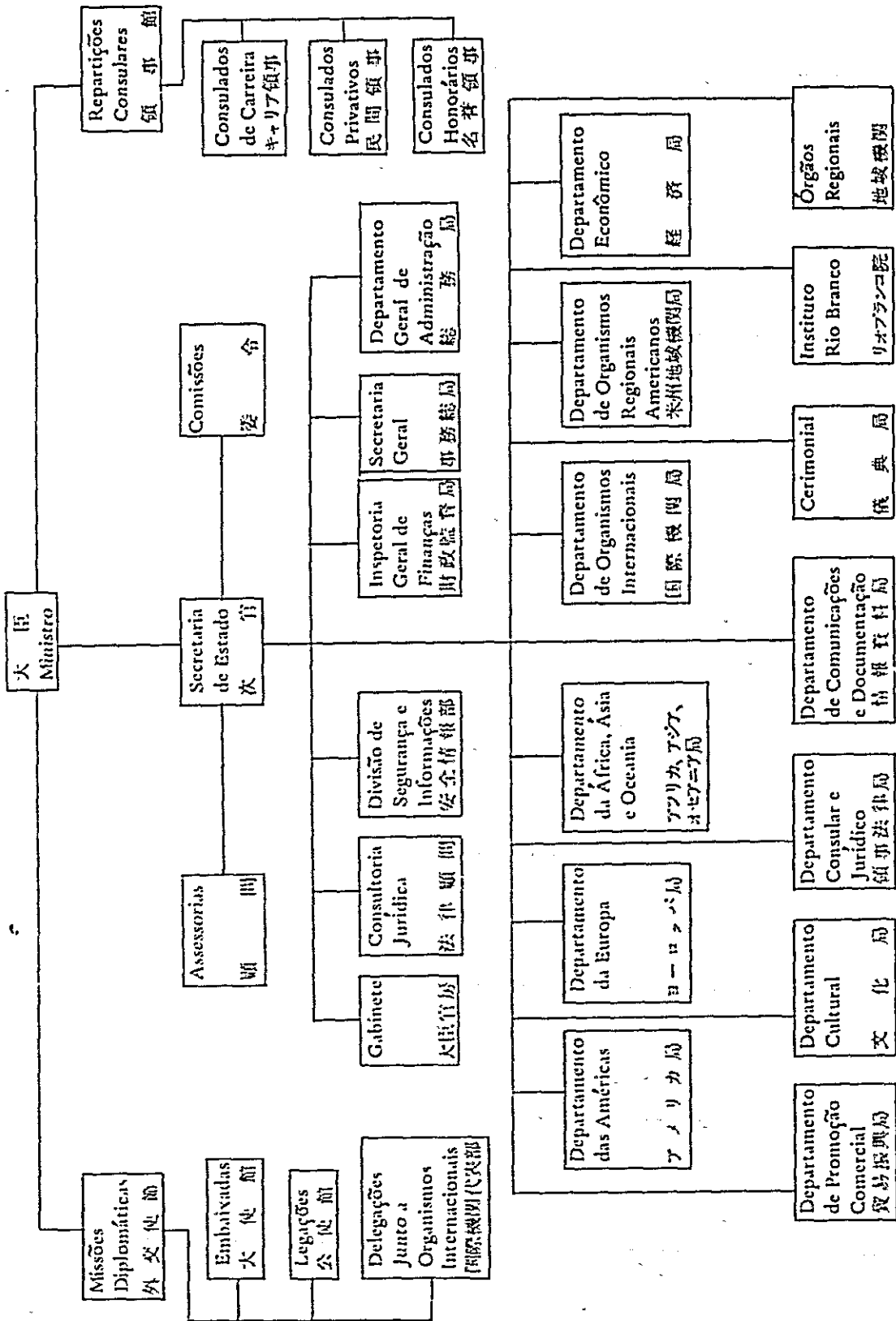


Ministério do Planejamento e Coordenação Geral
 企画総合調整省

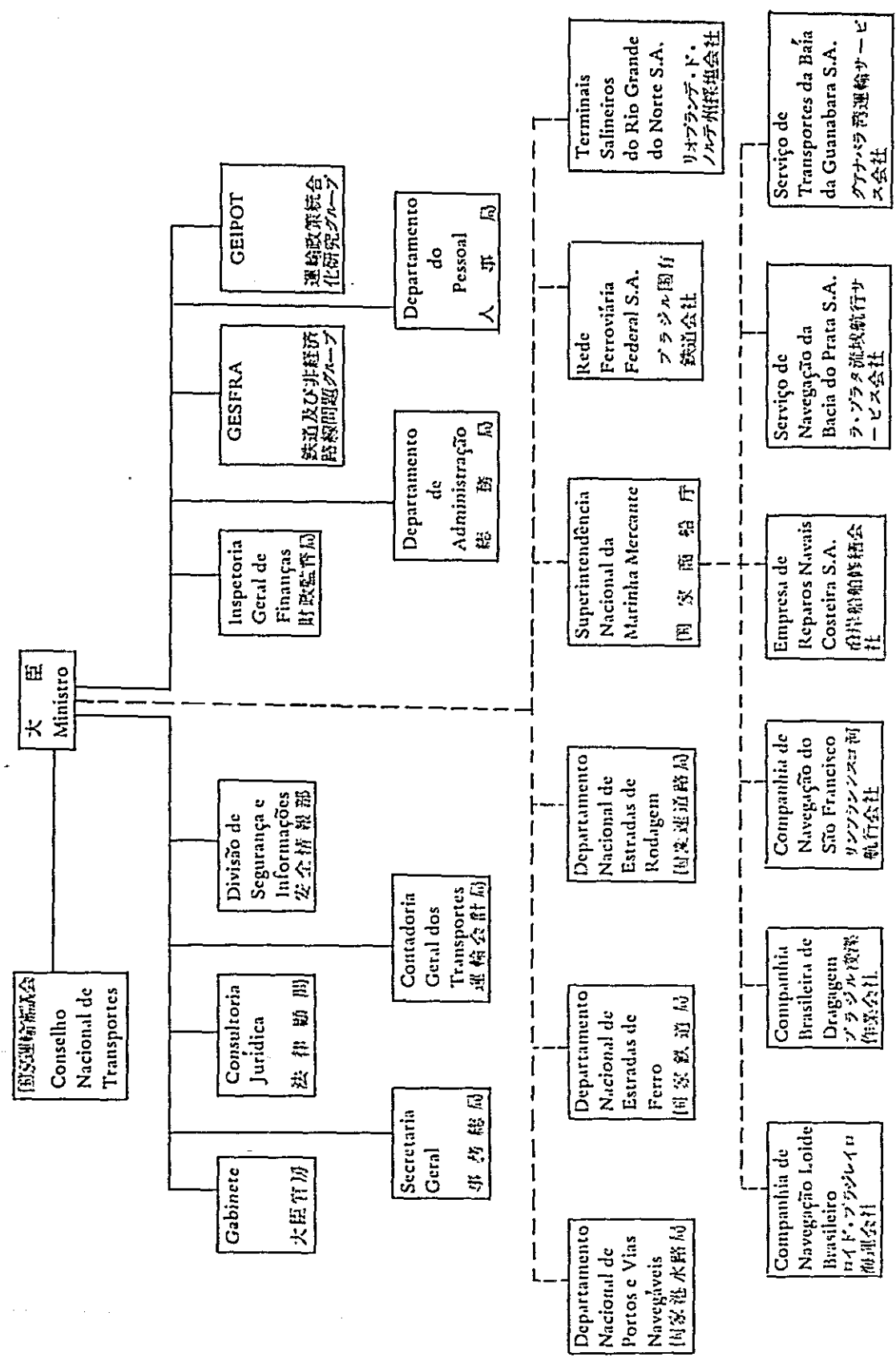


* Grupo Executivo da Complementação da Mudança dos Órgãos da Administração Federal

Ministério das Relações Exteriores
外務省



Ministério dos Transportes
運輸省



付録2 ブラジル経済略語集

(A)

- ABC Academia Brasileira de Ciência (SP)
- ブラジル科学アカデミー
- ABCAR Associação Brasileira de Crédito e Assistência Rural (MA)
- ブラジル農業融資技術援助
- ABDIB Associação Brasileira para o Desenvolvimento da Indústria de Base
- ブラジル基礎産業開発連合
- ABINEE Associação Brasileira da Indústria Elétrica e Eletrônica
- ブラジル電気・電子産業連合
- AC Acre
- アクレ州
- ACESITA Companhia de Aços Especiais Itabira
- イタピラ特殊鋼会社
- AL Alagoas
- アラゴアス州
- ALALC Associação Latino-Americana de Livre Comércio
- ラテン・アメリカ自由貿易連合
- AM Amazonas
- アマゾンナフ州
- ANDA Associação Nacional para a Difusão de Adubos
- 全国肥料普及連合
- ANFAVEA Associação Nacional dos Fabricantes de Veículos Automotores
- 全国自動車製造業者連合
- AP Amapá
- アマバ連邦直轄領

(B)

- BA Bahia
- バイア州

BASA	Banco da Amazônia S.A. - アマゾニア銀行
BB	Banco do Brasil S.A. - ブラジル銀行
BC	Banco Central do Brasil - ブラジル中央銀行
BENFLEX	Benefícios Fiscais a Programas Especiais de Exportação (Comissão - MIC) - 特別輸出計画への税制恩典委員会
BID	Banco Interamericano de Desenvolvimento - 米州開発銀行
BIRD	Banco Internacional de Reconstrução e Desenvolvimento (Banco Mundial) - 国際復興開発銀行(世界銀行)
BNB	Banco do Nordeste do Brasil S.A. - ブラジル北東伯銀行
BNCC	Banco Nacional de Crédito Cooperativo - 国立協同組合融資銀行
BNDE	Banco Nacional do Desenvolvimento Econômico - 国立経済開発銀行
BNH	Banco Nacional da Habitação - 国立住宅銀行
BOVESPA	Bolsa de Valores do Estado de São Paulo - サンパウロ州証券取引所
BRASPETRO	Petrobrás Internacional S.A. - ペトロプラス国際会社
BV	Bolsa de Valores - 証券取引所
BVRJ	Bolsa de Valores do Rio de Janeiro - リオデジャネイロ証券取引所

(C)

CACEX	Carteira de Comércio Exterior (BB) - ブラジル銀行外国貿易部
CAPRE	Comissão de Coordenação das Atividades de Processamento Eletrônico (MPCG) - 電子加工業調整委員会
CBA	Companhia Brasileira de Alumínio - ブラジル・アルミニウム会社
CBE	Companhia Brasileira de Estileno - ブラジル・エチレン会社
CBO	Classificação Brasileira de Ocupações - ブラジル職業分類
CBTN	Companhia Brasileira de Tecnologia Nuclear - ブラジル核技術会社
CBUM	Companhia Brasileira de Usinas Metalúrgicas - ブラジル冶金会社
CDC	Conselho de Desenvolvimento Comercial (MIC) - 貿易振興審議会
CDI	Conselho de Desenvolvimento Industrial (MIC) - 工業開発審議会
CE	Ceará - セアラ州
CEBRAE	Centro Brasileiro de Assistência Gerencial à Pesquisa e Média Empresa - ブラジル中小企業経営指導センター
CECINE	Centro de Ciências do Nordeste - 北東伯科学センター
CEE	Centro de Estatística e Econometria (MEC) - 統計・計量センター
CEF	Caixa Econômica Federal - 連邦貯蓄銀行

CEME	Central de Medicamentos (PR) - 医療センター
CEMIG	Centrais Elétricas de Minas Gerais - ミナスジェライス州電力会社
CENAFOR	Centro de Aperfeiçoamento de Pessoal para Formação Profissional (MEC) - 職業訓練センター
CENDAP	Centro de Aperfeiçoamento (DASP) - 訓練センター
CENDEC	Centro de Treinamento para o Desenvolvimento Econômico (Fundação IPEA) - 経済開発訓練センター
CENESP	Centro Nacional de Educação Especial (MEC) - 国立特殊教育センター
CENPES	Centro de Pesquisas (PETROBRAS) - ペトロブラス研究センター
CEPAS	Comissões Estaduais de Planejamento Agrícola (MA) - 州立農業計画委員会
CEPED	Centro de Pesquisa e Desenvolvimento (Bahia) - バイア州研究・開発センター
CEPES	Comissão Especial para Execução do Plano de Melhoramento e Expansão do Ensino Superior - 高等教育改善・拡大計画実施特別委員会
CEPETI	Comissão Especial para Execução do Plano de Melhoramento e Expansão do Ensino Técnico e Industrial - 技術・産業教育改善・拡大計画実施特別委員会
CER	Comissão de Estradas de Rodagem - 高速道路委員会
CESP	Centrais Elétricas de São Paulo - サンパウロ州電力会社
CETREMEC	Centro de Treinamento do Ministério da Educação e Cultura - 教育文化省訓練センター

CFE	Conselho Federal de Educação (MEC) - 連邦教育審議会
CFP	Comissão de Financiamento da Produção (MA) - 生産融資委員会
CHESF	Companhia Hidroelétrica do São Francisco - サンフランシスコ河水力発電会社
CIDUL	Centro de Informações para o Planejamento Local Integrado (MINTER) - 地域統合計画情報センター
CIE-E	Centro de Integração Empresa-Escola (MEC) - 産学統合センター
CIEF	Centro de Informações Econômico-Fiscais (MF) - 経済・財政情報センター
CIFITEX	Comércio e Indústria de Fibras Sintéticas Têxteis (MG) - 化学繊維商・工会
CIP	Conselho Interministerial de Preços - 各省間物価審議会
CIT	Centro de Informações Tecnológicas (MIC) - 技術情報センター
CNA	Companhia Nacional de Álcalis (RJ) - 国営アルカリ会社
CNAE	Campanha Nacional de Alimentação Escolar (MEC) - 国立学校給食会社
CNEC	Campanha Nacional de Escolas da Comunidade (MEC) - 国立地域学校会社
CNEN I	Comissão Nacional de Energia Nuclear - 国家核エネルギー会議
CNP	Conselho Nacional de Petróleo (MME) - 国家石油審議会
CNPq	Conselho Nacional de Pesquisas (PR) - 国家研究会議

CNRH	Centro Nacional de Recursos Humanos (Fundação IPEA) - 国立人的資源センター
CNTUR	Conselho Nacional de Turismo - 国家観光審議会
COBAE	Comissão Brasileira de Atividades Espaciais (EMFA) - ブラジル宇宙活動委員会
COBAL	Companhia Brasileira de Alimentos (MA) - ブラジル食糧公社
COBEC	Companhia Brasileira de Entrepostos e Comércio (MIC) - ブラジル保税倉庫・通商会社
COMASP	Companhia Metropolitana de Água de São Paulo - サンパウロ水道会社
CONDEPE	Conselho Nacional de Desenvolvimento da Pecuária (MA) - 国家漁業開発審議会
CONSIDER	Conselho Siderúrgico Nacional (MIC) - 国家鉄鋼審議会
COPEL	Companhia Paraense de Energia Elétrica - パラ州電力会社
COSIPA	Companhia Siderúrgica Paulista S.A. - パウリスト鉄鋼会社
COTESI	Coordenação de Tecnologia Siderúrgica - 鉄鋼技術調整機関
CPA	Conselho de Política Aduaneira (MF) - 関税政策審議会
CPRM	Companhia de Pesquisas de Recursos Minerais (MME) - 鉱物資源調査会社
CREAI	Crédito Agrícola Industrial (BB - Carteira) - 農工信用部
CREGE	Crédito Geral (BB - Carteira) - 一般信用部

CRPE	Centro Regional de Pesquisas Educacionais (MEC) - 教育研究地域
CSN	Companhia Siderúrgica Nacional - 国営製鉄会社
CSN	Conselho de Segurança Nacional (PR) - 国家安全審議会
CTA	Centro Técnico Aeroespacial (MAer) - 宇宙航空技術センター
CTB	Companhia Telefônica Brasileira - ブラジル電話会社
CVRD	Companhia Vale do Rio Doce - リオドセ開発公社
(D)	
DASP	Departamento Administrativo do Pessoal Civil (PR) - 文民人事局
DENTEL	Departamento Nacional de Telecomunicações (MINICOM) - 国家電気通信局
DEPEC	Departamento Econômico (BC) - ブラジル中央銀行経済局
DER	Departamento de Estradas de Rodagem - 高速道路局
DF	Distrito Federal - 連邦府
DFOS	Distrito Federal de Obras e Saneamento (MS) - 連邦衛生工事区
DHN	Diretoria de Hidrografia e Navegação (MM) - 水路・航行理事会
DNAEE	Departamento Nacional de Águas e Energia Elétrica (MME) - 水資源・電力局

DNEG	Departamento Nacional de Engenharia Rural (MA) - 農業土木局
DNER	Departamento Nacional de Estradas de Rodagem (MT) - 国家高速道路局
DNES	Departamento Nacional de Engenharia Sanitária (MS) - 衛生土木局
DNMO	Departamento Nacional de Mão-de-obra (MTPS) - 労働局
DNOCS	Departamento Nacional de Obras Contra as Secas (MINTER) - 旱魃对策事業局
DNOS	Departamento Nacional de Obras e Saneamento (MINTER) - 保全工事局
DNPA	Departamento Nacional da Produção Animal (MA) - 畜産局
DNPAE	Departamento Nacional de Pesquisas Agrícolas (MA) - 農業研究局
DNPM	Departamento Nacional da Produção Mineral (MME) - 鉱物生産局
DNPV	Departamento Nacional da Produção Vegetal (MA) - 野菜生産局
DNPVN	Departamento Nacional de Portos e Vias Navegáveis (MT) - 港湾・水路局
DNRC	Departamento Nacional de Registro Comercial (MIC) - 商業登記局
DNSHT	Departamento Nacional de Segurança, Higiene e Medicina do Trabalho (MA) - 労働安全、衛生医療局
DOCENAVE	Vale do Rio Doce Navegação, S.A. - リオドセ溪谷航行会社

(E)

ECT	Empresa Brasileira de Correios e Telégrafos - ブラジル郵便・電報公社
ELETRORÁS	Centrais Elétricas Brasileiras S.A. (MME) - ブラジル電力公社
ELETRO NORTE	Centrais Elétricas do Norte do Brasil - ブラジル北部電力公社
ELETROSUL	Centrais Elétricas do Sul do Brasil - ブラジル南部電力公社
EMBRAFILME	Empresa Brasileira de Filmes (MEC) - ブラジル映画公社
EMBRAPA	Empresa Brasileira de Pesquisa Agropecuária (MA) - ブラジル農牧業研究公社
EMBRATEL	Empresa Brasileira de Telecomunicações (MCOM) - ブラジル電気通信公社
EMBRATUR	Empresa Brasileira de Turismo (MIC) - ブラジル観光公社
EPGE	Escola de Pós-Graduação em Economia (FGV) - 経済大学院
ES	Espírito Santo - エスピリト・サント州
EUROBRAZ	European Brazilian Bank Inc. (Banco Europeu Brasileiro S.A.) - ヨーロッパ・ブラジル銀行

(F)

FAE	Fundo de Financiamento para Água e Esgoto (MS) - 上・下水道融資基金
FDI	Fundo de Desenvolvimento Industrial - 工業開発基金

FDPAP	Fundo de Defesa de Produtos Agropecuários (BC) - 農牧産品保護基金
FDPI	Fundo de Desenvolvimento de Programas Integrados (MINT) - 統合計画推進基金
FEMAR	Fundação de Estudos do Mar (MM) - 海洋研究財団
FENAME	Fundação Nacional de Material Escolar (MEC) - 教育資材研究財団
FEPASA	Ferrovias Paulistas S.A. - パウリスタ鉄道会社
FGTS	Fundo de Garantia do Tempo de Serviço (BNH) - 退職保障基金（失業手当基金）
FGV	Fundação Getúlio Vargas - ゼツリオ・バルガス財団
FIBEP	Fundo de Importação de Bens de Capital (BC) - 資本財輸入基金
FIBGE	Fundação IBGE - → IBGEを参照のこと
FIMACO	Financiamento de Materiais de Construção (BNH-Programa) - 建築資材融資計画
FINAME	Fundo Especial de Financiamento Industrial (BNDE) - 産業融資特別基金
FINANSA	Financiamento para o Saneamento (BNH-Programa) - 衛生融資計画
FINC	Financiamento para Urbanização de Conjuntos Habitacionais (BNH) - 団地都市計画融資計画
FINEC	Financiamento de Equipamentos Comunitários de Conjuntos Habitacionais (BNH) - 団地施設融資計画
FINEP	Financiadora de Estudos e Projetos S.A. (MPCG) - 研究プロジェクト融資公社

FINEX	Fundo de Financiamento às Exportações (BC) - 輸出融資基金
FIPEME	Fundo de Financiamento à Pequena e Média Empresa (BNDE) - 中小企業融資基金
FIPLAN	Fundo de Financiamento de Planos de Desenvolvimento Integrado (BNDE) - 統合開発計画融資基金
FIRAE	Financiamentos com Recursos de Agências do Banco no Exterior - 在外銀行支店融資計画
FIREX	Financiamentos Industriais com Recursos de Empréstimos Externos - 外国資金工業融資計画
FISANE	Fundo de Financiamento para Saneamento - 衛生工事融資基金
FMP	Fundo para Modernização de Portos - 港湾近代化基金
FMRI	Fundo de Modernização e Reorganização Industrial (BNDE) - 工業近代化及び再編成基金
FN	Fernando de Noronha - フェルナンドデノローニャ連邦直轄領
FNDCT	Fundo Nacional de Desenvolvimento Científico e Tecnológico (BNDE) - 国家科学技術開発基金
FNDE	Fundo Nacional de Desenvolvimento da Educação (MEC) - 国家教育開発基金
FNRR	Fundo Nacional de Refinamento Rural (BC) - 全国農業再投資基金
FNS	Fundo Nacional de Saúde (MS) - 国家保健基金
FPE	Fundo de Participação dos Estados - 州交付基金
FPEM	Fundo de Participação dos Estados e Municípios - 州・郡交付基金

FPN	Fundo Portuário Nacional - 国家港湾基金
PRN	Fundo Rodoviário Nacional - 国家道路基金
FRONAPE	Frota Nacional de Petroleiros (PETROBRÁS) - ベトロブラス石油商船隊
FSESP	Fundação Serviço Especial de Saúde Pública (MS) - 公共衛生特別サービス財団
FUNAGRI	Fundo Geral para Agricultura e Indústria (BC) - 農工業一般融資基金
FUNAI	Fundação Nacional do Índio (MINTER) - インディオ保護局
FUNDACENTRO	Fundação Centro de Segurança, Higiene e Medicina do Trabalho (MA) - 労働安全・衛生・医療中央財団
FUNDAG	Fundo Especial de Desenvolvimento Agrícola (BC) - 農業開発特別基金
FUNDECE	Fundo de Democratização do Capital das Empresas (BC) - 企業資本民主化基金
FUNDECI	Fundo de Desenvolvimento Científico e Tecnológico (BNB) - 科学技術開発基金
FUNDEPE	Fundo de Desenvolvimento da Pecuária (BC) - 牧畜開発基金
FUNDEPRO	Fundo de Desenvolvimento da Produção (BNDE) - 生産開発基金
FUNENSEG	Fundação Escola Nacional de Seguros - 国立保険学校
FUNESP	Fundo de Financiamento para Estudos e Pesquisas Técnicas - 技術研究の融資基金
FUNFERTIL	Fundo de Estímulos Financeiros ao Uso de Fertilizantes e Suplementos Minerais - 肥料等使用促進基金

FUNGIRO	Fundo Especial para Financiamento ao Capital de Giro (BNDE) - 運転資金融資特別基金
FUNINSO	Fundo de Investimentos Sociais (BC) - 社会投資基金
FUNRURAL	Fundo de Assistência e Previdência ao Trabalhador Rural (MTPS) - 農村労働者援助基金
FURAGRO	Fundo de Racionalização da Agroindústria Canavieira do NE - 北東部糖業合理化基金
FURAINOR	Fundo de Racionalização da Agroindústria Canavieira do Centro-Sul - 中南部糖業合理化基金
(G)	
GB	Guanabara - グァナバラ州
GEER	Grupo Executivo de Eletrificação Rural (INCRA) - 農村電化実行グループ
GEIDA	Grupo Executivo de Irrigação para o Desenvolvimento Agrícola (MINTER) - 農業開発用かんがい実行グループ
GEIPOT	Grupo de Estudos para a Integração da Política de Transportes (MT) - 運輸政策統合化研究グループ
GEMAB	Grupo Executivo de Modernização do Sistema de Abastecimento (MA) - 供給システム近代化実行グループ
GERA	Grupo Executivo da Reforma Agrária - 農地改革実行グループ
GERAN	Grupo Executivo de Racionalização da Agroindústria Canavieira do Nordeste - 北東部糖業合理化実行グループ
GERES	Grupo Executivo de Regimes Salariais - 給与制度問題実行グループ
GO	Goiás - ゴヤス州

(1)

IAA	Instituto do Açúcar e do Álcool - 砂糖・アルコール院
IBAM	Instituto Brasileiro de Administração Municipal - ブラジル郡行政府院
IBC	Instituto Brasileiro do Café (MIC) - ブラジル・コーヒー院
IBDF	Instituto Brasileiro de Desenvolvimento Florestal (MA) - ブラジル森林開発院
IBGE	Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística (MPCG) - ブラジル地理統計院
IBI	Instituto Brasileiro de Informática (MPCG-IBGE) - ブラジル情報院
IBRA	Instituto Brasileiro de Reforma Agrária - ブラジル農地改革院
IBV	Índice da Bolsa de Valores - 株価指数
ICM	Imposto sobre Circulação de Mercadorias - 商品流通税
ICOMI	Indústria e Comércio de Minérios, S.A. - イコミ鉱山会社
IEA	Instituto de Energia Atômica (SP) - 原子力研究所
IEN	Instituto de Energia Nuclear (GB) - 核エネルギー研究所
IES	Instituto de Engenharia Sanitária - 衛生工学研究所
IMPA	Instituto de Matemática Pura e Aplicada (GB) - 純粋・応用数学研究所

IMPROMED	Instituto de Produção de Medicamentos (MS) - 医療品生産研究所
INAN	Instituto Nacional de Alimentação e Nutrição (MA) - 国立食品・栄養研究所
INCRA	Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária (MA) - 国立植民農地改革院
INDA	Instituto Nacional de Desenvolvimento Agrário - 国立農業開発院
INFAOL	Instituto de Fomento do Algodão e Oleaginosas (MA) - 綿花・綿実振興院
INL	Instituto Nacional do Livro (MEC) - 国立図書協会
INOCOOPS	Instituto de Orientação às Cooperativas (BNH) - 協同組合指導院
INPE	Instituto Nacional de Pesquisas Espaciais - 国立宇宙研究所
INPES	Instituto de Pesquisas (Fundação IPEA) - 調査研究所
INPI	Instituto Nacional de Propriedade Industrial - 国家工業所有権院
INPM	Instituto Nacional de Pesos e Medidas (MIC) - 国家度量衡院所
INPS	Instituto Nacional de Previdência Social (MTPS) - 国家社会保障院
INT	Instituto Nacional de Tecnologia (MIC) - 国立技術研究所
IOF	Imposto sobre Operações Financeiras - 金融取引税
IPD	Instituto de Pesquisas e Desenvolvimento (MAer) - 研究開発院

IPEA	Instituto de Planejamento Econômico e Social (Fundação MPCG) - 経済社会計画研究所
IPI	Imposto sobre Produtos Industrializados - 工業製品税
IPLAN	Instituto de Planejamento (Fundação IPEA) - 計画研究所
IPqM	Instituto de Pesquisas da Marinha (MM) - 海事研究所
IPR	Instituto de Pesquisas Radioativas (MG) - 放射能研究所
IPT	Instituto de Pesquisas Tecnológicas (SP) - サンパウロ技術研究所
IRB	Instituto de Resseguros do Brasil - ブラジル再保険院
ISHIBRAS	Ishikawajima do Brasil Estaleiros S.A. - 石川島ブラジル造船所
ITA	Instituto Tecnológico de Aeronáutica (MAer) - 航空技術研究所
ITAL	Instituto de Tecnologia de Alimentos (SP) - 食品技術研究所
IUEE	Imposto Único sobre Energia Elétrica - 電力単独税
(L)	
LAMIN	Laboratório de Análises Minerais - 鉱物分析研究所
(M)	
MA	Ministério da Agricultura - 農務省
MAER	Ministério da Aeronáutica - 空軍省

MA	Maranhão - マラニョン州
MBR	Minerações Brasileiras Reunidas S.A. - M B R 鉱山会社
MCOM	Ministério das Comunicações - 通信省
MEC	Ministério da Educação e Cultura - 教育文化省
MEx	Ministério do Exército - 陸軍省
MG	Minas Gerais - ミナスジェライス州
MIC	Ministério da Indústria e do Comércio - 商工省
MINT	Ministério do Interior (MINTER) - 内務省
MJ	Ministério da Justiça - 法務省
MM	Ministério da Marinha - 海軍省
MME	Ministério das Minas e Energia - 鉱山動力省
MOBRAL	Movimento de Alfabetização Brasileiro (MEC) - ブラジル文盲撲滅運動
MPCG	Ministério do Planejamento e Coordenação Geral (MINIPLAN) - 企画総合調整省
MRE	Ministério das Relações Exteriores - 外務省
MS	Ministério da Saúde - 保健省

MT	Mato Grosso	- マットグロッソ州
MTPS	Ministério do Trabalho e Previdência Social	- 労働・社会保障省
MT	Ministério dos Transportes	- 運輸省
MUDES	Movimento Universitário de Desenvolvimento Econômico e Social (MEC-Fundação)	- 経済・社会開発のための大学運動
(O)		
OPI	Orçamento Plurianual de Investimentos	- 多年度投資予算
ORTN	Obrigações Reajustáveis do Tesouro Nacional	- 通貨価値修正付国債
(P)		
PA	Pará	- パラ州
PB	Paraíba	- パライバ州
PBDCT	Plano Básico de Desenvolvimento Científico e Tecnológico	- 科学技術開発基本計画
PDLI	Planos de Desenvolvimento Local Integrado	- 地域統合開発計画
PDP	Plano de Desenvolvimento Pesqueiro (SUDEPE)	- 漁業開発計画
PDRH	Programa de Desenvolvimento de Recursos Humanos (MEC)	- 人的資源開発計画
PE	Pernambuco	- ペルナンブコ州

PEBE	Programa Especial de Bolsa de Estudos (MTPS) - 研究奨励金特別計画
PES	Plano de Equivalência Salarial - 給与平均化計画
PETROBAS	Petróleo Brasileiro S.A. - ペトロブラス石油公社
PETROQUISA	Petrobrás Química S.A. - ペトロブラス化学会社
PIB	Produto Interno Bruto - 国内総生産
PIC	Programa Integrado de Colonização (INCRA) - 統合植民計画
PIN	Programa de Integração Nacional - 国家統合計画
PIPMO	Programa Intensivo de Preparação de Mão-de-Obra (MEC) - 労働力養成強化計画
PIS	Programa de Integração Social - 社会統合基金（経済成長関与基金）
PLANASA	Plano Nacional de Saneamento - 国家衛生計画
PLANASEM	Plano Nacional de Sementes (MA) - 国家種子計画
PLANHAP	Plano Nacional de Habitação Popular (BNH) - 国家一般住宅計画
PLANITA	Plano Nacional Integrado de Tecnologia de Alimentos (MA) - 国家食品技術統合計画
PMDI	Planos Metropolitanos de Desenvolvimento Integrado - 都市統合開発計画

PI	Piauí - ピアウイ州
PMRDI	Planos Micro-Regionais de Desenvolvimento Integrado - ミクロ地域統合・開発計画
PNCC	Programa Nacional de Centros de Computação (CAPRE) - 国家コンピュータ・センター計画
PNCT	Programa Nacional de Cooperação Técnica - 国家技術協力計画
PND	Plano Nacional de Desenvolvimento - 国家開発計画
PNDAAE	Plano Nacional de Desenvolvimento de Atividades Espaciais - 宇宙開発国家計画
PNTC	Programa Nacional de Treinamento em Computação (CAPRE) - コンピュータ訓練国家計画
PNVT	Programa Nacional de Valorização do Trabalhador (MTPS) - 労働価値促進国家計画
PPI	Programa Plurianual de Irrigação (MINTER) - 多年度かんがい計画
PQU	Projeto de Complexos Básicos Petroquímicos (PETROBRÁS) - 基礎石油化学コンビナートプロジェクト
PR	Paraná - パラナ州
PRODEM	Programa de Desenvolvimento do Ensino Médio (MEC) - 中等教育振興計画
PRODOESTE	Programa de Desenvolvimento do Centro-Oeste - 中西部開発計画
PRONAN	Programa Nacional de Alimentação e Nutrição (MS) - 国家食糧・栄養計画
PRONTEL	Programa Nacional de Teleeducação (MEC) - 国家通信教育計画

PRO-RURAL	Programa de Assistência ao Trabalhador Rural (MTPS) - 農村労働者援助計画
PROTERRA	Programa de Redistribuição de Terras e de Estímulos à Agroindústria do Norte e do Nordeste - 北部・北東部土地再分配・農企業振興計画
PSEC	Plano Setorial de Educação e Cultura (MEC) - 教育・文化部門計画
PVAS	Plano de Valorização da Ação Sindical (MTPS) - 労働組合活動促進計画
(R)	
RD	Rondônia - ロンドニア州
RFFSA	Rede Ferroviária Federal S.A. - ブラジル国有鉄道
RJ	Rio de Janeiro - リオデジャネイロ州
RN	Rio Grande do Norte - リオグランデドノルテ州
RR	Roraima - ロライマ連邦直轄領
RS	Rio Grande do Sul - リオグランデドスル州
(S)	
SC	Santã Catarina - サンタカタリナ州
SE	Sergipe - セルジッペ州

SESP	Serviço Especial de Saúde Pública (MS-Fundação) - 公共保健特別サービス財団
SFH	Sistema Financeiro da Habitação (BNH) - 住宅融資制度
SFS	Sistema Financeiro de Saneamento (BNH) - 衛生融資制度
SIP	Sistema de Informações para o Planejamento (MPCG) - 計画情報システム
SNICT	Sistema Nacional de Informação Científica e Tecnológica - 国家科学・技術情報システム
SOF	Secretaria de Orçamento e Finanças (MPCG) - 財政金融局
SP	São Paulo - サンパウロ州
STI	Secretaria de Tecnologia Industrial do Ministério da Indústria e do Comércio - 商工省工業技術院
SUBIN	Secretaria de Cooperação Técnica Internacional (IMPCG) - 国際技術協力局
SUDAM	Superintendência de Desenvolvimento da Amazônia (MINTER) - アマゾン地域開発庁
SUDENE	Superintendência de Desenvolvimento do Nordeste (MINTER) - 北東部開発庁
SUDECO	Superintendência de Desenvolvimento do Centro-Oeste (MINTER) - 中西部開発庁
SUDEPE	Superintendência de Desenvolvimento da Pesca (MA) - 漁業開発庁
SUDESUL	Superintendência de Desenvolvimento da Região Sul - 南部地域開発庁

SUDHEVEA	Superintendência de Desenvolvimento da Borracha - ゴム開発庁
SUFRAMA	Superintendência da Zona Franca de Manaus - マナウス自由貿易管理庁
SUNAMAM	Superintendência Nacional da Marinha Mercante (MT) - 国家商船庁
SURSAN	Superintendência de Urbanização e Saneamento (GB) - 都市化・衛生管理庁
SUSAN	Superintendência de Saneamento Ambiental - 環境衛生管理庁
SUSEP	Superintendência de Seguros Privados (CNSP) - 民間保険管理庁
SUVALE	Superintendência do Vale do São Francisco (MINTER) - サンフランシスコ溪谷管理庁
(T)	
TELEBRÁS	Telecomunicações Brasileiras S.A. (MCOM) - ブラジル電気通信会社
(U)	
USIBA	Usina Siderúrgica da Bahia - バイア製鉄会社
USIMINAS	Usinas Siderúrgicas de Minas Gerais S.A. (MG) - ミナスジェライス製鉄会社
(V)	
VARIG	Viação Aérea Rio Grandense (RS) - バリーグ航空会社
VASP	Viação Aérea São Paulo - サンパウロ航空会社

第 1 次 調 査 団 日 程 表

(1 9 7 2 年 1 1 月 1 9 日 ~ 1 2 月 1 8 日)

月 日	滞 在 地		概 要
1 1. 1 9	東 京 発	1 9 : 0 0	
1 1. 2 0	リ オ 着	8 : 4 5	
		1 5 : 0 0	荒木総領事 表敬訪問
1 1. 2 1		1 0 : 0 0	企画総合調整省経済社会研究所 Luis Zottmann 部長他
		1 5 : 3 0	Roberto Olivire Campos 教授
		1 7 : 0 0	Fianzer 企画総合調整省次官, IPEA 所長
1 1. 2 2		1 2 : 0 0	リオ・デ・ジャネイロ株式市場
		1 5 : 0 0	バルガス研究所
		1 5 : 3 0	M.H. Simonsen 教授
		1 7 : 0 0	O.G. de Bulhões 教授 (元大蔵大臣), バルガス 研究所長
1 1. 2 3		1 1 : 0 0	Fundação IBGE (統計院) A. de Lima 理事他
		1 5 : 0 0	IPEA セミナー (第 1 回) (内容) 比較統計分析 (参加者) L. Zottmann 他
1 1. 2 4		1 0 : 0 0	IPEA セミナー (第 2 回) (内容) 比較統計分析 工業化と企業財務・輸出 (参加者) F.A. Biato 他
		1 4 : 1 5	IPEA セミナー (第 3 回) (内容) 農業, 地域開発 (参加者) P.M. Paiva 他
		1 7 : 1 5	ブラジルの財政についてのディスカッション
1 1. 2 5		1 0 : 3 0	資料収集

月 日	滞 在 地		概 要
1 1. 2 6	ブラジリア	1 8 : 0 0	
1 1. 2 7		9 : 3 0	日本大使館表敬訪問 阿曾村邦昭一等書記官他
		1 0 : 4 5	中央銀行 Paulo Yokota 理事
		1 5 : 3 0	IPEA N.Holanda, A.R. Magalhães 氏
1 1. 2 8		1 1 : 0 0	IPEA にて情報収集
		1 2 : 0 0	外務省 P.P.Vidal アジア局長
		1 4 : 3 0	IPEA にてディスカッション L. Zottmann 他
1 1. 2 9		9 : 3 0	ブラジリア近郊、衛星都市および日本人農園を 見学
	サンパウロ	1 7 : 0 0	
1 1. 3 0		1 0 : 0 0	サンパウロ大学経済研究所セミナー（第1回） （内容）経済比較 （参加者）A.C.Pastore 教授 齊藤広志 教授 塚本雄一 教授 他
		1 4 : 3 0	サンパウロ大学経済研究所セミナー（第2回） （内容）ブラジル経済分析 （参加者）同 上
1 2. 1		9 : 3 0	バルガス企業経営大学 R.V.Braga 教授 他
		1 2 : 0 0	資料収集
1 2. 2			サントス港湾施設見学
1 2. 4		1 3 : 0 0	サンパウロ大学史学部

月 日	滞 在 地		概 要
1 2. 5		9 : 3 0	サンパウロ大学経済研究所セミナー（第3回） （内容）ブラジルの経済政策 （参加者）A.Pastore 教授 他
		1 4 : 0 0	バルガス研究所でディスカッション
		2 0 : 3 0	サンパウロセミナー総括
1 2. 6	レシフェ	1 5 : 2 0	
		1 6 : 0 0	総領事館表敬 福井敏郎 領事 他
1 2. 7		9 : 3 0	SUDENE L.A.da Lima Filho 国際協力部長
		1 6 : 0 0	SUDENE V.Salmito 工業部長
1 2. 8		1 3 : 0 0	パライーバ州ジョアン・ベッソーアの抽鯨業見 学のためレシフェ出発
		1 5 : 0 0	ベルナンブコ州製糖工場
1 2. 9		1 5 : 0 0	レシフェ砂糖博物館他
	ベレン	0 : 1 0	
1 2. 1 1		9 : 3 0	谷総領事表敬訪問
		1 0 : 4 5	SUDAM E.B.Coelho 長官他
		1 6 : 0 0	バラ大学
1 2. 1 2		9 : 3 0	日本人移住地（Guama 移住地）
		1 2 : 3 0	Castania 移住地
1 2. 1 3		8 : 0 0	市場見学
		1 6 : 3 0	バラ大学 A. D. Mendes 教授 他
1 2. 1 4	リオ	0 : 1 5	
		9 : 3 0	IPEA
		1 0 : 3 0	JETRO
		1 1 : 4 5	総領事館

月 日	滞 在 地		概 要
1 2 . 1 4		1 4 : 3 0	IPEAにてミーティング H. Planzer N. Holanda L. Zottmann 他
		1 7 : 3 0	リオ・カトリック大学 C. Mendes 教授 他
1 2 . 1 5	リ オ 発	1 3 : 3 0	
1 2 . 1 8	東 京 着	1 9 : 0 0	

第 2 次 調 査 団 日 程 表

(1 9 7 3 年 8 月 9 日 ~ 9 月 7 日)

月 日	滞 在 地	概 要	
8. 9	東 京 発	1 4 : 2 0	
	メ キ シ コ 着	1 7 : 3 5	
8. 1 0		1 0 : 4 5	日本大使館表敬訪問
		1 1 : 3 0	ラテンアメリカ金融研究センター Dr. F. Rivera
		1 4 : 0 0	UNAM 岡部教授
		2 2 : 3 0	
8. 1 1	マ ナ ウ ス	2 2 : 3 0	
8. 1 2		9 : 3 0	エウゼニオ・サレス日本人移住地 自治会長 Murota 氏 他
8. 1 3		9 : 1 0	日本領事館表敬訪問 西領事 他
8. 1 4		1 0 : 0 0	SUDAM J. A. de Carvalho 他
		1 5 : 0 0	シャープ・ド・ブラジル D. A. Areosa 社長 他
	1 6 : 4 0	アマゾン州開発委員会 O. M. Rodriguez 事務局長 他	
	1 0 : 0 0	SUFRAMA Dr. H. de Almeida 長官 他	
8. 1 5	リ オ	2 0 : 0 0	
		1 0 : 3 0	IPEA/INPES P. C. Moletta 氏 他
		1 4 : 0 0	Ishikawajima do Brasil
		1 8 : 0 0	関税政策審議会 Ikeda 事務局長 他

月 日	滞 在 地		概 要
8.15		18:00	南米投資銀行 Guibu 専務理事 〔水野・青木・内野〕
8.16		9:15	FINEP Dr. F. S. Erber 事務局長他
		14:00	グアナバラ州開発会社 N. E. Figueiredo 社長
		15:00	IPEA/INPES F. A. Biato 氏
		16:30	CNI M. Mosse 氏 他 〔紙谷・堀坂〕
		12:00	IPEA/INPES 農業専門家 Dr. R. M. Raiva 〔堀坂〕
		16:00	大来基金総裁の記者会見及び BNDE における講演に出席
8.17		10:00	ブラジル住宅銀行 Dr. R. Costa 総裁 他
		11:45	IPEA Mr. L. Zottmann
		15:00	IBGE で統計資料 収集
		16:00	大来総裁 バルガス研究所で講演
8.18		9:00	資料収集
	サルバドール	20:05	
8.20			〔水野・青木・内野〕
		9:30	SEDENE L. J. Carvalho 所長
		11:00	CEPED 科学技術部長 Dr. I. S. Edelweiss 他

月 日	滞 在 地		概 要
8.20		15:00	C I A A.C.L.de Menezes
		17:40	Safron-Teijin 財務部長 田宮氏 他 (紙谷・堀坂)
		9:30	移住事業団
		13:30	クビチェック 日本人移住地訪問
8.21	ブラジリア	19:15	
8.22		9:50	日本大使館表敬訪問 宇山厚大使 他
		10:30	I P E A Dr.N. Holanda 他
		15:00	I P E Aにてセミナー 参加者 Dr. N. Holanda 他 各分野の専門 家15名
		17:45	ブラジル中央銀行 Paulo Yokota 理事 他
8.23		9:00	商工省及び農業省 O.S.G. Sob 氏 他 11名とディスカッ ション (水野)
		10:30	外務省 Murtinho 大使 他
	ペロ・オリゾンテ	16:00	(水野・青木・内野・堀坂)
		17:15	USIMINAS A. Lavari J. 社長 他
		19:00	I N D I A.dos Santos 所長 他

月 日	滞 在 地		概 要
8.23		17:30	〔紙 谷〕 B.D.M.G. L. Menache 他
8.24		10:15	〔水野・青木・内野・堀坂〕 Intendente Camara Steelwork (USIMINAS)
	サン・パウロ	22:00	
		9:00	〔紙 谷〕 BDMGとディスカッション L.S. Assumpção 頭取 他
		8:50	〔江 見〕 サンパウロ着
8.25		7:00	〔紙 谷〕 ミナス三角地帯視察
8.27		10:00	日本総領事館表敬 岩瀬領事 他
		15:00	サンパウロ大学 経済研究所にてセミナー A.C.Pastore 教授 他5名
8.28		9:30	〔水野・江見・内野・紙谷・堀坂〕 サンパウロ州政府 Dr. W. Y. Tamura 他
		9:00	〔青 木〕 Kanebo do Brasil 別役社長 他
		11:15	Guarantã-Aoki Construtora S. A. T. Orihabe 専務理事
		14:15	〔水野・青木・江見・内野〕 日伯商工会議所 加見山副会頭 他
		16:00	Howa do Brasil S.A.

月 日	滞 在 地		概 要
8.28		14:30	〔 紙谷・堀坂 〕 COTIA 井上理事長 他
		19:00	CEASA
8.29		9:00	〔水野・青木・江見・内野〕 Kanebo do Brasil S.A. Aso 工業部長 他
		9:30	〔 紙谷・堀坂 〕 第15回 国際農業経済学会出席
		16:00	移住事業団 サンパウロ事務所長 白石氏 他
		18:00	日伯文化センター 斉藤理事 他
8.30		10:00	〔水野・江見〕 Banco de Tokio S.A.
		11:00	BANAS S.A. L. Dellermo 理事
		12:00	バルガス企業経営大学 W. Schoeps 教授 他
		14:15	サンパウロ大学経済研究所 A.C. Pastore 教授
		9:30	〔 紙谷・青木・内野・堀坂 〕 サンパウロ農業研究所 永井博士
		18:30	東山農場 藤原氏 他
8.31	ポルトアレグレ	11:30	
		13:45	日本総領事館 西川総領事 他

月 日	滞 在 地		概 要
8. 3 1		1 4 : 3 0	SUDESULにてセミナー Dr. P. A. de Freitas Melro 長官 他 1 1 名出席
9. 1		1 1 : 3 0	Ivoti 日本人移住地
		1 4 : 0 0	米作地帯見学
		1 5 : 0 0	江見 船国
9. 2		1 0 : 1 5	Herberle 氏のファゼンダ見学
	ブエノスアイレス	2 2 : 1 0	
9. 3	サンチャゴ	1 5 : 1 0	
		1 0 : 3 0	日本大使館 表敬 遠藤大使 他
9. 4			[水野・青木・堀坂]
		1 0 : 3 0	ECLA 訪問 細野・黒子氏 [紙谷・内野]
		1 0 : 3 0	FAO 地域事務所 高官氏
		1 5 : 0 0	ECLA スタッフとディスカッション Dr. N. Gonzalez 他約 1 0 名
		1 7 : 3 0	ECLA 事務局長とディスカッション Dr. Iglesias
9. 5	サンチャゴ発	9 : 4 0	
9. 7	東京着	1 7 : 0 0	

